



平成27年 第6回定例会

会 議 録

(平成27年12月4日～12月18日)

枕 崎 市 議 会

平成 27 年
枕崎市議会第 6 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 15 日間（12 月 4 日～12 月 18 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
12 月 4 日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程(日程第4号－第16号) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程(日程第17号、第18号) 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 報告(日程第19号－第23号) 14 散 会
12 月 5 日 (土)	休 会			
12 月 6 日 (日)	休 会			
12 月 7 日 (月)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問(5名) 3 散 会
12 月 8 日 (火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問(1名) 3 陳情上程・委員会付託 4 散 会
		委員会	前 10:43	1 地方創生に関する調査特別委員会
12 月 9 日 (水)	休 会	委員会	前 9:24	1 総務文教委員会
12 月 10 日 (木)	休 会	委員会	前 9:29	1 産業厚生委員会
12 月 11 日 (金)	休 会	委員会	前 9:24	1 予算特別委員会

12月12日(土)	休会			
12月13日(日)	休会			
12月14日(月)	休会			
12月15日(火)	休会	委員会	前 9:24	1 議会運営委員会
12月16日(水)	休会			
12月17日(木)	休会			
12月18日(金)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第6号) 3 委員長報告 4 質疑、表決 5 議案上程(日程第7号-第11号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第12号-第16号) 9 質疑、表決 10 議員派遣について 11 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成27年12月4日)

平成27年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第1号）

平成27年12月4日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	78	平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）	予 特
5	79	平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
6	80	平成27年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
7	81	平成27年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
8	82	平成27年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
9	83	枕崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
10	84	枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
11	85	枕崎市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び枕崎市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
12	86	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
13	87	財産の取得について	〃
14	88	南薩地区衛生管理組規約の変更について	産 厚
15	89	鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組規約の変更について	総 文
16	陳8	ごみ焼却施設の推薦の取り消しについて	産 厚

17	90	教育委員会委員の任命について	
18	91	公平委員会委員の選任について	
19	報9	専決処分の報告について	
20	報10	専決処分の報告について	
21	報11	専決処分の報告について	
22	報12	専決処分の報告について	
23	報13	専決処分の報告について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
白 澤 芳 輝 健康課長
福 元 新 水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者
山 崎 公 広 監査委員
永 江 隆 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務長
加 藤 省 三 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長
木之下 浩 一 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
三 島 洋 台 消防長
森 蘭 智 之 消防総務課長
山 口 太 総務課行政係長

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
真 茅 学 農政課長
松 田 博 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
橋之口 寛 監査委員事務局長
田 中 義 文 福祉課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長
田 代 芳 輝 教委総務課長
上 園 信 一 生涯学習課長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
鮫 島 寿 文 総務課行政改革推進係長
牧 野 美 紀 総務課行政係主事

午前9時30分 開会

○新屋敷幸隆議長 平成27年第6回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、5番吉松幸夫議員、10番茅野勲議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成27年9月及び10月執行の例月現金出納検査結果報告書並びに10月及び11月に実施されました定期監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成27年第5回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号から第16号までの13件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算5件、条例4件、財産の取得について1件、南薩地区衛生管理組合規約の変更について1件、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について1件、人事案件2件、報告事項5件の計19件であります。

このうち、人事案件及び報告事項を除く12件について説明を申し上げます。

まず、議案第78号平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,554万5,000円を減額し、予算総額を111億5,800万円にしようとするものです。

地方債の補正は、過疎対策事業などの変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、障害児通所支援事業、施設型給付費、農地中間管理事業、特用作物振興対策事業補助、中学校教師用指導書等購入などをお願いしてあります。

その他主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第79号平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し

上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,385万6,000円を追加し、予算総額を46億8,462万6,000円にしようとするものです。

補正の内容は、療養諸費及び高額療養費の増額であります。

以上の財源として、療養給付費等交付金及び諸収入の増で措置いたしました。

次に、議案第80号平成27年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ22万1,000円を減額し、予算総額を24億0,422万円にしようとするものです。

補正の内容は、南薩介護保険事務組合負担金及び居宅介護サービス給付費の減額並びに居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画給付費、介護予防サービス計画給付費、高額医療合算介護サービス費及びてげてげ広場事業実施に伴う一次予防事業費の増額であります。

以上の財源として、支払基金交付金、国庫支出金及び県支出金の増並びに繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第81号平成27年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,186万9,000円を減額し、予算総額を7億4,315万円にしようとするものです。

地方債の補正は、事業債の変更に伴うものです。

補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の減、下水道整備費の委託料及び工事請負費の減などです。

以上の財源として、国庫補助金、一般会計繰入金及び事業債の減で措置いたしました。

次に、議案第82号平成27年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出において、人事異動による人件費の減に伴い、営業費用を475万7,000円減額し、金山浄水場急速ろ過池更新事業に係る工事請負費の減に伴い、営業外費用を375万円追加しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、金山浄水場急速ろ過池更新事業に係る事業費の減による企業債の減等に伴い、収入を3,943万6,000円減額し、同事業に係る工事請負費の減等による建設改良費の減に伴い、支出を5,016万7,000円減額し、収入額が支出額に対して不足する2億0,014万1,000円については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものです。

次に、議案第83号枕崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第84号枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、徴収猶予及び換価の猶予の手續に関し必要な事項を定めるほか、条文の整備をしようとするものです。

次の議案第85号枕崎市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び枕崎市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定につきましては、半島振興法等の一部改正により市税の不均一課税に係る減収補てん制度の対象業種に情報サービス業等及び農林水産物等販売業が追加されたこと等に伴い、所要の条文の整備をしようとするものです。

次の議案第86号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

次に、議案第87号財産の取得について申し上げます。

これは、高規格救急自動車更新に伴い、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を取得することについて、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第88号南薩地区衛生管理組合規約の変更につきましては、南薩地区衛生管理組合が共同処理するし尿等の処理施設の設置及び管理運営に関する事務に係る市の区域に日置市伊集院町及び同市日吉町を加えることに伴い、同組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

次の議案第89号鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更につきましては、鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務の一部に係る組合市町村の変更に伴い、同組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○4番城森史明議員 議案第85号に関する質問をさせていただきます。

半島振興法が変わるといことで、現状、どのような運用がされてきたのか。さらに情報サービス業等及び農林水産業等販売業が追加されるということですが、具体的にどういうことなのかを説明をお願いしたいと思います。

○下山忠志水産商工課長 今回の改正について、まず、説明申し上げます。

半島法等の一部改正により、地方税の不均一課税時の減収補てん措置の対象業種について、これまでの製造業及び旅館業に加えて、情報サービス業等と、それから農林水産物等販売業が対象となったということですが、その対象業種につきましては、まず、情報サービス業等では、有線放送業、それからソフトウェア業、情報処理・提供サービス業またはインターネット付随サービス業、これは、ポータルサイト・サーバ運營業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ及びインターネット利用サポート業、それとコールセンター業となっております。

農林水産物等販売業につきましては、当該半島振興対策実施地域において生産された農林水産物またはその農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理したものを店舗において主にその半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業でありまして、具体的には、観光客向けの農林水産物等の直売所や農家レストラン等となっているところでございます。

運用につきましては、これまでも運用してきておりますけれども、現在のところ半島振興対策実施地域産業開発促進条例については、平成27年度には1件あったところでございます。

○4番城森史明議員 その1件っていうのは、具体的には説明はできませんか。

○下山忠志水産商工課長 水産加工業協同組合が新設・増設をした化成工場の新たに新造した施設が対象となりました。

○新屋敷幸隆議長 ほかに。

○13番立石幸徳議員 提案されました議案についてですね、幾つかお尋ねをしますが、まず、予算の関係でですね、例年と大きく違っているのが、この人事院勧告に基づく給与改定ですね、一般管理費が計上されておられません。

これは報道によりますと、臨時国会が開催されないもんだから、この関係の法案が上程せず成立していないんで、各全国地方自治体も対応がとれないということなんですけれども、この給与改定の見通しはどういうふうに考えておけばいいのかですね、この点のみをお尋ねをしておきます。

それから、ただいまも出ました議案85号、それから議案88号についてですね、2件とも付託委員会が産業厚生委員会ということになるようですので、私自身、2つの議案について質疑の機会がございませんので、この本会議でお尋ねをさせていただきます。

先ほども出ましたこの半島振興法の関係でですね、若干、私、税務課に確認した件数と、ただいま水産商工課長が言われた件数がちょっと食い違っているんですが、現時点で、現条例ですよ、適用されているこの税の固定資産税等の不均一の課税、この件数は現行で何件になっているのかですね。

新たにこうして、先ほどもありました情報サービスの件と農林水産物等の販売所等が対象業種となってくるんですけれども、新たなこの業種を考えたときに、本市での対象になる見通し、いわゆる影響ですね、この辺をどういうふう担当課では考えているのかですね。

それから先ほども説明がありましたが、農林水産物等の販売所の定義づけといいましょうか、これが主に地域外に、半島地域外に販売する場合が対象になるんですね。

しかし、なかなか現実にその販売所がですね、半島地域外の人に売っているのかどうかというのを、ちょっと細かい話ですけれども、観光客と一律に言いましても、この薩摩半島から来ているのかどっから来ているのかと、そういったチェックはどういうふうなかたちで、実際問題としてですね、なされるのか、その点もわかっていたら教えていただきたいと思います。

それから、議案88号の関係で、これ衛生管理組合の規約を改正することになるんですが、御承知のように来年4月から汚泥再生センターということで、南薩全域のし尿処理をまとめてやるようなかたちになりまして、日置市の伊集院町・日吉町が来年度からし尿を持ち込むということになるんですけれどもね。その負担額なんです。

つまり、この改正の議案を見ますと、基準財政需要額の清掃費を根拠にするっていうことなんです。清掃費の算出、あるいは算定に当たっては、当然ごみの部分も入っていくわけなんです。現時点では、伊集院町・日吉町は来年度からし尿部分は参入するとしても、ごみのほうははっきり言って関係ないんですよ。ごみの分も算定にしたその清掃費を根拠にするという、この辺についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○下山忠志水産商工課長 まず、先ほどの半島振興法に関する条例の件でございます。

農林水産物等販売業につきまして、先ほど申しましたように、当該半島振興対策実施地域において生産されたものあるいは加工されたものを主にその半島振興対策実施地域以外の者に販売することを目的とする事業ということであります。

実施地域といたしましては、本市の入っているところは薩摩というふうな地域でございます。それで、薩摩地域以外の方々に対して販売することを目的とするというふうな事業でございます。

例えば、薩摩地域以外の方々が枕崎に来て、枕崎の特産品販売所あたりでその農産物を買って、それがその施設として、それを目的として新設・増設をするというふうな施設のものに対しての市税の不均一課税を行うというふうなものでございます。

それと市に、今、本市においてどのような影響とかそういうのがあるかというふうな御質問でございますけれども、現在はそういうふうなものが予想、今のところ現時点では予想されておられませんので、何とも返答のしようがないところでございます。

先ほど、それと、当該、現時点での半島振興法の状況で大変申しわけございません。私、先ほど加工組合だけ申しましたけれども、平成27年の指令で枕崎水産加工業協同組合の腹皮身部分加工品製造工場と瀬戸茶生産組合、この茶工場、2つがあります。（「2件ということ」と言う者あり）2件です。

○本田親行総務課長 昨年に引き続きまして、引き上げを求めた人事院勧告がなされております。

政府は完全実施する方向で、本日の給与関係閣僚会議と閣議で決定することとしており、勧告内容を盛り込んだ給与改正法案を来年の通常国会に提出することであるという情報を得ておりま

す。

本市の対応としましては、法案可決後検討してまいりたいと考えております。

○加藤省三市民生活課参事 先ほどありました南薩地区衛生管理組合の規約の変更の件でございますけれども、清掃費のですね基準財政需要額の中には、議員がおっしゃるように、ごみ処理費とし尿処理費がございます。

伊集院町と日吉町は、今回、し尿だけですね共同処理しますが、事務局に確認をしたところですね、ごみ処理費とし尿処理費を分けることができないので、清掃費の需要額としたところでありますと。

現在でもですね、吹上町については、し尿のみであります、ごみも含めた清掃費で負担をしていただいているということです。

○13番立石幸徳議員 給与改定の件は、後もって法律制定後また提案されるんでしょうから、一応置いておきますけれども、この半島振興法ですね、実効性っていいんでしょうか、効果。

今、水産課長が言われたように、薩摩という、当然私どもの地域は薩摩半島ですので、これはだいぶもう30年近い前に、いわゆる国会議員の議員立法でもって半島振興法っていうのは成立したと私記憶しているんですね。その後ずっと数十年、半島を、日本全国の半島を振興させるんだって言うけれども、なかなかですね、こういった法律があるにもかかわらず振興しているのかと、私は非常に疑問を感じてるものですからね。

この半島振興法に基づく、当然、振興計画というのが作成されてますよね。なかなか私どもは、この薩摩半島の振興計画というものも拝見する機会がないんですよ。実際、この半島振興法に基づく振興計画の内容っていいんでしょうか、どういった薩摩半島の振興をしようということになっているのかですね、そういうものも担当課のほうで把握しておりましたら教えていただきたいと思えます。

それから、管理組合の関係ではですね、今、し尿の関係では、市民生活課参事が言われたように整理をするんですが、吹上町のほうは、今度は火葬場の関係もあるんですね。火葬場の関係は、いわゆる基準財政需要額の保健衛生費を算定基礎として出すというようなことですね、私は非常に衛生管理組合の負担のあり方が非常に複雑になってるんじゃないかという気がするんですよ。

将来的には、日置市も……、新しいごみ焼却施設等が整備され、一緒の組合でやる場合には、いろんな負担というのはすっきりするんでしょうけれども、当面、ここ新しい新ごみ焼却施設等がきちっと稼働するまでは非常に複雑な負担になっていくんじゃないかと思うんですが、この辺についてはどういうふうにご検討お考えおなされるのかですね、お尋ねをしておきます。

○下山忠志水産商工課長 半島振興法に基づく地域につきましては、私が先ほど述べましたように、本市は薩摩地域に指定されております。鹿児島市、指宿市、枕崎市、薩摩半島に所属する位置するところが、その地域として一体的に指定されているところでございます。

その半島振興を促進するための枕崎市における産業の振興に関する計画につきましては、この平成27年4月に新たにというか、いろいろ改正をして策定をしているところでございます。

本市における産業振興の現状を踏まえた課題の解決に向けて取り組むために、産業振興に関する計画を作成したわけでありまして、その中では、経済・財政力、それから本市の産業の現状、それから交通ネットワーク、農林・水産、もろもろつくって、作成してございます。

こうした中で、そういう産業の振興をするために計画をつくってきておりますので、それに基づきまして、その法に基づく新設・増設分について、今回、半島振興法の一部改正等によって事業が追加されましたので、今回、それを追加しようとするものでございます。

○加藤省三市民生活課参事 御質問にありました新広域ごみ処理施設のですね、負担金についてでございますけれども、これにつきましては、まだ現在のところ負担割合は決まっておりません

ので、今後協議して確定していくものと考えております。以上です。

○3番立石幸徳議員 ちょっと質問の主題がよく理解されておられないんじゃないかという気がするんですね。そのごみ焼却の負担なんかは、今、検討できる段階でも何でもないわけですから。

それで、半島振興法の関係ではですね、私も申し上げましたように、なかなかこの振興法が本当に生かされているのかっていうことを実感として持っております。

それで、具体的には、その不均一課税をしまして、当然本市にとりましては、その分が減収、収入減になるわけですから、その分については、いわゆる交付税の基準財政収入額のほうですね、調整して、収入額のほうで控除をするという制度で、本市には全然そのマイナスっていいでしょうか、減収にはならないという対応ですから、できるだけやっぱりその対象事業所を多くしていく、担当課のほうでもそういった事業所へPRしていただきたいと、こういうことになると思うんです。

それから、衛生管理組合はですね、非常に先ほども申し上げましたように、負担そのものが、日置市はもう一つ、旧東市来町っていうのがございます。ここは全然、ごみもし尿も火葬場も関係ないわけですね。この辺の負担のあり方というのは、いずれかの時点ですっきりするようなかたちで、私は負担をしていただきたい。

現に、北薩地区は基準財政需要額なんかっていうのは全然関係なく、人口割、均等割、さらに実績割で負担額を決定しているようですので、そういったことについて見解を聞いておきたいんです。

○原田博明市民生活課長 今、議員のお話ですけれども、構成市におきましては、負担の割合につきましては構成市内で現在協議して負担しているわけですけれども、今後、新しいごみ処理施設の関係もございまして、そういったかたちで話し合いがされていくものと考えております。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○9番沖園強議員 ただいまの88号関係なんですけど、その負担割合ですよ、当然、衛生管理組合議会もございまして、そこで決算書等も出ているわけですよ。

それで、負担割合そのものが、1項から13項までございますよ、各市の負担割合というのが、私、認識しているのは、基準財政比率とそれと均等割と人口割というかたちで負担していると思うんですよ。内鍋清掃センターの場合は3対7ですかね。ほかが大体4対6という割合で負担をされていると思うんですよ。

そういったかたちで、日置市を含めてもろもろの施設の負担が決まってきているわけなんですけど、今の立石議員の質疑の中でもございましたように、その負担割合が公正なんでしょうけど、妥当なのかという質疑だったと思うんですよ。

今後、その汚泥再生処理施設の部分がどうなっていくのか非常にわからないんですが、その組合議会等で審議されるんでしょうけど、本市としては、今の負担割合というのを、もろもろの負担割合というのをどうとらえているんですかね。

○原田博明市民生活課長 今、質問がありましたが、それぞれ項目に応じまして負担の割合、負担の仕方が変わっております。

新しい汚泥再生処理施設の負担につきましては、おっしゃるとおり、今後協議されることだし、今話し合われていることからいくと、均等割、搬入割というかたちになるかと今協議をされているところでございます。

それぞれの割合についてはですね、ここでどうということは明確には言えないですけども、今後、それぞれですね、構成市内で、負担割合についてはまた協議されていくものと考えております。

○8番禰占通男議員 半島振興対策についてのこの今回加える情報サービス業等に係る質疑ですけど、本市におけるこの利用等の可能性というのは何か。

それと、一般補正の9番目の中学校教師用指導書等の購入についているのがありますから、この指導書の内容、今までとどう違うのか。

それと、介護保険の補正予算のうちの7番のてげてげ広場事業の内容をお願いいたします。

○**下山忠志水産商工課長** 半島振興法に基づく条例改正の部分の追加される業種のことですけれども、まず、情報サービス等事業につきましては、今のところどのようなものができていくのかというのは予測ができないところがございますが、昨今のこういう情報社会の中では、今後、そういうものも見込まれていくのではないかというふうな、新設・増設されていくことが見込まれるのではないかというふうなかたちで考えております。

また、農林水産物等販売業につきましても、今のところ、どういうふうなかたちで新設・増設が見込まれるのかというのは予測がつかないところがございます。

○**木之下浩一学校教育課長** 教科書の指導書の件でございますけれども、4年に1回教科書の採択が行われます。

今年度が中学校の教科書改訂の年でございますので、来年の4月から子供たちが新しい教科書を使います。内容が変わっていたり、それからかつての単元があったりしますけれども、子供たちの教科書は、教科書の無償給与が定められておりますけれども、教師用の教科書、それから教師が参考として使う教師用指導書につきましては無償でございませんので、予算の措置をお願いしているところでございます。

○**山口英雄福祉課長** 介護保険の補正予算でお願いしてありますてげてげ広場についてでございますけれども、これは、てんとうむし体操という簡単な体操でございますけれども、これを1つのツールといたしまして、さまざまな活動を自主的に実践する集まりとして「てげてげ広場」を創設いたしまして、身体機能の低下の防止、それから社会活動の促進、地域における見守り力の強化、高齢者同士の支えの仕組みづくりを推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備を図ろうとする目的で実施するものでございます。

この事業の対象者につきましては、現在、健康づくりの市が取り組んでいるサロンとして筋トレサロンというものがございまして、今回のてげてげ広場の主な対象者といたしましては、身体的な理由等によりまして筋トレサロンに参加が困難な高齢者の方々、それから体操に特化しないで、むしろ語らいの場とか、そういったものへの参加を希望する高齢者等を中心に考えているところでございます。

なお、今回のこの事業につきましては、モデル地区を選定しまして実施するということによりまして、その必要経費の補正予算をお願いしているところでございます。

○**8番禰占通男議員** もう1点、先ほどから出てますように、この南薩地区衛生管理組合の新しい加入ということで、加世田のし尿処理場に以前取り付け道路をつくる際に、本市も負担金ということが発生してはいたしたけど、今、この新しく入ってくる日置市伊集院ですね、それとあと日吉町がし尿を搬入するとなると、やはり対象になると思うんですが、その負担金に対して、今後の対策というのはどうなるんでしょうか。

○**加藤省三市民生活課参事** ちょっと手元にですね、そのときの負担金の資料はちょっと持ってきておりませんので、その後の対応については、ちょっと今のところ答弁できないところです。

○**久木田敏副市長** 今、お尋ねのその負担金につきましては、汚泥センターをつくる際の負担金で、既に日置市も含めまして4市で負担金は納めています。

ただ、この汚泥を搬入するこの件についての割合等については、先ほど答弁いたしましたように、今後検討されていくということでございます。

○**新屋敷幸隆議長** ほかにありませんか。

○**新屋敷幸隆議長** これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますのですが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第17号及び第18号の2件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第90号及び議案第91号の2件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第90号教育委員会委員の任命について申し上げます。

教育委員会委員久木田弘子氏は、平成27年12月25日をもって任期が満了となりますが、その後任として下窪節子氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次の議案第91号公平委員会委員の選任につきましては、公平委員会委員櫻井敬子氏は、平成27年12月25日をもって任期が満了となりますが、その後任として桑原房美氏を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の2件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の2件に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○新屋敷幸隆議長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の2件については、無記名投票で行います。

まず、日程第17号教育委員会委員の任命について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に5番吉松幸夫議員、6番俵積田義信議員、7番清水和弘議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第90号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第18号公平委員会委員の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に8番禰占通男議員、9番沖園強議員、10番茅野勲議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第91号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第19号から第23号までの報告事項5件について市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 報告事項第9号から報告事項第13号までの専決処分の報告について報告いたします。

これら5件は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について4件並びにこれらのうち2件に伴う平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）について、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものです。

以上、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時29分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成27年12月7日)

平成27年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第2号）

平成27年12月7日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	清 水 和 弘 議員（18ページ～28ページ）
		立 石 幸 徳 議員（28ページ～38ページ）
		城 森 史 明 議員（38ページ～47ページ）
		禰 占 通 男 議員（47ページ～57ページ）
		永 野 慶一郎 議員（57ページ～68ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
白 澤 芳 輝 健康課長
福 元 新 水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者
山 崎 公 広 監査委員
永 江 隆 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務長
加 藤 省 三 市民生活課参事
田 代 芳 輝 教委総務課長
上 園 信 一 生涯学習課長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課行政係長

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
真 茅 学 農政課長
松 田 博 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
橋之口 寛 監査委員事務局長
田 中 義 文 福祉課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
山 口 英 夫 教育長
木之下 浩 一 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
三 島 洋 台 消防長
森 菌 智 之 消防総務課長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

これから一般質問を行います。

質問は、1番清水和弘議員、2番立石幸徳議員、3番城森史明議員、4番禰占通男議員、5番永野慶一郎議員、6番豊留榮子議員の順に行います。

清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○7番清水和弘議員 皆さん、おはようございます。

私は、この日本の焼却炉の設置数が2008年時点で1,490基、そしてまた、現在約1,400基で、世界の中の3分の2の焼却炉が設置されているということに驚きを持っております。次に焼却炉の多い国はアメリカの168基、海に恵まれているイギリスでは7基となっているような状況であります。

私が調査したところでは、日本の焼却炉はなぜ一番多いのか、その一因に焼却炉建設に多くの補助金を付与してきたことに起因しているようであります。

日本には、このような関係から環境保護法第9条には、大気及び土壌、水、生物をはじめとする環境の損傷、破壊及び汚染から保護するための原則及び秩序を規制すると記載されております。

私は、焼却場建設に反対するものではありません。

本市の推薦地決定に至る経緯や浄水場周辺への焼却場建設について、枕崎市住民を環境汚染から守り、これからの子々孫々の生活を守っていく立場から、本市の新広域ごみ処理施設推薦地について、通告に従い質問していきます。

まず、推薦地決定時の留意事項並びに注意事項について、どのような事項に注意し、推薦地を決定したのかお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 新広域ごみ処理施設の候補地推薦については、平成26年から検討してまいりました。

平成26年度の衛生自治団体連合会の総会において、各自治会長さんに対して、新しいごみ処理施設建設の協議を開始することと、建設候補地の選定について説明し、公募を行ったところです。

また、庁内においても、課長会等で適地を検討するよう指示したところでありますが、しかしながら、自治会長さんからの応募や情報等がなかったため、庁内で数カ所検討し、今後、4市で話し合うことなどを考慮して推薦したところであり、現在はあくまで候補地を推薦した段階であることを申し添えます。

詳しくは、担当課長が説明いたします。

○加藤省三市民生活課参事 南薩地区衛生管理組合から示されました推薦地選定に係る募集要領の用地の条件といたしまして、①おおむね2ヘクタール以上を確保できること、②平地の確保、適した地質、自然災害影響が少ないこと、③搬入路の確保、十分な給水や排水設備が容易なこと、④法的な規制の解除が容易で、遺跡等の発見の見込みが少ないこと、⑤用地周辺の自治会の施設の受け入れ同意が見込まれること、⑥用地の地権者の同意が見込まれること、以上の点が推薦地選定の基本方針です。地権者や土地所有者の人数等は、特に条件とはしておりません。以上です。

○7番清水和弘議員 今回の参事の答弁にですね、適した地質と答弁されましたけど、その適した地質とはどのようなものですか。

○加藤省三市民生活課参事 適した地質とは、一般に考えますと、地盤が強固な地質ということとっております。以上です。

○7番清水和弘議員 すいません、ちょっと聞き取れなかったんですけど。

○加藤省三市民生活課参事 地質な……、すいません、地質とは、施設設置に伴いまして、地盤が強固な地質ということと考えております。

○7番清水和弘議員 今の答弁で、結局、地すべりとか、そういうものじゃないかと思います。

それですね、私もいろいろ調べましたけど、候補地の除外項目としてですね、水道水源保全地域、また、保安林、県郷土環境保全地域、河川地域、河川保全地域、土砂災害区域、地すべり防止区域、活断層の真上など17項目は、ほかの自治体では掲げとるわけです。ここにあるんですけどね。

本市の場合、私が一番注目するのは、水道水源保全地域、それと保安林などについて、住民への生活影響があるという考えで、必要と思うんですけど、この項目には入ってないんですか。

○加藤省三市民生活課参事 議員の言われます候補地除外項目につきましては、今後、候補地検討委員会で協議される評価項目であり、候補地としての評価項目の中で、それぞれ土砂災害区域に指定されていないか、保安林に指定されていないか、鳥獣保護区に指定されていないかなどを除外項目として評価をしていき、評価項目にA・B・Cそれぞれ点数をつけて総合点数で評価をすることになります。

本市で推薦する段階では、特に選定条件として掲げた項目については、枕崎市災害危険地域マップや枕崎市津波対応マップによる検討や、南薩地区衛生管理組合が示している用地の条件、選定項目に沿った用地を検討して推薦したところです。以上です。

○7番清水和弘議員 私はですね、推薦地イコール候補地ではないかと考えるんですよ。

推薦地として南薩衛生管理組合に持っていくと、そうした場合、やっぱり本市が掲げたこの推薦地に決定する可能性も大きいわけですよ。ないということはないんですよ、これは。

だからそういうのを考えたらですね、私が言うこの水道水源保全地域とか、こういうのをなぜこの検討項目に入れなかったのか、もう一回お願いします。

○加藤省三市民生活課参事 先ほども申し上げましたとおり、候補地検討委員会のほうですね、そのような項目を検討いたしまして、A・B・Cそれぞれ点数をつけますので、その中で評価されるものと考えております。

○7番清水和弘議員 私は最初述べましたけど、住民への健康被害というものを一番我々議員は考えていかなければならない、そういう観点からですね、検討委員会のほうでも、水道の水源地域や保安林、これは一番目の重要項目には挙げていただきたい。

それからですね、本市の推薦地地域周辺にはですね、浄水場やミカン畑、お茶栽培など、いろいろな農作物が栽培されている状況だと思います。栽培農家や浄水場などへの影響を考慮した場合、農政課や水道課からの意見が必要だと思います。この農政課や水道課から推薦地に対する御意見はなかったのか、お伺いいたします。

○加藤省三市民生活課参事 答弁をいたす前に用語の説明をさせていただきたいと思います。

まず、環境アセスメントとは、施設建設により周辺住民の生活に及ぼす影響を調査し、その結果を住民に縦覧して同意を求めるものです。

それともう一つ、クローズドシステムとは、工場などで有害物質を排出しないシステムで、排水は反復使用され、重金属は回収され、工場用水として循環再使用することで、施設内の使用した水を一切外に出さないシステムのことです。

将来、建設されるごみ処理施設につきましては、最新の技術を用いて、安心して安全な施設を計画することとなります。

現在のごみ処理施設は、有害物質がまざった煙も出ないし、排水処理はクローズドシステムで処理されますので、施設内での排水は全くありません。

また、環境アセスメントを実施し、その内容については、住民の皆様に見ていただき、住民や

農作物、生態系などに影響がないかどうか十分調査した上で、住民の同意を得て、計画していくこととなります。

農政課や水道課との協議は、環境アセスメントを実施しながら、意見を伺っていくこととなります。

また、市長が答弁いたしましたとおり、現在は、あくまでも候補地を推薦した段階です。以上です。

○7番清水和弘議員 参事もいろいろ勉強しとるみたいですが、質問に対してのみですね、答弁してください。

まだ、今言われた答弁に対していっぱい質問が出てきたんですよ。だからこれから順次、質問していきます。

この環境アセスをという話が、私は質問項目には書いてないんだけど、環境アセスをするということになればですよ、これも候補地が1カ所に決まって、その時点でないとやっぱりコストが高くなるわけですよ。

だからこの推薦地の場合、今、この南薩衛生管理組合では5カ所ですけど、5カ所で環境アセスすることになったら、すごい金額がかかりますよ。そしたら、その環境アセスにかかる費用はどのぐらいと考えてますか。

○加藤省三市民生活課参事 環境アセスにつきましては、先ほどから申し上げますとおり、候補地に決定した段階で行います。

費用につきまして、現在、幾らぐらいかかるかとの御質問ですが、その点につきましてはちょっと手元に資料を持ってきておりませんので、金額はちょっと答弁できかねます。以上です。

○7番清水和弘議員 環境アセスをする段階で、農政課や水道課には話を聞くみたいな答弁でしたよね。

私は、それ以前に推薦地イコールもう候補地なんですよ、これ。枕崎が推薦していったものは、候補地にならないということはないわけでしょう。そういうことになるんですか。推薦地が候補地に上がるという可能性はどうなんですか、全くないですか。

○加藤省三市民生活課参事 推薦地につきましては、各市推薦しております。

先ほども申し上げましたとおり、候補地検討委員会で協議されますので、枕崎の推薦地が候補地になるという可能性はあると考えております。以上です。

○7番清水和弘議員 そういうことであればですよ、予測されるこの健康被害、風評被害、そういうのを考えたら、必ず農政課や水道課、この方々の意見も取り入れるべきだと私は考えますよ。

住民への健康被害などは、どのように考えているんですか。

○加藤省三市民生活課参事 住民への環境被害ということでございますけれども、先ほどから申し上げますとおり、新しいごみ処理施設はクローズドシステムで排水も外に出ませんし、煙についても99.9%バグフィルターで処理されて外に出ないということで、健康被害については、なにもないというふうと考えております。

○7番清水和弘議員 これ以上質問しても、私が予定しとる質問、以前の答弁をしているので、もうちょっと掘り下げてですね、いろんな自治体を見てくださいとですね、広域処理施設を建設する場合は、健康に対する被害あるいは風評被害を考えた場合ですね、ポジティブマップとかネガティブマップ、これを作成しとるわけですよ、ここにあるんですけどね。いろんな地域が作成してますよ。それについては、作成された結果の推薦地ということなんですか。

○加藤省三市民生活課参事 ネガティブマップやポジティブマップにつきましては、候補地検討委員会への提出資料として、事務局及び構成市より活断層の状況及び過去の地震の状況、液状化対象地形区分、地質概要図、ボーリング柱状図、各市の防災マップ、南海トラフの巨大地震に伴う津波の津波高分布図、将来人口推計、各推薦地の近接状況、各推薦地の遺跡分布図、幹線道路

からのアクセス、ライフラインの整備状況などを作成しており、これらを参考にしながら、候補地検討委員会で協議検討していく予定でございます。以上です。

○7番清水和弘議員 先ほど来からずっと答弁を聞いているんですけど、水源地とかですよ、涵養保安林、この言葉は1回も出てこないんですよ。

それと、このほか自治体ではですね、この住民の合意形成、これが一番高いんですよ。これはもう11倍、ほかのやつはもう3倍とかですよ、なっとるんだけど、合意形成が11倍で一番高い。これはなぜか。これは、なぜこの合意形成が高いのか、ちょっと答弁してください。

○加藤省三市民生活課参事 議員がおっしゃられる合意形成でございますけれども、施設をつくるに当たっては、当然、住民の同意が第一条件だと思いますので、その点について点数が高いものと考えております。以上です。

○7番清水和弘議員 点数が高い理由は、どのようなことを想定されますか。

○加藤省三市民生活課参事 すいません、もう一回質問の趣旨をお願いします。

○7番清水和弘議員 点数が高くなったことに対する理由ですよ、どのようなことを想定されますか。

○加藤省三市民生活課参事 点数が高い理由につきましては、先ほども申し上げましたとおり、住民の同意が第一条件と考えておりますので、当然点数が高くなるものと考えております。以上です。

○7番清水和弘議員 その同意とは、どういうことなんですか。

私はですよ、やっぱり自分の生活に対するその健康被害とか影響、これは少なくなったらいいという同意ですよ。悪くなるのに同意なんかないわけですよ。

だから、私が言ってるのはですね、合意形成するとき、何を一番重要として合意されるのか、健康被害なのか、作物に対する風評被害なのか、それによってこの合意形成っていうのは生まれてくるわけなんですよ、倍数はですね。

今、参事が言うとするのは、ちょっと私はおかしいと思いますよ。どういう同意なんですか、ただ一般的に何の、風評被害とか健康被害とか、そういうのを予想されるからこの合意形成っていうのは、倍数が高くなってんですよ。その風評被害、健康被害は考えないんですか。

○加藤省三市民生活課参事 当然、住民説明会等を行った段階で、風評被害とか健康被害につきましても、住民の方々はそれぞれ判断していただくので、そういったのが点数が高くなっていることだと考えております。以上です。

○7番清水和弘議員 ちょっと意見がかみ合わないようですけど、次に行きます。

候補地の抽出に際してですね、いろんな自治体ではですね、この除外条件として、検討委員や有力者の恣意が入ることを避けるために、候補地公表前に協議して決定しているとあるんですよ。

本市は、有力者や検討委員会の方々の恣意が入らないように、どのような対応してきたのか、お伺いいたします。

○加藤省三市民生活課参事 委員の恣意ということでございますけれども、まず候補地検討委員会のメンバーについて説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

候補地検討委員会のメンバーにつきましては、学識経験者3名と各市の住民団体の4名の方と、それから環境衛生団体の代表者と女性団体の代表者4名、それとあと管理者が必要と認める者を1名の合計16名で構成しております。

進め方については、候補地の選定基準の決定、評価基準の点数、各推薦地の現地踏査などを行い、各候補地の総合評価をして、候補地を2カ所に絞って、来年の7月ごろをめどに管理者に報告する予定です。

委員の方々は、目で見て耳で聞いて、それぞれの判断で取り組んでいただけたらと考えております。

す。

御質問にあります委員の恣意ということでございますけれども、本市の推薦地を選定する委員もおりませんし、有力者の恣意も特段ありません。以上です。

○7番清水和弘議員 私、候補地とは言っていないですよ、推薦地を決める場合のって言うところですよ。

推薦地を決める場合、そういう今、参事が言いましたこの本市には検討委員会になっている人はいないと言うけど、その前の段階のことを言うてるんですよ。それについてお答え願います。

○加藤省三市民生活課参事 先ほども申し上げましたとおり、本市の推薦地を選定するときは委員もおりませんし、前の状況というのはどういったことか、ちょっともう一回、質問の趣旨がわかりかねます。

○7番清水和弘議員 たぶんお答えしないと思いますから、次に行きます。

新広域ごみ処理施設推薦地について、衛自連の理事会において、最初説明したと言いましたけど、これはいつなんでしょう。

○加藤省三市民生活課参事 新広域ごみの候補地については、去年の5月の23日の衛自連の総会で公募をかけたというのが最初でございます。以上です。

○7番清水和弘議員 公募をかけたとき、衛自連の方や自治会長さんにはどのような説明をされたんでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 資料に基づきまして、施設の、先ほど申し上げましたとおり、最初の答弁で申し上げましたとおり、面積要件とかですね、工場のおおむねの施設のトン数とかですね、そのようなことにつきまして、資料に基づき説明をいたしまして、適地があったら連絡をしてくださいということで説明いたしました。以上です。

○7番清水和弘議員 去年の5月ですか、衛自連の方々への説明をしたという答弁でしたよね。これは、そのとき前もって資料などは渡していたんですか、それともそのときに渡したんですか。

○加藤省三市民生活課参事 総会前の理事会ではですね、総会に出す資料ということで、理事の皆様方には渡しておりましたけれども、総会に出席された皆様方につきましては、当日の総会資料として配付いたしました。以上です。

○7番清水和弘議員 私たちもそうなんですけど、当日渡されてしまったらですね、何らもう勉強もできないんですよ。だから資料についてはですね、前もって渡しておくべきなんですよ。そうすることによって衛自連とか、自治会長さんも検討はできると思うんですよ。そういうやり方はですよ、今後は大事なものについては前もって資料を渡すように、それは要望ときます。

それからですね、この推薦地を決定する場合、この下流域にはですね、井戸水を生活用水に使ってる方もいらっしゃるわけですね。このようなことは調査したのでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 先ほどの答弁にちょっとつけ加えさせていただきたいと思います。

5月の総会のほうでですね、当日、資料は渡しましたけれども、候補地につきましては7月までということで期限を設けておりましたので、特段その場でどうこうするというようなことはないかと思っております。

それと井戸水の関係でございますけれども、先ほどから説明をしておりますが、将来、建設されるごみ処理施設につきましては、最新の技術を用いて、安心して安全な施設を計画することとなります。

排水についても、施設内の使用水はもとより、収集車などを建物の外で洗車した水についても、循環し施設内で使用する水として使用するクローズドシステムにより、一切外に出ない仕組みとなります。内鍋清掃センターにおきましても、このシステムで処理されております。

また、今回の施設は、ごみ焼却施設を計画しており、不燃物や飛灰については、別の場所にある最終処分場で処分されます。

このため、河川や地下水への影響はないものと考えております。

また、このような影響を調査するのが環境アセスメントでありますので、建設地として選ばれたなら十分調査を実施し、その内容については、住民の皆様に見ていただくこととなっております。

養殖等を始めた方がいるということは、最近知ったところで、井戸とかそれについては、調査はしていません。以上です。

○7番清水和弘議員 私は、先ほどから合意形成ということは一番重要……、高い住民の注意度があるということを申しました。

だからこういうことなんですよ。下流域に結局、井戸水を生活用水に利用していると、そういうことが一番この合意形成につながっていくわけなんですよ。

なぜそういうことを調査しなかったんですか。自治会長さんや衛自連の方々の間からは、そういう話は出ませんでしたか。

○加藤省三市民生活課参事 特段、衛自連……、水源の近くでは、ちょっと問題があるというような意見は、出たことは出ました。以上です。

○7番清水和弘議員 そうしたらですよ、鹿児島県内だけでもいいですよ。水源地周辺に焼却炉が設置されている自治体がありますか。

○加藤省三市民生活課参事 県内ですね、各施設に聞き取りをした結果がございます。申し上げます。

水源地からの距離が300メートルの施設が1カ所ありまして、1キロ以上2キロ未満が5カ所、2キロ以上3キロ未満が3カ所、3キロ以上5キロ未満が4カ所、5キロ以上10キロ未満が4カ所、10キロ以上20キロ未満が2カ所ありました。

今回の4市の推薦地においては、枕崎市は、金山浄水場から下流440メートルにあります、取水口ですね。そこからは下流610メートルになります。

日置市につきましては3.5キロ、南さつま市につきましては5キロ、南九州市の川辺清掃センター隣接の推薦地が1キロ、南九州市のもう1カ所の高倉地区が560メートルの地点に水源地があると伺っております。以上です。

○7番清水和弘議員 私がいろんなところ調べたところではですよ、それはもういいんだけど、今回、都城市に皆さん見学に行ったと、視察調査に行ったと思いますけど、この都城市の場合、水源地からどれくらいありますか。また、住宅からどれくらい離れていますか。

○加藤省三市民生活課参事 水源地につきましては、ちょっと確認はしていません。質問が県内ということでありましたので。

それとあと住宅地につきましてはですね、この前視察に行きましたけれども、ちょっと1キロ以内の距離には住宅はあったところですよ。以上です。

○7番清水和弘議員 その一番近いところはですよ、瀬之口集落ですよ、たしか。

これがフィートなんですけど、4,000フィートぐらいなのかな、約それくらいだったと思いますよ。ということは1キロちょっとですよ。

都城市に調査に行ったとき、そういった水源地等は、水による公害とか、水源による公害とかは質問しなかったんですか。

○加藤省三市民生活課参事 先ほどから申し上げますとおり、クロードシステムということで、工場内の排水は場外から漏れないということで、特段問題はないと考えております。以上です。

○7番清水和弘議員 次にですね、本市が推薦地を決定するに至るまでの経緯についてお伺いしておきます。

本市はですよ、9月広報まくらぎの掲載では、地元の方々への説明については、衛生管理組合の事務局から、新広域ごみ処理施設の候補地検討委員会の協議が始まるまで、自治会長さんへ

の説明までにとめておくようにとの指示があったと記載されていました。

この記事に対して、南薩衛生管理組合からの指摘はありませんでしたか。

○加藤省三市民生活課参事 広報まくらざきの9月号の掲載では、地元の説明については、衛生管理組合の事務局から、候補地検討委員会が始まるまでは自治会長への説明にとどめるよう指示があったと記載され……、すいません、このことにつきましては、ごみ処理等を管理運営している南薩地区衛生管理組合事務局から、候補地検討委員会で協議がなされ、ある程度地元の住民や市民に説明ができるまでは、自治会長への説明にとどめておくよう指示があったところであり、このことにつきましては、事務局にはしっかり確認はしております。以上です。

○7番清水和弘議員 私も南薩衛生管理組合に、記事について尋ねに行きましたよ。「ほかの自治体では、清水さん、やっていますよ」という答弁でした。

枕崎ではやってないかもしれないけど、実際ですね、南さつま市は7月、南九州市では5月に住民への説明会を開いてるんですよ。

本市の場合はですよ、昨年12月にはもう推薦地が決定しているわけですよ。ところが、我々議員が知ったのはことしの6月の23日、全員協議会の中で私らは初めて知らされました。そしてまた、7月29日、城山センターだったと思いますけど、市民と市政を語る会の中で、市民からの質問で初めて住民は知ったというような状況だと私は考えております。

そしてまた、一部の公民館長は報告を受けたと聞いてるんですけど、桜山地区の公民館長の中でもですね、報告を私は受けてないよという公民館長もいるわけなんですよ。

なぜこういう、一部の人には報告して、一部の人には報告しない、なぜこういうことになったんですか。

○加藤省三市民生活課参事 南さつま市も南九州市も日置市も本市もでございますが、候補地を推薦するまでは、4市で申し合わせのとおり、地元への説明も市議会への説明も行っておりません。

御質問にあります南さつま市と南九州市においては、市議会への報告や候補地検討委員会開催後に、推薦地周辺の住民からの要請で説明を実施したと伺っております。

本市においては、5月28日に金山校区4公民館長に説明を行い、6月25日から7月1日にかけて、流域の5公民館長に説明を行っております。推薦地周辺以外の公民館長さんについても、内容的に報告できる時期がまいりましたら実施する予定でいたところでございます。以上です。

○7番清水和弘議員 どうも答弁がおかしいんですけどね。聞いてないという公民館長もいるんですよ、1人じゃないですよ。なぜ、そういう答弁になるんですか。もう一回お願いしますよ。

○加藤省三市民生活課参事 先ほども申し上げましたとおり、金山校区の4公民館長と桜山校区の5公民館長には説明は行いましたけれども、ほかの桜山校区の公民館長さんへは説明は行っておりません。今後、行う予定でございます。

○7番清水和弘議員 やっぱりそういうふうに最初から言うてくれればいいんですよ。

それですよ、公民館長には説明した、ところがこの住民には説明していますか。その公民館長に確認してますか。

○加藤省三市民生活課参事 先ほど申しました4公民館長さんと5公民館長さんへは説明はしておりますけれども、住民への説明は行っておりません。

○7番清水和弘議員 それが本当の答弁だと思いますよ。

私もほとんど回りました。住民は聞いてないと言うんですよ。「清水さん、いつ説明したのか」と、私は怒られましたよ、本当。ある地域では会うと、「おまえ何言うかって、住民の説明が先やるが」と、相当なけんまくで怒られましたよ、これ。

なぜそうしたら、自治公民館長に説明したとき、住民への説明をしてくれという一言は言わなかったんですか。

○加藤省三市民生活課参事 現在ですね、南薩地区衛生管理組合のほうで工場の概要等とかですね、施設の概要等についての説明できる資料を作成中でございますので、その資料が明けて1月から2月ごろできますので、その時点ですでね、4市共通の資料として説明はしていこうかとは考えております。以上です。

○7番清水和弘議員 繰り返しになりますけど、こういうことはですよ、地域住民が賛成して初めて成り立つわけじゃないですか。

先ほども言いましたよ、この合意形成というものが一番高い項目になっていると。これで合意形成が得られますか。住民へ説明しないでですよ、合意形成ができますか、これ。

○加藤省三市民生活課参事 当然、枕崎市が候補地として選ばれた場合は、住民説明会を十分に実施して、環境アセスも実施していくことになろうかと考えております。以上です。

○7番清水和弘議員 建設推薦地についてですね、たしか24年ぐらい、延命工作、24・25ですかね、10年間の延命工作をしているわけですけど、この内鍋清掃センターというのは、もう平成35年ぐらいには、契約っていうんですか、それが切れるため、新しいところを探さなければならぬということはおもうわかっていたわけですよ。

そういうことを考えた場合、私は新しい推薦地というのはもうこの時点で、その住民の合意を得られるような状況にするためには、この時期から私は推薦地については、調査して探すべきだったんじゃないかというふうに考えますけど、どうですか。

○加藤省三市民生活課参事 推薦地につきましては、平成25年11月28日の南薩地区衛生管理組合幹事会で、各市最低1カ所を選定し、平成26年12月ごろには候補地を推薦できるようにとの申し合わせがなされました。

平成26年3月28日に文書で候補地募集要領が示されたため、それ以降に候補地検討に入ったところですよ。

このため、平成26年度の衛生自治団体連合会の総会の場や庁内の会議の中で、募集や情報提供をお願いし、また、独自で調査を行ってきたところがございます。以上です。

○7番清水和弘議員 内鍋清掃センター再使用についてですけど、内鍋清掃センターの面積は、現在1.7ヘクタールと聞いてるんですけど、整地した場合、私は2ヘクタール以上になると聞いているんです。

内鍋清掃センターが再稼働した場合、道路のインフラ整備とか、それももう済んでるわけですよ。また、この土地購入費もいらなくなると考えるんです。

そうした場合、私は栗野地区の方々とお話をしたんですけど、栗野地区の方々の問題点としては、現在、搬入者のマナーが悪い、それから道路状況が悪いけど整備してくれないという声が多くありました。

このような問題を解決後にですよ、本市は、内鍋清掃センターの再稼働について、衛生管理組合と話し合う必要もあるかと考えるんですが、この内鍋清掃センターの再稼働については、どのように考えていますか。

○加藤省三市民生活課参事 内鍋清掃センターの使用については、平成36年度以降廃止するとの栗野地区と取り交わした確約があるので、再使用については、特に話し合いはしておりません。

内鍋清掃センターの経緯につきましては、以前から説明しておりますので、御理解いただいていると思いますが、平成13年度の薩南衛生処理組合のごみ受け入れ時、平成23年の延命協議時に、2回の使用延長の協議を行い、平成35年度までの使用と、平成36年度以降の廃止を確約しているところであります。以上です。

○7番清水和弘議員 そういう約束はあったというのは、私も聞いてます。

ただですよ、今、枕崎だけじゃなくて、枕崎が一番財政状況が悪いと思いますけど、ほかの3自治体ですよ、そんなに財政状況はよくないわけですよ。

そういうことを考えた場合、財政出動を抑制する、これを優先してですよ、そしてまた、財政抑制と住民への健康被害を考えた場合、今のところが私は一番ベターだと思うんですけど、どうなんですか、財政状況とその健康被害を考えて。

○加藤省三市民生活課参事 議員のおっしゃられることは、理解はしておりますけれども、南薩地区衛生管理組合と栗野地区との確約書がございますので、すぐに今の内鍋を使うというのは、返事はできないところでございます。

○7番清水和弘議員 今まで参事は、健康への影響はないんだと、健康被害はないんだというような、クローズドシステムとかですよ、ダイオキシンに対する被害はないんだというような答弁をされてきましたけど、これからその辺について質問していきます。

今、健康被害についてですね、健康被害になる物質について、まずどのようなものがありますか。

○加藤省三市民生活課参事 ごみ焼却場から排出される物質につきましては、ダイオキシン類とかですね、あと、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩素酸化物があると考えております。以上です。

○7番清水和弘議員 ダイオキシンについてはですよ、1立方メートル当たり0.1ナノグラムという基準があると思うんですけど、この量というのは、どのぐらいのもんですか。私もわからないのだけど、いろんな多くの人にもわからないと思います。説明してください。

○加藤省三市民生活課参事 御質問にお答えいたします。

1ナノグラムがですね、10億分の1グラムです。ここにあります0.1ナノグラム、規制値ですけど、これは100億分の1グラムになります。

1ナノグラムを例えますと、東京ドーム1個分の空気の中に、食卓塩のですね、塩粒12.4個分、グラムにして1.24ミリグラムをまぜた濃度に相当します。

国の基準のですね、0.1ナノグラムは、さらにそれを10分の1にした数字に相当し、塩粒1個分ぐらいをまぜた濃度に相当します。

いかに厳しい数値で規制されているかわかることと思います。

○7番清水和弘議員 私はですよ、これはですね、大気の温度とかですね、気圧にもものすごい関係してくるわけですよ。今、参事が言いましたけど、気温とか気圧については全く触れてないけど、これはどうなんですか。

○加藤省三市民生活課参事 気温が0度、1気圧に換算した大気中にですね、毒性の多いダイオキシン類がですね、1億分の1含まれるということになるかと思えます。以上です。

○7番清水和弘議員 基準はですよ、ナノグラムの場合はですよ、気温0度としておるわけですね。そうしたら、0度というのは考えられないわけですね、生活環境の中で。そうしたら、大体二十七、八度、大気の温度がありますよ平均してですね、枕崎は。

そうした場合、この0.1ナノグラムというのはどうなるんですか。

○加藤省三市民生活課参事 先ほども言いましたように、1ナノグラムが東京ドーム1個分に塩粒12.4ですので、それよりまだ厳しい0.1ナノグラムについては、もう本当に……、濃度に例えますと厳しい規制がなされる濃度だと思えます。以上です。

○7番清水和弘議員 ということはですよ、それだけ害が大きいということですよ。

これだけのですね、ナノグラムですよ、億分の1、これだけの、今、先ほど来から参事が言うてますけど、バグフィルターは99.99%取れると言ってますけど、このナノグラムというのは、これだけの微量でも被害があるということを示してるんですよ、これ。そしたらこの被害は、どのようなことが想定されますか。

○加藤省三市民生活課参事 ダイオキシン等の被害の件でございますけれども……、ちょっとしばらく時間を、すいません。

○加藤省三市民生活課参事 ダイオキシンの被害につきましては、多量の暴露による動物実験によりますと、発がん性、呼吸器障害、肝臓障害、中枢神経障害等があるようです。

しかしながら、人に対しても同じような影響があるのかどうかについてはよくわかっていないと報告されております。

環境省のホームページによりますと、1日体重1kg当たり0.004ナノグラムで体重50kgの人の場合、0.2ナノグラム以上摂取すると健康に被害がある可能性があります。

人の呼吸量が15㎡程度なので、摂取量に換算しますと0.0000012ナノグラム程度になりますので、これは先ほどのダイオキシンの説明で例えますと、東京ドーム1万個分の中に食卓塩1.2個、0.12mgをまぜた濃度になりますので、健康への被害はないに等しいと考えられております。以上です。

○7番清水和弘議員 健康被害がないと言われましたけど、すごいんですよ、これ。ダイオキシンの場合はですよ、これはがんの発症の原因にもなる。それから今度は、ばいじんとか、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、それから燐、いろんなものがありますけど、気管支炎やぜんそくの発症、呼吸器の障害、そして目の痛みや頭痛など発生するわけなんですよ。人間への影響は考えられないみたいな、この動物実験のこと言われましたけど、実際に人体に人間に対して発生してるんですよ、これ。そんなもんじゃないですよ。

それから時間がないですから、先ほど来からですね、参事は重金属の被害がないということをお願いしたいんでしょう。

これはクロズドシステムっていうのは、私もわかりますよ。ただし、その水はどのように処理してるのか。今現在、南九州市でもクロズドシステムでやってますよ。排出するときの濃度基準を計測してますか。

○加藤省三市民生活課参事 排水につきましてはの測定につきましては、それぞれ内鍋清掃センターでも行ってありますし、先般の議会の中でも内鍋清掃センターの数値は申し上げまして、規制基準の中におさまっているというふうに答弁したと思っております。以上です。

○7番清水和弘議員 先ほどバグフィルターによって環境への被害も少ないと、ないというような発言、それからですよ、私の考えるところではですね、これはいろんな資料にもありますよ。

これによりますとですね、バグフィルターっていうのは、完全なものではないんですよ。この前、委員会の中でも、東京都でも焼却炉はあるじゃないかという御意見もありました。

しかしですね、これはシステムが違うんですよ、バグフィルターの3層4層5層ぐらいを使うんですよ、これ。枕崎の場合はどうですか、1層でしょう。そんなもので比べものにならないんですよ、これ。

それぐらいしても結局、2011年東京都の場合はですよ、セシウムが8,000ベクレル、1キログラム当たりですよ、8,000ベクレル煙突から出たという、飛び灰として出たという情報もあるんですよ。

それぐらいバグフィルターというのは完全なものではないということを使うんです、私は。こういう完全に規制できるのならですよ、国の規制値はないと思いますよ。なぜこの規制値を設けているのか。

それとですね、最後に副市長が城山センターのところで申しました。「住民からの同意ができない場合、できないということですか」との質問に対して、副市長は、「はい、そうです」と答えました。この言葉は今でも変わりはないですね。

○久木田敏副市長 改めて申し上げますが、住民の方々の御理解をいただく努力をしてもなお住民の大方の同意がなければできないというふうに考えております。

今後とも住民の皆様への御理解を得るために努力してまいりたいと思います。

○7番清水和弘議員 バグフィルターが破損した場合、どのような措置になってますか。

○新屋敷幸隆議長 清水議員、時間です。

○7番清水和弘議員 今、質問は時間内に終わったんだけど、答弁をお願いします。

○加藤省三市民生活課参事 新しく建設予定のごみ処理施設の規模や構造については、今後、計画されていく問題ですので、議員の質問にございますバグフィルターが破損したときの問題や対応策につきましては、施設計画時に十分検討されていくことであります。

まだ計画されていない施設の設備内容については、答弁できないところです。以上です。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○13番立石幸徳議員 通告いたしました主題に基づき、一般質問をいたします。

環太平洋連携協定、いわゆるT P P交渉が、去る10月5日大筋合意をされたのを受け、政府は10月9日T P P総合対策本部において、総合的な政策対応に関する基本方針を決定いたしました。

その後、関税交渉の全合意内容が公表され、農林水産品の8割で関税撤廃することが明らかにされ、農水省の米などへの影響分析も公表されております。

11月に入り、T P Pの暫定条文案が公表され、次々と協定の内容がその影響も含めて試算されてくる中で、本市当局においては、本市地場産業に関する品目への影響をどのように試算されているのか。特に、カツオ漁業、水産加工業、畜産、お茶、花、焼酎などの産業についての影響、見通しをどのようにされているのか、説明をしていただきたいと思っております。

また、政府は、11月20日の与党、自民党、公明両党のT P P対策提言を踏まえ、11月25日T P P関連政策大綱を決定いたしております。

政府のT P P対策を踏まえた本市地場産業のT P P対応策をどのように検討されているのか、影響額の試算とあわせてその対応策をお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 環太平洋連携協定が10月5日に大筋合意され、協定の手続に向け、参加国それぞれ取り組みを進めているようであります。

協定が発効されると、各分野において、影響の大きいものや少ないもの等が考えられますが、発効された場合は、これをうまく利用していかなければならないと考えています。

詳しくは、担当課長から説明させます。

○下山忠志水産商工課長 本市におけるカツオ漁業は、遠洋一本釣りカツオ漁業と海外まき網漁業が大きなウエートを占めております。

本市の遠洋カツオ一本釣り船は、現在3隻稼働しており、中西部太平洋や日本の東沖の漁場で自前操業をしており、また、海外まき網船においても、自前操業と運搬船への転載を行っておりますが、どちらも内貨であり影響は少ないものと考えております。

本市で取り扱われるカツオ、マグロの輸出入相手国につきましては、鹿児島税関枕崎出張所の資料によりますと、輸入においては、カツオ及びマグロで、その相手国は、インドネシア、マーシャル、ソロモン、フィリピン、台湾など、今回の参加国以外の国であり、一方、輸出国においても、参加国以外のタイ、インドネシアなどがその多くを占め、一部、メバチマグロの輸出において、参加国マレーシアがありますが、マレーシアは特惠国で現在も無税となっているところであります。

かつおぶしの関税率は9.6%となっております。協定が発効されると、関税は即時撤廃とな

りますが、財務省貿易統計の全国におけるかつおぶし類の輸入は、直近の2014年では、数量で約4,114トン、金額で約28億2,300万円、平均価格は1キログラム当たり686円となっております。

その相手国については、T P P参加国がベトナムで、輸入割合が3.3%、非参加国は、インドネシア、フィリピン、中国、モルディブ、タイ、韓国で、輸入割合は96.7%となっております。影響は少ないものと考えております。

焼酎に関する影響でございますが、酒造業において、薩摩焼酎は県内産のサツマイモを使用しないと名乗れないため、国外から輸入されることはないものと言われております。

また、本市の焼酎工場で生産される焼酎は、現在、国内消費のほか、中国とアメリカに輸出していると聞いており、アメリカがT P Pに参加しているため、現在の関税16%は段階的に11年目で撤廃されることとなりますので、その分の影響が出るものと判断しております。

T P Pが発効された場合、為替相場の関係なども含め、現段階でははっきり申し上げられませんが、関税の撤廃される品目については、外国産の輸入量がふえるのではないかと予想されます。

こうしたことから、地場製品のブランド化を進めるとともに、その品質のよさをP Rして輸入品との差別化を図り、一方、輸出では、国内産を参加国に輸出するよい機会と思われるので、販路の拡大に向けた取り組みが必要であると考えております。

○真茅学農政課長 畜産については、当面、輸入の急増は見込みがたいが、長期的には関税引き下げの影響が懸念されることから、省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など、収益力、生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図るとともに、畜産・酪農の経営安定対策の充実・強化が図られることとなっております。

具体的には、肉用牛肥育経営安定特別対策事業、牛マルキンや、養豚経営安定対策事業、豚マルキンを法制化する。牛・豚マルキンの補てん率を引き上げるとともに、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる。肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直すことなどが示されているところであります。

お茶の関係でございますけれども、緑茶については、現在の17%の関税が発効から6年目に撤廃されます。

緑茶のT P P参加国からの輸入量は600トン程度であり、国内生産量に占める割合は0.7%とごくわずかな状況であることから、ほとんど影響はないものと思われま

す。逆に、輸出における緑茶は、すべての国で関税が撤廃されることから、さらなる輸出の伸びが期待されます。現在、茶の輸出の取り組みは、鹿児島県茶業会議所が中心となって進めておりますが、本市でも13の茶工場が、平成28年度1番茶の輸出に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、花きについてでございますけれども、花きについては現在でも関税はないことから、T P P大筋合意での影響は特になく考えているところであります。

それから、サツマイモについてでございますけれども、でん粉等については、現行の糖価調整制度が維持されましたので、糖価調整法に基づき、輸入者であるコーンスターチ企業等からは調整金を徴収し、これを財源として、農家や産地のでん粉製造事業者に交付金を交付することにより、サツマイモの生産とでん粉製造業を支援した上で、製粉工場の再編整備を推進することとしております。

焼酎については、本市の酒造メーカーは、薩摩焼酎として、国税庁の地理的表示の指定を受けており、この指定基準は、すべて鹿児島県産のサツマイモや水、米こうじなどを使用することとなっておりますので、T P Pによる焼酎用サツマイモへの影響はないものと考えております。

なお、影響額については現段階では、国のほうから明確なこと等が示されていない中ではなかなか出せないところでございまして、御理解をお願いしたいと思います。

また、こういう国の対策、また、県の対策もまだ示されておりませんので、そういうのを見た

上で市のほうも対策等は検討してまいりたいと考えております。

○13番立石幸徳議員 今回の大筋合意をですね、いろいろなその産業分野における関係者の声がメディアを通じて出されているんですが、私が一番印象深く拝見したのが、スポーツ大会に例えますとですね、ちょうど2020年に鹿児島県では国体がございます。同じ年に東京オリンピックが開かれるんですけどね、今まで各産業の分野で国民体育大会をしていたんだと。しかしながら、これからはオリンピックに出場するような、そういった気持ちで各産業が臨まなければならない、そういった状況になっていくんだと思うんです。

ですからもう少しですね、今言われた説明を掘り下げてお尋ねをさせていただきますが、最初に水産業の関係ですね、T P P交渉の過程で一時期、我が国の漁業補助金がどうなるのかっていうことが非常に懸念をされました。しかし、今回、幸いにと言いましょうか、漁業補助金は維持されたわけでありまして。これは非常によかったのではないかと考えます。

そして、水産品目ごとの影響としてですね、11月5日の水産庁と自民党との会合で、T P Pによる水産物12品目の輸入影響分析が公表されております。

その内容は、アジ、マダラ、サケ、マス類などの8品目は、一応影響は限定的だと。本市に係のあるカツオ、マグロ類についてはですね、国際的な資源管理下にあるので漁獲量、輸入量の急増は発生しにくい。ただ、主に加工向けのカツオやキハダマグロは、関税が即時撤廃され国産価格が下落するとの分析が出されているわけです。

先ほど、水産課長が言われましたように、今12カ国の中ではこういった影響ですけれども、今後一番関係のあるインドネシア、あるいはタイがですね、このT P Pに加盟してまいりますと、やはり大きな影響が出てくると考えざるを得ない。

この直接的な水産物の影響もなんですけれども、先ほど言った水産庁が公表をしました同日、実は全国漁業協同組合連合会、全漁連は、T P Pによりまして、国内の水産生産額が約2,100億円減少するという試算を出しております。

これはT P Pで輸入牛肉がですね、安くなってくる。そうしますと当然、食卓、各家庭の食事の際は、魚を控えて肉類に走ると。これは決して根拠のない話ではございませんで、全漁連が過去10年間の総務省の消費者物価指数を用いて、牛肉と水産物の価格を分析した結果、相関関係があるんだと。畜産関連の団体が試算した輸入牛肉の関税が38.5%から9%になった場合ですね、先ほど言ったように、水産物全体で2,100億円のその減少が見られる、こういう全漁連の発表がございます。

それから、かつおぶしの関係の説明もございましたけれども、自民党の水産基本政策小委員会で、これからのこのT P Pに対する水産関係の対策としましてですね、漁船リース事業を拡充する。それから、漁船等の取得・更新のためのリースの利子助成、そういったものにも取り組む。そして、国際水準に見合った漁船への代船建造、従前からの燃油対策、そういったものも取り組んでいくという、このT P Pを受けての対策を出しております。

早速、今度の27年度の国の補正で、もうじき、来月発表するということではありますが、この補正予算では、漁船リースに関する予算が計上される予定になっております。

先ほど水産課長が言われましたその12カ国の中のベトナムとの関係でございます。現在12カ国の中で、日本とベトナムとの水産物貿易というのが一番大きな額になっているわけですね。2014年の統計でいきますと6万6,782トン、これがベトナムへの輸出でございます。そうしますと、これをベースにし、またベトナムのほうも今回、T P Pが整うということで、非常に日本の水産物を輸入したいというオファーが既に来ているそうです。

で、私がここで申し上げたいのは、枕崎漁港が平成11年に開港、貿易港になった時期に、実は、枕崎漁港は輸入だけでなく輸出の実績も欲しいという声がありました。

ですから、今回のT P Pをチャンスにですね、やっぱり枕崎漁港を通じて、コンテナヤードの

構想もございますので、輸出促進というものに力を入れるべきじゃないかと思うんですが、その辺についての見解をお聞きしておきます。

○下山忠志水産商工課長 まず、インドネシアとタイがこれまでT P Pに参加しておりませんが、これが参加した場合どうなるかということでございます。

今回、インドネシア、タイは含まれておりませんが、今後、両国が参加することになりますと、データの的に2014年のデータでございますけれども、2カ国で輸入が全体の59%、輸出では約97%を占めておりますので、冷凍カツオ、マグロ、この関税の3.5%というものは、現時点では、現在のT P Pの協議の中では撤廃されるとなっておりますので、その分の影響が出るものと考えております。

ベトナムにつきましては、先ほども申しましたように、かつおぶしのほうで輸入割合が3.3%というふうなことになっておりますので、T P Pの影響額というのは現在のところ見込まれておりません。

先ほど議員がおっしゃいました、今後輸出に向けてベトナムが有力な相手先になるのではないかというふうなことでございます。今、現時点で輸出している水産物、枕崎の場合はカツオ、マグロ、それと場合によって、水揚げの状況によってサバを輸出しているようでございます。この輸出については、ほぼ中国というふうなところが今の輸出相手国となっております。ベトナムに対しましては、今のところそういうふうな輸出品目を枕崎で取り扱っておりませんので、今後どのように展開していくか状況を見る必要がございますけれども、先ほども議員も申しただいておりますように、今後輸出に向けて、コンテナヤード整備促進についても今後も調査検討を進めていきたいと考えております。

また、水産庁の出しております漁船のリースのことでございますが、今、国においてT P P対策として、今後、漁船リース事業を検討しているようです。これは、将来の漁村地域を担う中核的担い手として広域水産業再生委員会で認定を受けた者が、漁業協同組合連合会等の漁船リース事業者からリースできる事業であります。リース事業者がリース漁船として取得する漁船取得費や漁船改修費及びその事務費に対して、国が2分の1の補助を行うものであります。

この事業を取り組むには、複数の漁協が一つの組織を形成して、浜の機能再生広域プランを作成する必要があるとございます。枕崎市漁協におきましては、南薩地域振興局や近隣漁協と連携して、浜の機能再生広域プランの作成に向け検討していく予定であると聞いております。

○13番立石幸徳議員 ちょっと想定した時間をです、かなり費やしておりますので、次に農業関係です、たくさんあったんですけども、一つだけお尋ねをします。

農産物については51%が即時撤廃なんですね。そして、最終的には81%の関税がなくなると。とりわけ先ほども農政課長のほうから説明があった畜産物、この影響が大きいわけなんです、本市におきましても、農業生産額における畜産の占める割合、これは非常に大きいものがございます。枕崎市の統計、平成24年度です、生産額101億9,000万円のうち、畜産が何と43億8,900万円、25年度では総額100億のうち45億。大体、枕崎の場合、農業生産のうち43%から46%が畜産でございます。

その畜産の対策として、いろいろ先ほども出た新マルキンあるいは豚マルキン、こういった、これから、今まで予算措置をしていたのを、法律をつくって法制化していくと。しかも、補てん率を8割から9割に上げるということになっておりますけど、攻めの対策としましてですね、畜産のクラスターの事業の拡充、産地パワーアップ事業、こういったものが出ております。

この現況の経営安定制度と今後の新しい取り組みでどういったその恩典があるのか、簡潔に御説明いただきたいと思っております。

○真茅学農政課長 まず、マルキンの関係でございますけど、1頭当たり生産費用と売買額の差額の8割を補てんするというので、例えば27年度、本市の場合、交雑種が主でございますの

で、7月では1頭当たり1万8,500円というのが補てんされております。その後は9月が2,300円と。交雑種については、順次、補てんをされている状況でございます、これはやっぱり素牛が高いのが一番の要因かと考えております。

あと、豚マルキンにつきましては、牛と同じような仕組みでございます、近年、伝染病等の発生等でですね、出荷量等が落ちておりまして、平成25年から以降発動されておられませんけれども、24年度の第4四半期においては、1頭当たり4,250円発動されたということで、大綱で示されておりますそういう補てん率の……、ふやすとか、また、農家の負担率を引き下げるとか、そういうのは本市の畜産農家にとっては、ありがたい、経営的にはだいぶ効果があるんじゃないかと思っております。

また、いろんな補助事業につきましても、必要に応じて経営の強化という観点から取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○13番立石幸徳議員 具体的にまだお尋ねしたいことがたくさんあるんですけどもね、先ほど農政課長が最初の説明で、県の対策も国の対策もまだまだしっかりしたものが出ないと。なおさらですね、今私がこのT P Pの関係で最も大事だと考えるのがですね、やはり現場の声をしっかりと受けとめて、それこそ国・県に届ける、このことが今一番求められていると思うんですよ。

何かしらT P Pのいろんな報道がございますが、非常に影響はない影響はないというような声だけが先行しておりますけれども、私はこういったものをですね、しっかり受けとめて、対応・対策を届けないと、私は日本の農林水産業は、壊滅するおそれさえあるんじゃないかと非常に心配をしております。ですから、お願いしておきたいのは、現場の声を本当に真剣に受けとめて、国・県に届けていただきたい。これをT P Pの関係では最後に申し上げておきたいと思えます。

次に、教育問題の関係で質問をさせていただきます。

私ども枕崎市議会総務文教委員会はですね、ちょうど先月の中旬、福井県を中心に、この教育問題を中心に政務調査をさせていただきました。非常に成果があったのではないかと考えております。なぜ福井県かといいますと、福井県は、文科省が毎年4月に実施しているんですが、全国学力・学習状況調査においてですね、全国1位の成績なんですね。単に学力に限らず、体力テストにおいてもすばらしい結果を出している県でございます。

そういった意味合いから福井県を訪れたんですけども、この福井県の鯖江市というところではですね、市自体が市教育研究所というものを持っております。そして、市全体でですね、鯖江市学力向上対策協議会、こういった組織を設置しているんですね。この設置目的もいろいろありますが、細かく申し上げてる時間もございません。協議会長には、鯖江市の校長会の会長が着任して、鯖江市自身がですね、毎年9月に小学4年・5年・6年生を対象に確認テストというのをしているんですね。このようにして、市全体で学力向上のための具体的な取り組みをされております。

本市の実態、これは個々の小・中学校の学校現場では、努力はされていることはもちろんですけども、市全体としての取り組み、そういったものはどういう状況になっているのかを最初にお聞きいたします。

○木之下浩一学校教育課長 学力向上のための要素としましては、教師の授業力向上が最も大切だと考えております。

本市では、全教職員を対象に授業力ブラッシュアップセミナーを開催しております。今年度は夏季休業中の7月31日に実施し、先進校視察報告や小中別教科部会で活用力を高める評価問題づくり等を行いました。また、先進校視察に派遣できるように予算措置をしております。

小・中連携型一貫教育の推進の上でも、各校区ごとに小中相互の授業参観や乗り入れ授業を行い、児童・生徒の実態把握と指導法の研修の充実を図ることで、指導法の改善に努めています。

また、本年度から鹿児島県でも土曜日に授業を実施することが可能になりましたことから、本

市におきましても、質の高い土曜授業の実施のために、管理職研修会において共通理解を図りました。本年度は、土曜授業の学力向上の取り組みとしまして、学力向上の時間を設定し、基礎的・基本的内容の定着のための繰り返し学習や応用力を培うための発展的な学習などを行っています。

○13番立石幸徳議員 この全国学力・学習状況調査について本市の結果はですね、去年は広報まくらざき12月号、ことしは広報まくらざき11月号でその学力調査の結果が出たんですね。私、ここに広報紙を持ってきておりますけれども、ことしの結果を見てですね、私、非常に気になったのは小学6年生の結果、これは国語Aにおきましては、全国平均より1.0、これがちょっと落ちているんですが、あとの国語B、算数A・B、理科、すべてにおいて県の平均、あるいは全国平均を上回っているんですね。

ところが中学3年生におきましては、すべての問題で県の平均、そして全国平均を下回っているんです。特に目立つのが数学Bの基本を活用する力を問う、あるいは理科の問題、ここでいわゆる理数系といいたいまいしょうか、こういうのが中学3年生は、際立って全国平均を下回っております。

私は何かですね、もちろん今の小学6年生が中3になったときの成績ではございませんけれども、現在の枕崎の中学校教育というのに何か疑問を持たざるを得ないんですね。

これは先般の教育の公開のときにも、具体的にいろいろとお話を寄せてくる人、たくさんおりました。今の枕崎の中学校のあの授業風景はなんだと。学校名は特定しませんけれども。この辺については教育委員会はどういう分析をされているんですかね。

○木之下浩一学校教育課長 議員御指摘のとおり、中学校の成績が全国に、あるいは県平均に及んでいないというのは事実でございます。

いろんな原因等も探りながら、それから学校では、特にB問題、活用力を高める問題についての対応等について、今、実際取り組んでおるところでございまして、学力につきましては、一朝一夕になかなか上がるものではないということ、それから家庭学習の時間、これについて家庭とのいわゆる合意形成といいますか、取り組み等の理解をまだ得ていないということ、そのあたりが原因だと考えております。

市報にも載せましたけれども、学習状況調査の結果と考察というところで、家庭学習時間と学力状況調査の相関関係で載せてございます。国語からずっと見てまいりますと、小学生のほうは、やはり1時間未満の子供についても悪いです。中学生につきましては、学習時間が1時間未満の子供はもっと悪くなっておりますので、家庭学習の確保というものがかなりの学力向上に大きな影響を与えているかと思えます。

先ほど申しあげましたように、教師の授業力向上につきましても大変な努力をしていかなきゃならないと思っておりますけれども、この活用力を高めるための問題に対する授業というのを取り入れながら今実施をしております。

そして、各家庭にも家庭学習の確保について、やはり1時間では少ないということで、もっともっと学習時間を確保するように、協力を求めていく所存でございます。

○13番立石幸徳議員 ちょっと本題とそれですけど、実は市議会で、現在、地方創生の特別委員会が設置されておまして、企画課のほうで御苦労されましたアンケート調査の中でですね、実は本市の教育環境が悪いという、この項目に非常にアンケート結果が目立っているのがあったんですね。私はそういうのも踏まえてですね、やはりいろんな意味で検討する必要があると思っております。

次に、具体的にこのいじめの関係、あるいは体罰の関係でもお尋ねをさせていただきますが、その前に、やはり私は教育っていうのは非常にやっぱり難しい面があると。

しかしながら、今この日本全体の教育界を見ましても、数年前の大津市、滋賀県大津市のいじ

め事件、あるいは大阪市の桜宮高校の部活の体罰事件、こういったものを受けて、国のほうもいじめ・体罰防止に関するいろんな法律もできてきております。しかしながら、相変わらずですね、いじめによる自殺、あるいは体罰、こういったものもなくなる。

また、数日前の地元新聞の一面トップでも、県のほうでこのいじめ防止に関する調査委員会を今月半ばごろ設置しなきゃならない。

こういったことを考えると私はどうもですね、教育委員会あるいは教育界全体が非常に閉鎖的なものが持っているんじゃないかと。そういうことを最初申し上げまして、具体的にですね、お聞きしますが、最初にいじめの関係ですが、実は文科省のほうで、毎年、いじめの実態の調査をしております。これは1985年度から始めてるんですね。去年のいじめ件数、これが小学校で12万2,721件、これは調査を始めてから一番多い、最多の件数なんですね。中学校が5万2,900件、高校は1万1,400件です。

ただここで聞きたいのはですね、去年の文科省のいじめ調査は、実は異例のですね、異例の再調査をされたんです。1回きりの調査ではございません。もう一回調査をやり直してくれと文科省が言ってきて、そして再調査をしたら3万件ふえたんですね。

これはなぜ再調査をさせたか。もう御承知と思うんですけど、岩手県の矢巾町というところで、中学2年生の男子生徒が、2年生の男子生徒ですよ、中学校に入った直後からいじめられていると訴えていたんですね。しかし、学校側は人間関係のトラブルだと考えて、いじめ件数はゼロでございませぬ。何もございませぬと報告してたんですよ。ところが、残念ながら1年数カ月たって、その中学2年生は自殺したと。

そこで文科省は、一たん6月末に集計を締め切っていたんですけども、もう一回全国の学校や教育委員会に再調査をさせたんです。で、3万件ふえてきたと、3万件。

本市の場合は、去年のいじめ調査6月末集計分と再調査後の集計はどのようになっているんですか。

○木之下浩一学校教育課長 国による一斉調査では、本市の平成26年度のいじめ認知件数は、小学校11件、中学校14件でした。また、平成27年度は10月時点で、小学校6件、中学校6件となっており、これらについてはいずれも解消しております。

国のいじめ防止対策推進法のもとでも、組織的な対応が求められていますが、本市においても条例制定を行い（「聞いていることについて答えてください。」と言う者あり）6月時点、今申し上げましたように、昨年度は14件でございます。小学校11件、中学校14件。（「いや、再調査後は変わりなしですか」と言う者あり）再調査につきましては、数字については変わりがございませんでした。

○13番立石幸徳議員 そこで、時間の関係で体罰関係の質問をさせていただきますが、先ほども申し上げましたように、教育の世界というのは、これほど私は閉鎖的なところかと思わざるを感じてならない。

そこで、いたずらに問題を大きくしたりですね、かえって問題解決の方向性を間違っただけじゃありませんけども、これほど同じようなことが繰り返されるのかという感じがいたしますので、明らかにすべきはしっかりと明らかにして、行政上の問題点はどこにあるのか、そのことをやっぱりしっかりとただしておきたいと思うんです。

まず、10月15日付の報道、これは地元新聞はもちろん全国新聞にもすべて出されておりますが、南薩地区の中学校における教職員の減給処分、これは本市の中学校が対象になっていると確認してよろしいんですか。

○木之下浩一学校教育課長 本市の中学校で起こったことは間違いございません。

○13番立石幸徳議員 まずですね、本市教職員の処分について、市議会には何らの報告・説明もないわけですね。これは毎年度異動時期には、本市教職員の異動については、議会にきちんと

資料として、報告されております。今回の件が、なぜいまだにこの市議会のほうに報告・説明がないのか。このことも踏まえてですよ、この体罰防止を少し、行政上の問題として取り上げてみたいんです。

最初にお断りしておきますが、先ほど申し上げましたように、あまりにもこの狭い視野で教育問題を論じることは、私は不本意ですので、まず、世界的にこの体罰というものをどうとらえているか。それは一つにはですね、英米型、イギリス・アメリカ型では、体罰を容認している国や州がございます。で、イギリスでは犯した悪を追放し、矯正するためにむちでしりを打つ、これは許されているんですね。アメリカでも20の州がパドルという体罰の板でしりを打つ方法が保護者の承認を得て行われているらしいです。

もう一つは、大陸型ということで、ヨーロッパや中近東のアラブ諸国では、子供の悪に対してむちを使ったにしても本当の根本的な矯正にはならないということで、体罰を禁止しております。

3つ目は、社会主義型で世界の社会主義国が該当し、他律的な体罰では自覚的な規律の育成は難しいということで体罰を禁止している。これが、世界の体罰に対するいろんな考え方・対応ですね。

日本においては、学校体罰についてもいろんな論議の変遷があったことは事実でございますけども、今日では、昭和22年に制定されました学校教育法第11条、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。これが、学校教育法の規定なんです。

そこでこの懲戒と体罰がどう違うのかという明確な区別も文科省のほうから示されております。懲戒の内容が、身体的性質に関するもの、すなわち身体に対する侵害を内容とする懲戒、被罰者に肉体的苦痛を与えるような、例えばですね、正座をしなさいと、座っておりなさい、あるいは直立でずっと立っておりなさいといった特定の姿勢を長時間、長い期間させる。これも体罰になるわけなんですね。

そこで、先ほどもちょっと紹介しました平成24年の、既に3年ほど前になるんですが、大阪市立桜宮高校で部活バスケット部の体罰自殺事件というのがございました。それを受けまして、平成25年3月13日、体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底についてという通知が出されたんです。

そこで本市の実態ですね、この実態がどうだったのかっていうのをお尋ねをさせていただきますけど、まず、どうも今回10月15日付で報道された本市中学校での体罰。私が理解しがたいのではですね、体罰が繰り返されているということですよ。

この報道によりますと、2014年8月から2015年5月までですね、約1年近くですよ。そして、体罰を把握しながら教育委員会に報告されていない。この2点なんですが、この点については教育委員会としてはどのように確認して整理をされているんですか。問題点はどこにあったのか、お尋ねします。

○木之下浩一 学校教育課長 今、議員の御指摘の件につきましてですけれども、本事案は子供の人権にかかわることなので、被害生徒やその保護者、また現在在籍している生徒の心情をおもんばかれば、とても公にできることでないと考えております。

ただ、当該事案の処分につきましては、県教育委員会の学校職員等の懲戒処分の公表基準に基づき、生徒の人権に配慮しております。また、保護者や地域から本事案が発生して以来、子供たちが動揺したり元気がないことや、この件についてこれ以上触れてほしくないの、外部への報告は控えてほしいといった強い要望が校長にありました。

これらの事情から市教委としましては、被害生徒の人権や学校、生徒全員の安全・安心な教育環境を守ることに配慮したところで。

今後このような体罰事案が起きないように、校長を初め全教職員へ体罰に頼らない指導を徹底し

て指導していく所存でございます。

それから、今、御質問のありました教育委員会の認知ですけれども、これは校長から報告がなく、我々が知りましたのは、校長からおくれて報告があった時点でございます。その後、教育委員会が学校と協力をして調査をしていきました。その後、事故報告として県教育委員会に上げまして、県教育委員会が事故調査を2回行い、そして10月の処分に至ったところでございます。

○13番立石幸徳議員 学校教育課長から言われたですね、非常に私最初からしっかりとお断り、あるいは配慮しながら、この質問をしているつもりなんですけれどもね、つまり、この教育行政上の問題ですよ、何もそのいろんなことを、人権に触れたりとか、最初から言ったように問題を非常に複雑にこじらせるという気持ちは全然ないですよ。これは今、市議会においては、質問をすることで初めてこういうものが具体的に明確になってきてるわけです。

ですから、この体罰が繰り返された、あるいは校長もその教育委員会に報告しない、この点についてどういうふうに整理しているのかということですよ。

○木之下浩一学校教育課長 これまでの体罰についての校長の経験値、これがやはり体罰についての……、してはならないというのはわかっておりますけれども、その容認というところも若干あったのではないかと思います。ただし、今回につきましては、校長が認知するというのは、校内の生徒からの情報により認知しておりますので、校長が今までこれを認知したことがございませんでしたので、この発見等もおくれているということでございます。

体罰につきましては、学校教育法11条、それから教育基本法の第1条でも、これは人権を配慮するというようになっておりますので、今後絶対にあってはならないことと思っておりますので、厳しく指導してまいりたいと考えております。

○13番立石幸徳議員 今後あってはならないという気持ちから、私はお尋ねしてるんですよ。

まず、起きたことをしっかりとですね、教育行政上の問題ですよ、何回も言いますように。

教育委員会がですね、毎年度発行しております本市の教育行政要覧、この平成27年度版の6ページの一番右上のところですね、どういった項目がございますか。これを紹介しておきますが、エのところ、アイウエオのエですね、教職員研修の充実（いじめ、不登校、体罰、問題行動など）と記載されているんですよ。この項目は、私の持ち合わせている資料で全部調査しましても、毎年度この教職員研修の充実、いじめ、不登校、体罰、こういったものは研修をされてるわけですよ。

今回こういう事案が出てくると、果たしてそういう実効性があるのかと考えるんですね。

私は、実はこの件は非常に個人的にもですね、数年前、神村学園というこれは学校名上げて、もう報道にもございましたのでね、そのサッカー部で体罰事件が起きまして、これは訴訟問題まで発展しました。その御父兄の方から、ひよんな御縁でその体罰事件のものすごい資料を預かることになったんですね。その御父兄は、教師から体罰を受けたほうですけれども、残念ながらその被害者のほうの家庭は崩壊しましたよ、被害者の家庭がですよ。

そういった私は事例を見るだけにですね、今回のことをどうとらえているのかということをしつかりとお尋ねしておきたいんです。

再発防止に向けてですね、今の今回の枕崎の中学校の事例をどういうふうに整理されて、今後の具体的な再発防止策、これを出されているのか、最後にお尋ねしておきます。

○木之下浩一学校教育課長 今、議員が申されたように、教職員はやっぱり研修っていうのは非常に充実させなきゃならないと思っております。

特に、教職員の性格や年齢、性別などに個に応じて指導を繰り返しているところでございます。

その指導方法につきましても、ロールプレイとかワークショップというようなを取り入れて、いわゆる講義型のものでなくて、教職員一人一人がより主体的に受けとめられるように工夫しながら指導してきているところです。また、今後それを継続してまいります。

さらに、この事案が起こりましてから、県教育庁人権同和教育課の指導主事を招聘し、体罰防止の研修会を人権教育という視点で実施いたしました。また、夏季休業中にブラッシュアップセミナーの中で、体罰に頼らない指導技術の向上のための研修会も実施しております。

今後も、体罰に頼らず人権尊重の視点に立った指導の充実を図るため、個々の教師の指導力、そして市教委が研修等をさせることで充実を図ってまいりたいと考えております。

○13番立石幸徳議員 安心・安全なまちづくりのために3項目通告してございます。

最初に、本年5月16日、小学校3年生が側溝からと思われる、そういったことから、非常に悲しい事故が起きたんですが、その後、市議会も各市内の小・中学校を、その周辺をいろいろと観察して、安全マップ等のつくり直し、そういったものに基づく安全対策ですね、これもそれぞれの担当課からお聞きしました。

この学校周辺の登下校に関する対策、これはその後どの程度進んでいるのかをお聞きしておきます。

○米森基保健体育課長 登下校時の安全対策につきましては、各学校で見直された安全マップをもとに、児童・生徒の通学路の再確認や安全点検を行ってきました。また、青色防犯パトロール、PTA、スクールガード・防犯ボランティア等の見守り活動も継続して行っております。

教育委員会といたしましても、各学校から提出された通学路の危険箇所調べをもとに、学校、PTA、国道・県道・市道の道路管理者、枕崎警察署交通課の関係者をメンバーとして、市内20カ所の状況把握を8月に行い、市道におきましては、通学路に路側線を入れたり、側溝のふたをかぶせたりと道路整備がなされております。

また、枕崎警察署では、10月23日までに市内95カ所の横断歩道と停止線の塗りかえ作業を行っており、年度末から来年の夏にかけて横断歩道の新設や増設、大型車に対応した停止線の引き下げなども計画されております。

これからも登下校時の安全対策につきましては、学校、家庭、地域が連携協力し、児童・生徒を見守っていききたいと考えております。

○依積田清文建設課長 登下校時の安全対策につきましては、5月の全員協議会でも報告いたしました。

通学路危険箇所点検結果の側溝にふたのない34路線、延長3,014メートルに対し、5路線、延長418.5メートルを施工いたしました。

また、防護さく等の設置については9路線、15カ所に対し、現在3路線、3カ所を設置済みであり、年度内には全箇所を完了いたします。

○13番立石幸徳議員 かなりまだ対応策が残されていますので、努力していただきたいと思っております。

あまり時間ございませんが、あと交通安全の関係を2つ、ちょっとまとめて早口になりますが、

まず、桜山小前の道路、これはもう従前から担当課にもいろいろおつなぎしておりますが、その対応策がなかなか明確に聞かされていないんです。

桜山小前の学校側からですね、南方向、つまり鹿児島交通のバス停のほうに出るあの交差点が、出るときに右側の見通しが非常に悪いと。何らかの検討をしていただきたいということです。

それからこの枕崎警察署が出しているですね、枕崎交通安全新聞、一番最新号にですね、交差点付近の10月、11月の事故が非常に多いと。この内容を説明しとっていただきたいと思っております。

○依積田清文建設課長 御指摘の箇所については、通学路点検の箇所に上がっているところであり、以前にも警察と関係団体と現地の調査・検討をしたところです。

市といたしましては、今まで、小学校から出た方向の路線なんですけど、市道桜山神浦線に外側線の破線、ドットラインといいますけど、これなどを設置するなどの対応を行っていますが、今後も運転者に対しての注意喚起といたしまして、「止まれ」の文字を標示するなどの対策を検討し

てみたいと思っています。

○新屋敷幸隆議長 警察署の云々について。

○本田親行総務課長 10月から11月にかけて、交差点付近における歩行者、自転車、二輪車にかかわる重傷事故が発生しているようでございますけれども、枕崎警察署によりますと、それらの事故のほとんどが、高齢者がかかわった「横断歩行者等妨害事故」などであり、その原因は、道路施設上の問題というよりも、運転者が交差点での右左折時等にもっと注意を払っていれば、防げたかもしれないと思われる事故とのことでございます。

○新屋敷幸隆議長 ここで1時10分まで休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午後1時10分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○4番城森史明議員 皆さん、こんにちは。

通告した内容に従って一般質問を行いたいと思います。

本市には、枕崎高校と鹿児島水産高校の2つの高校が存在し、鹿児島水産高校は県唯一の水産高校であり、どちらかというとも鹿児島県の高校という意味合いがありますが、枕崎高校は枕崎市の高校と言えるのではないのでしょうか。

その枕高において、昨年度から入学希望者が極端に減少してきており、ことしの8月の調査では、定員120名に対し70名の希望者であり、倍率は0.58となっております。昨年の入学者も73名であり、このままであれば2年連続で入学者が70名台ということになります。2年連続で定員を50名も下回るということは、まさに危機的状況じゃないのでしょうか。

皆さん、あの塩浜グラウンドの前の枕崎高校が消滅する光景を想像してみてください。本当に恐ろしい光景です。

本市の活性化においても、地方創生の面においても、大きな問題だと思っておりますが、この件についてどのように考え、とらえておられるのか、まず質問したいと思います。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 受験希望者数のことから始まりましたけれども、御存じのことかとは思いますが、川辺郡内ですね、川辺郡内の受験者の数を全部合わせると、募集定員を下回っているんだそうです。だから、定員よりは少なくなるだろうと大体予想しているそうでありまして、それがありません。

それから、枕崎高校と水産高校、これは両高校とも本市になくてはならないものと十分認識しております。これまでも、それぞれの高校と連携を図りながら、本市の学校教育や生涯学習並びに社会体育などにおいて、人材及び施設等を大いに活用させていただいておりますと同時に、それぞれの高校の魅力を機会あるごとに訴えてきたところであります。

また、最近、両高校の校長先生と直接懇談する機会を持ちました。活性化に向けた各学校の課題や要望等について意見を交わしました。

まず、水産高校におきましては、食品工学科の活性化が当面する課題であるということを確認し、ついては、本市の水産商工課とですね、食品工学科が連携して、新たな水産高校生の何かつくり出せないかということで、水産商工課は現在も視察に行ったり、打ち合わせを始めております。

枕高についても、せんだっての創立50周年の式典の中で、私は、枕崎市としてできることはやりたいと、必死になって応援するから、生徒諸君も自分たちの後輩を1人でもふやす努力をしてはどうかというようなことを申し上げたわけであります。

今後もこれまで以上に綿密に連携をとるとともに、地域の生徒を地域で育てるため、枕崎として支援できることについて検討してまいりたいと思います。

失礼しました。今、50周年と言ったそうですけど、90周年の間違いであります。

○木之下浩一学校教育課長 市教育委員会としましての具体的な取り組みを申し上げます。

まず、中学校の進路指導主任等研修会におきまして、両高校の教頭先生に、隔年おきに講演をしていただき、学校理解を深めていただいております。

また、一昨年度からは、研修会後に中学校と高等学校の関係者による情報交換会を開催し、より深く地元の高校のよさを理解してもらうようにしています。

今年度は、参加者をさらに小学校の管理職にも広げ、50名近い参加者となりました。

御質問の枕崎高校についてですが、昨年度、新聞でも取り上げられましたように、中学生を対象にした勉強会「枕高塾」を開催し、中学生により身近な高校としてアピールしております。

また、今年度から高校の学校説明担当者を中学校ごとに専属として決め、その学校の生徒のニーズに合った情報提供等をするようにしているようです。

今後も両高校と密接に連携をとりながら、地元高校に興味・関心を持たせる進路指導の充実を図るとともに、小学生及び保護者にも地元の高校のよさを広報していく手だてを講じてまいりたいと考えております。

○4番城森史明議員 市長さんからも教育課長さんからも、枕崎高校に関して支援するというありがたい言葉をいただいたわけなんですけども、実際、これは私どもも、水産高校、枕高にですね、一緒に話し合いを持ったわけですが、やはり枕崎高校もですね、校長先生を初め、同窓会、先生、一生懸命なんですよ。

何で総合学科なのかっていうことも始まってですね、一生懸命に取り組んでいるんですけども、ここ2年でですね、顕著に枕高のあれが下がっているわけですね、入学希望者がですね。

そういうときにですね、やはり県立高校で市の管轄じゃないと言いながらも、やはりさっき言った地域活性化になくはないものなので、やはり県のほかの自治体もですね、市が支援してるところがふえているわけですね、昨今ですね。

そういう意味で、私も実際、樋脇と縁がありまして、樋脇高校に行ったら樋脇高校はもう統合されてなくなっていました。そのときに感じたのは、やっぱり本当に寂れてしまうなっていうことだと思えます。

そういう意味で、県の高校支援について、どれぐらい把握されているのか、お聞きしたいと思います。県じゃなくて自治体のですね、高校支援についてどのような例があるのか、その辺をどう把握されているのか、どう考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。

○久木田敏副市長 県内の高校に対する自治体の取り組みとして、私どもの今つかんでる状況では、大口高校、串木野高校などでの学力向上等に対する取り組みと連携いたしまして、地元自治体が大学進学奨励金等を交付するとかいった経済的支援を行っているというようなことは聞いております。また、このことに対して、一方では賛否両論いろんな意見があるということも承知しております。

○4番城森史明議員 本当に管轄が市じゃないわけですから、本当にそういう義務とかそういうのはないわけで、しかし、あえてこの時代、そうしなければ本当に高校が成り立っていない状況があるわけです。

例えば、垂水高校なんかはですね、倍率が0.48、串木野高校が0.6、福山高校、霧島市のですね、0.1から0.25なんです、それと大口高校が0.65ですか。

その中でこういう4校の例が、支援の例があるわけなんですけども、その中でやっぱりその経済的支援というのが、みんなされているんですよ。例えば、通学費の補助、それとか入学支度金として入学した際にお金を5万円やるとかですね、そして資格取得補助っていうのとですね、実際

そのような例が見られるわけです。

それとまた最近ふえてきたのがですね、垂水高校なんかは、民間の予備校の授業を受ける。予備校というのは大学進学のための予備校なわけで、そのノウハウをもらうために、その受講料補助っていうのを、関して補助を出しているわけですね。こういう例が見られております。

ですから、これでそしたら人数がふえるのかっていうのは、そういうわけではないと思います。

そして、大口高校なんかではですね、やはり……、霧島市の福山高校ですね、霧島市は、福山高校支援活性化対策協議会というの立ち上げて、その協議会を経てですね、どんな支援するかっていうのを考えているわけですね。

そういう意味で、やはり始めるためには、これは伊佐市も同様です、ですから、まず検討会を立ち上げてですね、そういう短期・中期的な目でどうしたらいいのかっていうことを、やはり協議会を立ち上げることがまず必要じゃないんでしょうか。

そういう意味では、現状はそういうのがないと思いますが、その辺についてどう思われますか。

○久木田敏副市長 先ほど市長も申しあげましたけれども、高校側の方針といたしまして、やはり在校生の高校生活の満足度、これを高めること。それから生徒の学力向上を高めると、大学への進学を植えつけていきたいというようなことを強く、校長先生もおっしゃってました。

このような、そういう学力向上等に対する取り組みとあわせまして、先ほど申しあげましたように、今後とも枕崎高校、水産高校と協議していく中でですね、いかなる支援ができるのか、今後、検討してまいりたいというふうに考えます。

○4番城森史明議員 そういうことで、これは地方創生と絡みますから、ぜひ、高校だけと行政と話し合うんじゃないかと、いろんな関係者、対策協議会をぜひ立ち上げてですね、それを検討してもらうように要望しておきます。

それで次にですね、さっき南薩地区という問題が出ました。今度、大隅地区で末吉高校、財部高校、岩川高校の統廃合が行われて、新しい高校ができるわけです。

去年の8月の入学進学状況をすればですね、南薩地区では山川の農業科が0.43、それと加世田常潤の農業が0.45、福祉が0.38、次に枕高が0.58なんですね、4番目なんです。そして軒並みですね、1を割っているんですよ、ほかの高校は、1以上のものが薩南工業の家庭科、あと鹿児島水産高校、水産高校です。水産高校は1.02になっているんです。

そういうことで、さっき市長もおっしゃられましたが、南薩地区が定員が足りないっていうのはもう明らかに出てるわけであってですね、当然、何年か後には南薩地区の統合、高校の統廃合問題というのはもう予測できますよね、これからしますと。何年か後に必ず来るわけですよ。その中で、その辺の状況をですね、どのようにとらえているのかお聞きしたいと思います。

○木之下浩一学校教育課長 本市内の2校の高等学校における平成28年度募集定員は、今年度同様定員減はありませんでした。

また、御質問のありました南薩地区の高等学校の統廃合につきましては、現段階では把握していないところであります。

鹿児島県教育委員会におきましては、公立高等学校の募集定員、学科編成等の適正化を図るために、毎年7月に公立高等学校生徒募集定員策定等に係る地区説明会を開催したり、7月10日を調査基準日として3月における県内公立中学校卒業予定者の進路希望状況調査で、県内公立高等学校別の入学希望者の実態を把握したりしております。

したがって、県教育委員会が以上のような手続を経て、総合的に勘案しながら募集定員策定や学科編成を実施しておりますことから、平成29年度以降の状況につきましては、把握できないところであります。

また、市教育委員会としましては、今後も一層、地道に地元の高等学校に興味・関心を持たせる進路指導の充実を図っていきますとともに、市内の高等学校活性化のために密接に連携してま

いりたいと考えております。

○4 番城森史明議員 そういふことですね、本当に南薩地区はこういう状況ですね、状況であるわけなんですけども、その伊佐市でやっている試みは、対策協議会の中で、やはりその地域として高校はどういう役割を果たすのかっていうそこの協議会ですね、そこを高校の魅力、地域の魅力は何なのかということで、要は逆に押しつけられる前に、教育委員会から押しつけられるっていうか、される前にですね、地域でこうしていこうじゃないかという試みをやはり、そこをポイントに対策協議会を立ち上げているようです。

そういう意味で、ですからその辺も考えてもらってですね、地域の特徴、その高校の魅力はどこなのか。その辺のところを、その中でどういう高校にしたら魅力ある高校になるのかということを考えてですね、やっていただきたいなと思っております。

そのほかで、同窓会も今度90周年記念事業ですね、資格取得等支援事業というのを今度やるようになりました。それと、この前の新聞にもですね、枕高の魅力というのは、やはり乙女太鼓っていうのがありますよね。これが全国大会に出場すると、県で最優秀に選ばれたと、そういうこともあります。そして、県で優勝する水泳選手もおります。

ですから、やはりそういうことがやはり地元の、その水泳選手も地元の人ですよ、ですからその辺のところをやはり頑張っているのですよね、地域の人も支援、行政も支援していただいでですね、お願いをしたいと思えます。

次に、水産高校に関してです。

要は、本市には大学がないわけですね、大学はありません。ですから、もう高校と連携するしかないわけですね、そういう面では。高校で連携して、そして、水産業が盛んでありますから、その辺のところをタイアップして、やっぱりやっていかなきゃならないと思えます。

そういう意味で、水産高校のやってる活動を見ますと、ヒラメをですね、2,000匹ぐらいですか、放流したり、そして、知覧町の武家屋敷にコイを50匹ですね、育てて放流したり、そしてこの前新聞に載っていたのは、コンカツプロジェクトにですね、高校生が連携をして、稚内の高校生と連携をしてですね、全国的に優勝できるようなレベルの高い食品をつくらうということで、ということがなされてるのを聞いておりますが、地方創生を考えたらですね、さらにやっぱり大学もないということで、やはり水産高校、枕高と連携しながらですね、もっと高いレベルアップのあれをしてほしいんですけども、現状、その辺はどう考えておられるんでしょうか。

○下山忠志水産商工課長 鹿児島水産高校と行政、それから漁協、そして本市の……、行政と漁協と本市の特産品販売ですけど、ここらとの連携につきましては、これまでも連携した取り組みを行っているところであります。

鹿児島水産高校の食品工学科の実習で製造される製品は、マグロ油缶詰、カツオ味噌缶詰、チリメン味噌缶詰などがありますが、これは漁協の買い取りとお魚センターにおける陳列販売を行っているところであります。

また、最近では、漁協と連携して新商品として水高バーガーを開発中であり、近く完成する見込みと聞いております。

また、先ほども市長の答弁でもありましたように、市長と水産高校の校長先生との懇談会におきまして、食品工学科の活性化が必要であるということが確認され、学科活性化委員会に私ども水産商工課の職員も参加して、今後の取り組みについて意見交換を行っているところであります。

さらに、今質問者のほうからありましたように、栽培工学科では、ヒラメ、コイの種苗を生産しております。県内の海域に放流しておりますけれども、5月のかつおまつりでは、お祭りに参加された親子連れに放流していただくというイベントを行っているところであります。

また、サンゴの食害生物でありますオニヒトデ駆除につきましても、藻場・干潟等保全事業の活動組織が実施する事業と連携しまして、潜水訓練として、平成22年度より4年間実施し、オ

ニヒトデの生息数の減少の効果を生んだところであります。

今後も、このようなかたちで、さらに水産高校、行政、関係機関が連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○4番城森史明議員 お魚センターにその加工品というか、置いてあるということですけど、それは常時置いてあるのか、それと、土・日ぐらいに水産高生がやはりその販売に立ち会うとか、そういう活動はされているのか、その辺は。

○下山忠志水産商工課長 水産高校の食品工学科の実習で製作する缶詰につきましては、数に限りがございます、ここに具体的な数字を持ってきておりませんが、お魚センターと漁協の買い取りによって今販売しておりますけれども、お魚センターに陳列した場合は、そこ1週間ぐらいですぐなくなってしまうというふうな人気ぶりでございます、水産高校生が実際にそこで販売しているわけではないんですけれども、もうありませんかというふうな声がたびたびございます。陳列すればすぐ売れるというふうな状況になっております。

○4番城森史明議員 例えば、そのつくったものを量的にふやすために、どこか委託して、それをつくるっていう、どこかの工場に委託して、それをつくって量をふやすということは考えておられないんですか。

○下山忠志水産商工課長 先般の学科活性化委員会の中でもお話がありましたけれども、実習中の製品でございますので、子供たちが実習をして習得をするというふうなことが、まず第一の目標でありまして、それをできたものを地元で販売するというふうな一連の流れになっておりますので、今のところ子供たちの授業の中でしておりますので、今の数が今のところいっぱい、というふうな状況と聞いております。

○4番城森史明議員 そういうことでやはり、学校と民間と行政と連携してですね、その1週間で売れるんだったら非常にインパクトっていうか、アピール力が弱いと思うんですね、実際にその辺の連携をしてもらって、量をふやして、さらに高校生の人たちが前に出てきてですね、販売したりPRしたりっていう、そういうのがいけばさらによくなると思うんですね、その辺もお願いしたいと。

例えば、お魚センターの食堂のメニューの開発なんかにはやられておられないんですか。

○下山忠志水産商工課長 お魚センターのメニューには、それは使っておりませんが、学校のほうといたしましては、缶詰だけではなくて、先ほども申しましたように、新たな新商品として水高バーガーでありますとか、別なものを今、研究開発中でございますので、今の缶詰の製作につきましては、実習の中で習得している製品として教育現場はとらえているようでありますので、新たな製品開発等も含めたかたちで今後進めていくというふうなことを聞いております。

○4番城森史明議員 わかりました。

次の質問に入りたいと思います。

薩摩酒造はですね、本市における最も大きな民間企業であり、その影響は、市の財政、観光、農業、雇用等に、はかり知れないものがあります、実際。

その中で、焼酎業界は宮崎の焼酎メーカーのひとり勝ちの状況であり、県内の焼酎メーカーは残念ながら、じり貧の状況であります。

そのあおりからか、サツマイモ農家からもですね、ことしの焼酎原料のサツマイモが4割減産してくれっていうそういう申し出があったと、酒造会社からですね。そういう状況があるわけですね。

その中で、やはり薩摩酒造は、枕崎市に1社しかない焼酎会社です。県内の自治体には、必ず焼酎メーカーはあるんですよ。1つのまちに2社あったり4社あったりですね、なんですけれども、薩摩酒造は1社しかないし、本当に枕崎の顔と言っていいのじゃないかなと思います。

そして、去年の焼酎売り上げ、霧島酒造が565億ですね。残念ながら、薩摩酒造は県で1位な

んですけど、170億しかないです。過去5年ぐらい前まではですね、200億を超えてたんじゃないかなという記憶なんですけども。

そういうことで、本当に枕崎の、酒造会社の顔でありますし、そして観光の顔でもあるんですね。明治蔵っていうのは、非常にあそこに行けば焼酎のですね、手づくり加工品とか、飾ってあるいろんな製造機具ですか、ああいうのも非常にほかにはないような陳列をしてあります。そういう意味では観光の顔じゃないかと思われま。

雇用に関してでもですね、うちの集落、小さな集落ですけど1人いるんですね。各見渡せば必ず1人いるんですよ。そういう意味では非常にですね、枕崎市の経済やら雇用、そういう面では非常に大きな、さっきはかり知れない影響を持っていると言いましたが、本当にそれぐらいの影響を持っているわけです。

ですから、やはりこのような不況、不況というか状態にあるのでですね、その辺をいかにして行政もですね、応援をしてほしいわけですね。

そういうことで、この辺の状況をどう考えておられるか質問したいと思います。

○真茅学農政課長 市内の焼酎向けカンショの取り扱い数量につきましては、平成26年度1万3,694トンだったものが、平成27年度は9,502トン、前年比69%の取り扱い計画であり、前年より4,191トンの減となっております。減少分の4,191トンが、すべてでん粉へ転換されたとすると、生産額で約1億2,237万7,000円の減となり、大きな影響があります。

このようなことから、豆類やニンジン、キャベツ、大根等の秋冬作物の振興に努めていく必要があると考えているところでございます。

○下山忠志水産商工課長 宮崎県の芋焼酎出荷量が鹿児島県を抜いて全国1位になったことは、先般の報道等で承知をしております、明治蔵への影響も少なからずあるのではないかというふうに推測をしているところです。

一方、先般開催されました明治蔵での新酒まつりは、例年にない集客でにぎわいを見せており、明治蔵の関係者は、ここにきて地元鹿児島での販売も好調で、本市及び鹿児島県内の皆様の鹿児島の焼酎に対する叱咤激励というふうに肌で感じているというふうなことでございます。

薩摩酒造は、本市観光協会の会員でもあり、これまでも観光情報交換会によるキャンペーン活動等の取り組みを行っておりますが、私どもといたしましては、観光協会と連携し、今後さらに薩摩焼酎の強み、ブランド力を再強化した新商品開発や情報発信について連携を強化しながら、明治蔵への集客を含め、さつま白波のPRに努めていきたいと考えております。

また、本市と友好都市である稚内市におきましても、本市と連携したコンカツプロジェクトの中で、焼酎白波と稚内の牛乳を使った新商品「ミルチュウ」を開発するとともに、ホテル業界や飲食業界において、焼酎白波を積極的に利用していただいておりますので、コンカツプロジェクトを通じた焼酎白波の販路拡大もさらに進めてまいりたいと考えております。

○4番城森史明議員 この中でですね、私もこの前、政務調査で滋賀県の甲賀市に行ったんですけども、その中で紹介されたのがですね、甲賀市甲賀の茶及び甲賀の地酒を信楽焼の器でもてなす条例っていうのを紹介されたんですね。

甲賀市というのは、5町が合併してできた、約10万だったかな、10万ぐらいの都市です。

その中に信楽焼、信楽鉄道があってですね、信楽町も含まれるわけで、こういうような信楽焼で、甲賀市のお茶、これは土山でしたかね、茶が、産地が2つあるんです。そのお茶と地酒が盛んなまちなんで、お茶と地酒を信楽焼の器でもてなす条例っていうのをつくっているわけですね。

そういう意味で、この辺の条例について、それと、いちき串木野市なんかでも、鹿児島県では、いちき串木野市が、いちき串木野市本格焼酎による乾杯を推進する条例っていうのをつくってるわけですね。

このほかにも県内のこういうようなユニークな条例といいますか、この辺の事例はどのように

把握されておりますか。

○下山忠志水産商工課長 議員の質問の中でもございましたけれども、甲賀市甲賀の茶及び甲賀の地酒を信楽焼の器でもてなす条例、これにつきましては、市の伝統的な地場産業である土山茶、それから朝宮茶並びに甲賀の地酒を信楽焼の器でもてなす習慣を広めることにより、甲賀の茶、甲賀の地酒及び信楽焼の普及を図るとともに、伝統的な地場産業に対する理解を深めることを目的として、甲賀市市議会議員提出議案として提案され、全会一致で可決され、平成27年3月11日に施行されているようです。

このような条例や焼酎乾杯条例につきましては、県内の事例につきましては、いちき串木野市が商工会議所から条例制定要望による市長提案のいちき串木野市本格焼酎による乾杯を推進する条例を平成25年6月27日から施行、奄美市が奄美市市議会議員提案による奄美市黒糖焼酎による乾杯を推進する条例を平成25年10月9日施行、鹿児島県におきましては、鹿児島県議会議員提案によるかごしま本格焼酎の産業振興と焼酎文化でおもてなし県民条例を平成26年1月1日から施行しているということであります。

○4番城森史明議員 今、紹介がありましたけれども、例えばこの条例を見たときに、どういう条例内容になってるかということなんです。大体、似通っているんですね。

参考のために読み上げてみたいと思いますが、串木野市の場合はですね、第1条が、この条例はいちき串木野市の特産品であり、鹿児島県の伝統産業でもある本格焼酎による乾杯の習慣を広めることにより、本格焼酎の普及を通じた焼酎文化への理解の促進に寄与することを目的とする。

第2条は定義になっています。本格焼酎の定義ですね。

第3条に市の役割ということで、市は、本格焼酎による乾杯の推進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第4条が事業者の役割、本格焼酎の生産を業として行う者は、本格焼酎による乾杯を推進するために主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

5条が市民の協力です。第5条、市民は、市及び事業者が行う本格焼酎による乾杯の推進に関する取り組みに協力するよう努めるものとするということで、第5条がなってます。

ただ、信楽焼の場合は、もう一つ条がありまして、嗜好等への配慮ということであるわけです。

これは以前は、この議会においても、一般質問の中で市長が答えられましたですよ。そのときは、残念ながら否定的な答弁だったと思うんですけども。

これは嗜好品というのは当然ですけども、やはり、枕崎市の地場産業をですね、盛り上げればですね、市全体の経済もよくなってくるわけですね、農業への影響、観光への影響。

ですからやはりそういう意味からもですね、こういう条例をつくることによって、市全体を盛り上げるということは非常に価値があって、大事なことじゃないかと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○下山忠志水産商工課長 質問の中にありましたように、昨年12月議会でも一般質問がございました。

焼酎での乾杯につきましては、本市では、以前より市内の団体の宴会におきまして、花しらなみでの乾杯を見かけております。また、市役所の懇親会等においても、その花しらなみでの乾杯が行われております。

このように地酒や清酒により乾杯を勧める乾杯条例、この制定の動きは全国的に広がっているということではありますが、これは、もとを探しますと、京都市で蔵元からの運動により制定されたのが最初で、大方がどこも議員提案として制定されているようでもあります。

一方では、お酒を飲めない市民もおり、条例で勧めるのはなじまないというふうなかたちで、条例制定を求めた地元商工会議所の陳情を賛成少数で不採択としたという市もあるようでございます。

本市におきましては、焼酎さつま白波の本社及び工場がございますが、罰則や強制を伴わないといえども、本人の嗜好にかかわる分野であるため、行政主導で条例を制定することはなじまないと考えております。

○4番城森史明議員 それはですね、100人中100人が賛成するかっていうことには絶対ならないと思いますよね。

本市において、いろんなそういう意味でどれだけ重要なものなのか、その辺を考えていただいでですね、確かに嗜好的なことを言えば、それはもう当然そういうことになるわけですから、やはり、私は地方創生の意味でもやはりこの地場産業を推進するという意味でも、嗜好品は、だから条例に、信楽焼のあれも嗜好的な配慮ということで条例に載っていますから、その辺を考えていただいて、やはり地場産業を盛り上げるんだっていう観点でお願いをしたいんですが。

それで、もう一つちょっと、この前の新聞で大事なあれが載っていたんですよ。というのは、都城市とですね、霧島酒造が活性化へ連携協定を結んだと、そういう記事が載ってました。

地域経済活性化や市民サービス向上に向け包括連携協定を締結したと。地域再生には行政だけでなく民間の団体や企業も知恵を出し合うことが大切。地場産業として積極的に事業を展開し、地域に貢献したいということを述べられております。

そして、都城はですね、日本一の肉と焼酎のまちというふうに掲げているんですね。そして、ふるさと納税がことしすごいですよ。

そういうことで、このように連携を結んでですね、やはり民間と行政が連携を結んで、こういうふうに取り組むことも私は非常に大事な、今からの時代にとってはですね、大事なことだと思うんですよ。この辺についてはどう考えられますか。

○下山忠志水産商工課長 本市の焼酎業界であります薩摩酒造の生産につきましては、基幹産業として大変大切なことだというふうに認識はしております。

その中で、これまでも先ほども答弁いたしましたように、観光協会の協会員として一緒になってプロジェクトを進めて、いろんな販路拡大をしております。おまけに、昨年設立しましたコンカツプロジェクト協議会の中にも、薩摩酒造も一緒に入っていて、今後の全国的な焼酎の販路を踏まえた上で、稚内市との協議会の中で進めていくと同時に、両市の中で東京都庁における物産販売、また、いろんなところで、今後も販路拡大を進めていきたいというふうなかたちで考えております。

○4番城森史明議員 そういうことで、今、地方創生ということで、地域の発展というのが非常に今から重要になるわけで、そういう新しい、今やってることは非常に努力されておりますが、そういう新しい発想をもってですね、また取り組んでいってほしいということで、要望にかえさせていただきます。

次に、質問に入りたいと思います。

ごみ処理施設についてですが、これはもう午前中の清水議員との一般質問の中で、もう大半は私の答えにもなっている、私の質問内容と重複するところがあると思います。

しかし、改めて確認ということで質問しますが、要は、このごみ焼却施設をですね、枕崎につくった場合のメリット・デメリットっていうのは、まずどこにあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○加藤省三市民生活課参事 本市からごみ焼却施設がなくなりますと、市民にとっては、いつでも持ち込んでいたごみや粗大ごみ、草木等について持ち込みができなくなり、大変不便になることが予想されます。

現在、内鍋清掃センターにおいて、施設の管理運営をしております日本管財の職員が22名勤務しており、このうち16名が市内に居住しております。また、シルバー人材センターの作業員12名、衛生管理組合の職員3名が勤務しておりますが、内鍋清掃センターの廃止及び新しい処

理施設が市外に設置となれば、これらの雇用がなくなることとなります。

施設が本市にできた場合のメリットについては、新しい施設は現在の内鍋より大きい施設ですので、管理運営については今以上の雇用が生まれるものと思いますし、従業員が市内に居住していただくことによる市内の購買力の増や人口増など、地域経済活性化に大きくつながってくるものと考えます。

もう1点は、施設建設工事により地元の建設業者や工事に携わる企業等に大きな経済効果があると考えており、施設を維持していく上で必要な工事も出てきますので、地元企業にも大きなメリットがあると考えられます。

施設が本市にできた場合のデメリットについては、市外からのごみ運搬車のごみを搬入することによる交通量の増加が考えられますが、道路の拡幅とか信号機等の設置などによる対応を要望したいと考えております。以上です。

○4番城森史明議員 デメリットの中に、やはり安全面、安全対策というんですかね、その辺が、そういうものがあるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう意味でそれは一応、状況については午前中も説明があったわけです、その辺を含めて。

そして今、候補地が5カ所上がってると思うんですけれども、場所とかその辺の面積とかですね、公開できる範囲でいいですからお願いしたいと思います。

○加藤省三市民生活課参事 各候補地の場所について申し上げます。

まず、枕崎市は、国道270号線沿いの金山町45番地の民有地の山林で、面積が2万1,638平米あります。近隣住宅への距離は340メートルで、公共施設までの距離は440メートルあります。

日置市は、鹿児島県農業大学の国道を挟んで反対側の右側で、枕崎からいきますと右側でございすけれども、民有地の山林で4万1,194平米あります。近隣住宅への距離は300メートルあります。

南さつま市は、砂丘の杜きんぼう隣接の市有地の保安林で約50万平米あります。近隣住宅への距離は300メートルで、公共施設までの距離は470メートルあります。

南九州市の1カ所は、現在の川辺清掃センターの東側の民有地の山林で、面積が2万0,561平米あります。近隣住宅までの距離は156メートルで、公共施設までの距離は650メートルあります。

南九州市のもう1カ所は、旧川辺町の大倉野自治会と南さつま市の高倉自治会の南側の民有地で地目は山林でございす。面積は2万3,503平米あります。旧川辺競馬場跡地の西側になります。近隣住宅への距離は340メートルで、公共施設までの距離は390メートルあります。以上でございす。

○4番城森史明議員 大体、地域的には理解ができるわけですが、確かにそういう意味では、いろんな意味でこの5地区に対して点数がつけられて、それで決まるということでしたので、あれなんです。

ちょっとこの中で気になったのは、面積が少ない、2ヘクタール強なんですよね。この辺は、一応クリアできるんでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 午前中も申し上げましたとおり、候補地の面積といたしまして、2ヘクタール以上の用地を確保できることとありますので、この候補地については、すべて2ヘクタール以上の面積がありますので、問題はないものと考えております。以上です。

○4番城森史明議員 そういう意味じゃなくて、最高は50ヘクタールまでありましたよね。そのほかで例えば、一応クリアしたわけですけど、その辺のところはどう評価されるのかっていうんですか、要は広ければまだ余裕を持った設計もできるだろうし、その辺のところはどう評価されるもんなんですかね。

○加藤省三市民生活課参事 先ほどから申し上げましたとおり、場所によっては50ヘクタール

という大きな面積もございますけれども、候補地検討委員会の中では、用地の検討項目ということで、用地の確保というところで検討されて、面積については特段どこも問題がないと思いますので、それなりの評価をされるというふうに思っております。

○4番城森史明議員 午前中の中で、私も今回のあれに関してはですね、桜山地区でも賛否両論があるんですよ。一応、私は結果的に桜山地区で唯一の議員なんですけど、自分なりの結論をですね、出さなきゃいけないと思って、今回質問をしてるわけです。

ただ、この問題はやはり、単に賛成とか反対とか簡単にできるもんじゃなくて、こういういろんな調査をした上で、本当に安全面も、それは100%とは安全面は言えないでしょうね、だからある程度の安全性を持って、全然そういう環境的にも安全なんだということはある程度やはり、前もってその辺の根拠がなければ候補地も決められないわけですよ。

ですから、きょうの説明でですね、ある程度の安全性については、バグフィルターとかいろんなクローズドシステム、いろんなあれで安全なんだという説明があったわけで、それをですね、本当にお願ひしたかったのは、なぜそれを初めに住民説明会しないんだと、ということです、要は。

ですから、やっぱり自信を持って責任を持ってですね、早いうちにやはりすれば、することによって合意形成が図れるし、それによって枕崎が決定するという流れにもなると思います。

そういう意味でですね、私が言いたかったのは、やはりそういう、そこを決めた根拠について、自信と責任を持って説明してくださいと、住民に。

それで一応、私自身もいろんな話を聞く中で決断する必要があるわけですから、そういう意味で、あとは要望としまして、質問を終わりたいと思います。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時4分 休憩

午後2時14分 再開

○新屋敷幸隆議員 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○8番禰占通男議員 皆様、こんにちは。

通告により質問してまいります。

TPPについては、10月に大筋合意がなされ、11月、政府は政策大綱をまとめたところであります。

これから協定が発効するまでに、本市における取り組み、対策のあり方について、また、地方創生の取り組みも順調に進んでいることと思います。

そういう中で、県も東京に移住・交流相談員を配置しており、本市の取り組み、活用について伺いたいと思います。

まず初めに、ふるさと回帰支援センターの活用について、本市の取り組みはどのようになってるのかをお尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 NPO法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター、通称ふるさと回帰支援センターは、2000年に開催された食料、農林漁業、環境フォーラムで提唱された100万人のふるさと回帰・循環運動構想を受けて、2003年に設立されたNPO法人です。

この法人は、地方への移住・交流情報の発信を行っており、昨年度まで5県1政令都市が相談窓口を設置していましたが、今年度は27県1政令都市が相談窓口を置いて都市生活者の移住相談に応じているようです。

本市の取り組み等については、担当課長から答弁させます。

○神園信二企画調整課長 ふるさと回帰支援センター自体は、相談者の移住希望をもとに、相談者が移住希望先として指定しました自治体に対して、相談者にかわって連絡をとったりして、移住のための調整を図る業務、それから、会員となっている自治体のイベント開催希望を調整をして、会場の手配などを行うことを主な具体業務としておられるようです。

このセンターを訪れます移住希望者のうち、特定した移住希望先を持たない相談者に対しては、年間5万円の会費を払い込んで、会員となっている自治体の情報、これを提供しているようです。

幸い、鹿児島県がこの法人の会員となっております、センター内に県内の市町村への移住専門相談員を置くことで、県下43市町村、分け隔てなく各市町村への移住の相談業務に当たっていただいておりますので、改めて本市がこの当NPO法人の会員になって、年間会費を負担して、センター事務局からの情報提供をお願いしなければならない状況ではないのかなというふうに考えております。

なお、このふるさと回帰支援センターと同じように、移住情報の提供業務を行っている総務省所管の一般社団法人移住・交流推進機構が行いますニッポン移住・交流ナビに関しましては、本市も会員市町村となっておりますので、いつでも情報提供できる体制は整っておりますけれども、本市はこれまで移住者に対する直接的な支援策の立案がおくれておりましたので、現在のところ具体的な情報提供はできてないところでございます。

今後、地方創生関連施策としまして、移住者に対する支援策の立案を行いますので、これが整い次第、このニッポン移住・交流ナビを使って情報発信を行っていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○8番禰占通男議員 回帰支援センターについては、会費を納めていないということで、会員ではないということですが、実際、枕崎市の内容もこういうふうに1冊の本に、鹿児島県内の情報が入っております。

結局、県が支援員を送ったということでしょう。その中で、鹿児島県の中でも交流・移住のための体験、そういうことへ取り組んでる市もあります。そしてまた、会員ではなかったですけど、枕崎市からまく旅が資料として備えられてありました。前の小さくなったあれじゃなくて、今…、今のやつは小さくなってるけど、A4版のやつですね。

それで課長にも言いましたが、案内にも間違いがあると、そういったところは……、交通の便もいいところでありまして、やはりそこら辺は足を運んで、文書の中身も確認、そういうことも必要ではなかろうかと思えます。

先ほど課長がおっしゃったように移住ナビですね、これもインターネットでアクセスすることもありますけど、そういったアクセス回数というのは把握はできているんですかね。

○神園信二企画調整課長 移住ナビのページ全体へのアクセス回数というのは、カウントできるシステムになっているはずだと理解しておりますけれども、各県ごととか、市ごとというのは、ページに入った以降のカウントになっておりますので、そこまでのカウントはできるシステムはとっていなかったというふうに記憶しております。

○8番禰占通男議員 私もこの移住ナビのほうはちょっと知らなかったんですけども、課長からそういうことで、アクセスを2度3度試みて、アクセスもちょっと難しいなどは感じました。

それで2番目の質問になるんですけど、もし、その団体は5万円となっておりますけど、個人的にもできますし、そういう5万円払って、年会費ですけど、ここに会員となって情報を発信すると、私はものすごくいいんじゃないかなと思うんです。

何でかという、鹿児島の相談員は、たまたま私が行ったときはお休みできようはないと、別な人が対応してくれまして、結構若い人が訪れると。

今、あちこちのニュースでもありますように、30代40代というのは、今、地方創生が始まっ

てから、そういう移住とかそこら辺に相当関心があるようなことを担当の方もおっしゃっていましたので、私は5万円が高いのか安いのかは今現在わかりませんが、そういう方が1年に1人でもこの枕崎市に来ていただければ、そう高くはない会費だとは思っております。

それで、案内について、先の話になりますけど、会費を払ってここを利用するという事になるとどのような……、案内所ですよ、枕崎市に対しての案内はどのようになさるのかをお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 まず、最初の5万円払い込んで、このNPO法人の会員になったときの、どういう取り扱いになっていくかということなんですけれども、移住の相談に来られる方は、何県の何市の情報、例えば、何県の情報がありますかというふうな御相談のされ方、で、何県の何市の情報がありますかという御相談のされ方があるようであります。

そのときに窓口を設置していない県、先ほどの冒頭の説明で27県の1政令都市ということでございましたので、ほかの県を要望されて、例えば、例をとって、ほかの県の例をとって恐縮ですけども、例えば熊本県の何々市の情報がありますかというふうな問い合わせをNPO法人の事務局にいただいたときに、その事務局の方が、はい、ありますよと、5万円の会費を払っているところは御案内をいただけるというシステムになります。

鹿児島県の場合は、鹿児島県がこの会員となって相談窓口をひいておりますので、相談員まで置いておりますので、これは鹿児島県に移住したいんですがというふうな御相談をいただいたときには、今、議員がお持ちのパンフレットで、鹿児島県にはこういうまちがありますよということで、43市町村を分け隔てなく御紹介をいただいているという状況になります。

で、鹿児島県の中でも、何市の情報をくださいというふうなときには、この鹿児島県の移住相談員のほうは、そのお客様が指定をされているわけですから、その市の情報をお出しするというふうなことになりますので、わざわざ鹿児島県に移住をしたいというふうな御希望を持ってたとしても、鹿児島県の何市に移住をするのかというのは、その後定めないと、住民票というのは各市町村のほうに置くわけですので、そのとき43市町村を分け隔てなく、県のほうが御理解を、お勧めをいただいているということでもあります。

移住ナビにしましても、このふるさと回帰支援センターにしましても、今まで先ほどの答弁で申し上げましたとおり、直接的な移住希望者への支援の政策というものがおけているのは御承知のとおりでございますので、今後、地方創生の関連施策の中で、こちらのほうをちゃんと対応していこうということで、今現在検討中でございますので、その案ができ上がりましたら、それらをまとめてこの鹿児島県の事務所のほうにお届けをすると、回帰支援センターの担当の方にお届けをしておくというふうなことになるかと考えております。

○8番禰占通男議員 今、課長のおっしゃられることもわかるんですけど、指宿市さんはそのまま、ハローワークの資料をそのまま出してあります。

なぜかと言うと、そこに来る人は観光目的ではなくて移住ということ強く言われました。ということは、枕崎市も、簡単に言えば、この移住ナビであり、回帰センターであり、そうだったら仕事がこういうのがありまして、それは移住ナビにもありました。水産業、いろいろ子育て支援……、あれは、今、本市が取り組んでいる子育てとか農林水産業の農業、水産業の育成の問題の補助金、やっぱりそういうのはナビのほうにも出ています。それで回帰センターのほうにも枕崎市の分には載っております。

それはそれでいいんですけど、やはり移住はするけど、仕事は何をやるかっていうそこだと思うんですよ。それとこの本が一番いいところは、一番末尾に各市町村の統計的なことが載っております。いろいろ項目あるんですけど。

あとは住むところだと思うんですよ、住宅。結局、大体が若い人で、そう所得も多くはないと思いますよ。そしたら住宅にかかるお金、あとは子育て、先ほど言いましたように、やはりそ

こら辺だと思うんですよね。

それで、枕崎市が一番、この住宅関係支援というところは〇が一つもついておりません。

ほかのところは、空家バンク、宅地、貸付、分譲、それから空き地取得補助、それと住宅取得・改修補助、浄化槽の補助ですよね。やはりそういうことを、住宅にすることが、もう今、これは鹿児島県全域載っております。

やはり、今、地方創生でも移住と言われてはいますが、やはり今度から課長も地域協力隊にも取り組むということを9月議会でもおっしゃっていましたが、やはりそうなると思わるところだと思うんですよ。

最初から永久に住むのであれば、新しいものをつくったり、いいところを探させるんですけど、やはり生活基盤が安定するまでは安いところでも我慢しようかって、そういうことになると思うんですよね。

やはり、そうしたら仕事の種類、やはりその仕事の内容、そしてまた住宅、そして最後は、今、地方創生でも言われておりますように子育ての環境を、朝もありましたけど、学校教育についてもいい環境を提供すべきじゃないか、情報をです。実習についても取り組まないといけないけど、やっぱりそういう情報を発信すべきじゃないかと思うんですけど、そういうことについての今後の取り組みというのはどう考えていますか。

○神園信二企画調整課長 繰り返しの答弁で恐縮ですが、最初の答弁でも申しましたとおり、今後、地方創生関連施策で移住者に対する支援策の立案を行いますので、これが整い次第、ニッポン移住・交流ナビを使って情報発信、ここを中心にやっていきたいというふうに考えております。

ほかにもさまざまな施策、それから今、議員が言われたお仕事、どういう求人があるのかということも興味のあるところでしょうから、それらの施策の御案内と一緒に、回帰センターのほうにも県の窓口がありますので、御相談に来たときには、これらを使いきださいということでお届けするようなかたちになろうかなというふうには考えております。

○8番禰占通男議員 あと一つお尋ねしておきたいことがあるんですけど、この移住ナビの中にあるのかどうかわかりませんが、この移住体験ツアーですよね。本市では……、曾於市と志布志市が2名様までは、大体無料でお金を出しますよって、そういうこともうたって、広告みたいなを出しているんですけど、そうなった場合、本市もそこまで取り組むのかどうかのと、その移住ナビの場合には、それもあるのかどうかをお伺いいたします。

○神園信二企画調整課長 回帰センターにあるそのお試し移住ですか、そういう制度の案内がナビにもあるのかという御趣旨の質問ととらえてよろしいんですかね。

移住ナビのほうも、このお試し体験、お試し移住にかかわらずですね……、のみに限らずに、ほかの事業等もいろいろアピールしているページもございますし、それに対する助成というのも組まれております。

そういうものをやるときには、これは、実は自治総合センター、宝くじの益金の財団法人の中に設置されている一般社団法人ですので、さまざま移住に関する事業をやるときには、こういう補助事業もございましてというふうな案内がされている団体でございます。

で、一方、ふるさと回帰支援センターの場合には、そのようなコーディネートは行っておりますけれども、そのNPO法人からの助成というのはございません。

やるとすると、すべて一般財源、各自治体の負担ということになりますので、もう既に先ほども申しましたとおり、この移住ナビのほうは、私ども会員になっておりますので、といいますのが、先ほどの地域活性化センターだったですかね、一般財団法人のほうには、この会費を納めることで社団法人の会員にまでなれておりますので、そちらのほうを中心にさまざまなメニュー等は検討したいなど。そうすれば、すべて手出しでなくても済む可能性が大きいということで、こ

ちらのほうを先ほどから御案内を申し上げているところでございます。

○8番 禰占通男議員 4番目の質問ですけど、これは、たぶん会費は払ってなくても参加できたんじゃないかろうかと思って質問に上げたんですけど、かごしま移住・交流セミナー in 東京への本市の参加はなされたのかということで、これは主催が鹿児島県になっていましたので質問に上げたんですけど、どうだったんでしょうかね。

○神園信二企画調整課長 かごしま移住・交流セミナーは、今年度、既に11月29日に大阪で、それと12月6日に東京で開催されておりますが、参加はしておりません。

また、今後も1月30日の土曜日、2月13日の土曜日に県が主催しまして移住セミナー、これが先ほどから話題になってるふるさと回帰支援センターのほうで開催される予定になっておりますが、その内容は、県のほうから、参加しませんか、参加の希望があればというふうなメールも流れてくるんですけども、内容を見ますと、ふるさと回帰支援センターの休憩スペースのいす、テーブルを撤去した狭い空間になるんですけども、参加市町村のアピールタイムを5分から10分設けた後、来場者からの個別相談を受けるというものでありまして、県もあまり多くの市町村の参加は予定してないようです。

前回の開催例に倣いますと、来場者も予約の15名のみの方の当日の相談ということで限っておりまして、これに参加するとなりますと、参加費を含めて、私ども概算で50万程度の参加費、ふるさと回帰支援センターへの会費というのではなくて、市の職員の往復の旅費が発生しますし、さまざまなアピールのための材料を送ったり受け取ったりというふうなところ等含めると、概算で50万以上の経費がかかるのではないかと計算しますので、その割に来場者も15名の予約者のみということであれば、費用対効果というところで厳しいのかなというふうなことを考えております。

一方、先ほどからお話しております総務省所管の移住ナビ、一般社団法人の移住・交流推進機構というのが、1月17日に東京のビッグサイトで行います移住・交流、それから地域おこしフェア、同時に開催されますけれども、これにつきましては1日の来場者が8,000人を超えるという実績を持っておりますが、これには本市も地域おこし協力隊の募集の説明ブース、特設の枕崎市用のブースを設けて参加をしまして、あわせて本市の移住情報の発信も行うことで計画しまして、これにつきましては、冒頭、議員も言われましたとおり、9月議会のところで説明をいたしまして、補正予算でも御審議をいただきまして、予算もつけていただいておりますので、ちらのほうには参加という予定にしているところでございます。

○8番 禰占通男議員 今、課長がおっしゃいましたように、費用の50万、これが高いのか安いのかわかりませんが、これに参加予定市町村というのは、大体、地域協力隊員を活用してるところが参加に手を挙げているという事実だけはわかってもらいたいと思います。

だから、こういう事業にやはり取り組むところは、やはりそれなりに取り組んでるということですよ。あれそれじゃなくても、重点的に、やはり移住に対して力を入れているって事実です。

それで、次のTPPについて質問してまいります。午前中もTPPについても質問がありました。それで私は、本市がこのTPPによってどのような影響・効果、あるいは影響についての対策を行っていきけるのかということに重点的に質問していきたいと思っております。

このTPPの大筋合意について、本市の産業への影響についてお尋ねをいたします。

○真茅学農政課長 農林水産省では、農業関係の40品目について影響を分析し、公表しております。これによりますと、本市で生産されているお茶については、特段の影響を見込みがたい品目としており、ニンジンも影響は限定的であるが、さらなる競争力の強化や体質強化対策の検討が必要としております。

牛肉、豚肉、乳製品については、当面の輸入の急増は見込みがたいが、長期的には関税の引き

下げで影響の懸念があるとしております。このため、規模拡大による生産コストの削減や品質向上による国産の優位性の確保等の対策に加え、経営の継続発展のための環境整備を検討することが必要としております。

このほか野菜や果樹など、現段階では影響は少ないと考えておりますが、長期的にはどのような影響が出てくるのか、今後とも注視していく必要があると考えております。

○下山忠志水産商工課長 農林水産省から出された水産物の影響については、カツオ・マグロ類は基本的に資源管理の下に置かれており、漁獲量や輸入量の急増は発生しにくく、T P P 合意による影響は限定的と見込まれておりますが、主に加工向けであるカツオやキハダマグロについては即時撤廃であることから、長期的に少なからず影響が懸念されることとしております。

本市で取り扱われるカツオ、マグロの輸出入相手国につきましては、鹿児島税関枕崎出張所の資料によりますと、輸入においてはカツオ及びマグロで、その相手国はインドネシア、マレーシア、ソロモン、フィリピン、台湾など、今回の参加国以外の国であります。

一方、輸出においても参加国以外のタイ、インドネシアなどがその多くを占め、一部メバチマグロの輸出で参加国のマレーシアがありますが、マレーシアは特惠国で現在も無税となっているところであります。

かつおぶしについては、現在関税率が9.6%となっており、協定が発効されますと、関税は即時撤廃となりますが、財務省貿易統計によりますと、全国におけるかつおぶし類の輸入は、直近の2014年では4,114トン、金額で28億2,300万円、平均価格は1キロ当たり686円となっております。その相手国については、T P P 参加国がベトナムで輸入割合が約3.3%、非参加国はインドネシア、フィリピン、中国、モルディブ、タイ、韓国の輸入量が96.7%というふうなかたちになっておりまして、影響は少ないものと考えております。

アジ、サバにつきましては、T P P 参加国からの輸入量は少なく、国内生産量に対してそれぞれ50分の1と1,000分の1となっております。T P P 合意による影響は限定的と見込まれているということですが、本市における輸入の実績はなく、輸出において相手先が中国となっており、T P P 参加国以外であることから、影響は出にくいものと考えています。

その他工業製品については、本市の具体的な輸出入取り扱い量を把握できておりませんので、影響について試算できないところでございますが、今後T P P が協定されて、それを生かすには、やはり為替相場の関係なども含めて、現段階ではっきり申し上げられませんが、関税の撤廃がされる品目については外国産の輸入量はふえるのではと予想されますので、地場製品のブランド化を進めるとともにその品質のよさをPRして、輸入品との差別化を図り、一方、輸出については国内産を参加国に輸出するよい機会と思われまますので、販路の拡大に向けた取り組みが必要であると考えております。

○8番 瀬戸 通男議員 T P P の影響試算については、年末までに政府もまとめるようなことを報道しています。

それで輸入については、今、新聞報道、テレビ等などの報道がありますが、輸入拡大に備える守り、補助金等で、朝も出ましたように、マルキン等で農業については。それで、漁業は……、水産、漁業というか、それについても関税も低いし、そういった面で余り影響も少ないという朝の答弁でもありましたが、輸出ということを考えた場合、本市も輸出の……、輸出を本格的にやっている事業所なりというのは、私もあんまり、1社しか知らないんですけど。輸出品と考えた場合は、この相手国の関税が撤廃することで、米、牛肉、茶、青果物、水産物が有望視されると、これはもう新聞等にも発表されておりますけど、枕崎市としてはこれがそのまま輸出にということとは考えられるのか。今からだと思いますよ、後にも出てきますけど。

やはりT P P が発効されるまで、そういう下準備もできるのかできないのか、短期間でできるのかわかりませんが、そういうのは、輸出に対する取り組みというのは可能なのか、そこのと

ころを御説明をお願いいたします。

○真茅学農政課長 農業関係につきましては、けさほども御答弁いたしましたけれども、具体的には茶がその取り組みを今やっております、来年のお茶に向けて13工場がやっているとございます。

ちなみに、輸出の実績としましては、平成26年度、これは全国のデータでございませうけど、輸出は3,516トンの輸出で、先ほど、輸入は4,180トンという状況になっていまして、この輸出量は今後もふえていくものと考えているとございます。

○下山忠志水産商工課長 先ほどの答弁でもありましたけれども、水産物の輸出につきましては、カツオ・マグロ類で輸出の実績がありますけれども、タイ、インドネシアが主でありまして、ここがまだT P Pの参加国でないことから、そういう影響はないと思われませう。

それとメバチマグロの輸出でマレーシアがありますけれども、ここは特惠国ということで、無税というふうなかたちになっております。

サバについて午前中も答弁申し上げましたが、その水揚げの量に応じて輸出があるようございませう。多くは中国に輸出されていまして、ここもT P P参加国でないことから、影響が出ないのかなというふうなかたちで考えているところでありませう。

○8番禰占通男議員 2番目の水産業についてお伺いしますが、水産業はどのように対応するのかということで、輸入は先ほどもおっしゃられましたけど、この漁獲量ですよ。

本市は、朝もありましたように、答弁がありましたように、3隻の一本釣り漁船がおります。今はもう枕崎漁港に入ってくるものもほとんど、海まき船がほとんどですよ、見ていた限りは。

ことはまた、ある企業のカツオ船が2カ月、3カ月出て行ったけど、なかなか釣れないというそういう話も聞きました。

それで、漁獲量としては、海まき船は10億、普通の一本釣りは1億そこそこだということをおも漁業経験者から聞いております。

そういった中、政府もこのT P Pに対しての国内の産業を守るということで、漁業に対してはリース方式による漁船の導入を後押しするとなっております。

それで私も一度ほかのところ、海まき船を1そう仕立てたらどうなのかということも言いましたが、今後はリース方式による海まき船を導入できるかどうかわかりませうけど、行政と民間のそこ、漁協、民間等という、そこら辺をよく話し合ってもらって、海まき船の1隻ぐらいは、私は導入できたらいいのかなと思っております。

なぜかと言うと、カツオ船1隻に大体三十何名乗っていると思うんですよ、そのうちの25名はもう日本国籍の人じゃないということもありますよ。そういった場合、高齢化、一本釣りは相当体力がいると思っております。

ところが、海まき船となるとだいぶ機械設備がありまして、網で締めたものを吸い上げてどんどんどんどん処理できるような構造になっておりますよ。そういった場合、このT P Pにチャンスだと思って、今、そのリース方式による漁船の導入というのは考えられないでしょうか。

○下山忠志水産商工課長 本市のカツオ漁業についてでございませうけれども、もともと枕崎のカツオ漁業と申しますのは、カツオ漁業とかつおぶし製造業が両輪となって、これまで昔から支えられてきております。

一本釣りは、以前はかつおぶし用の原魚として漁獲をしてございましたけれども、近年、刺身商材というふうなかたちで一本釣り船は漁獲をしております。

カツオ漁業における約6割、五、六割、7割ぐらいは、現在のところ海外まき網船で占められていまして、ほとんどかつおぶし用の原魚というふうなかたちで操業をされて、枕崎に入港して水揚げをしているところございませう。

水産庁がT P P対策として、この漁船のリース事業というのを、今、紹介をしつつあるところ

なんですけれども、午前中の答弁でもありましたように、この事業を取り組むには、浜の機能再編広域プラン、これを策定して臨む必要がございます。

おまけに、複数の漁協が広域水産業再生委員会というのをつくってプランを作成する必要がありますので、枕崎市漁協では近いうちに振興局、あるいは近隣漁協とそういう事業についての話し合いを進めていきたいというふうなかたちで考えております。

海まきのリースにつきましては、世界的に資源管理をしながら行っておりますけれども、今、日本の隻数の中では35隻というふうなかたちで枠組みされておりますけれども、その中で5隻が大型760トン型、あるいは699トン型、そういうふうなかたちの大型船、で、残りは349トン型の通常の海まき船でございます。

国際競争に勝つためには、VDの問題もございますので、大型船を取り入れる必要がございます。

そうしますと、海外と打ち勝つためにそういうふうなことが必要ですけれども、今後、リースをするということになりますと、中古船をリースするわけでございますので、中古船とした場合に、相手が手放してリース、漁協が買い取ってなると349トン型というふうなかたちになりますと、今の現状ではちょっとリースしても今後の展開としてどうなのかなというふうなことがございますので、そういうことについては、漁協なりと一緒に連携して研究をしていきたいと考えております。

○8番 禰占通男議員 鹿児島県内の漁業関係も一つに統一しましょうとか、今そういうのも昨今からいろいろなってますから、そこら辺はそういう流れの中で、やはり対応していただきたい、そう思っております。

それで3番目の農業について、どのように対応するのか、畜産、米、麦、茶、野菜類、果実、カンショ、1番目でもちょっと言いましたけど、一つずつ伺っておきたいと思えます。一緒に全部すると、私も頭に入り切れないものですから。

まず、畜産について枕崎市の対応はどうなるのか、お伺いいたします。

○真茅学農政課長 まず、農業について、総合的なTPP関連政策大綱の中で、体質強化対策と経営安定・安定供給の備えを行うこととしております。

牛肉・豚肉・乳製品については、けさほども答弁させていただきましたけれども、具体的には肉用牛肥育経営安定特別対策事業、牛マルキンや、養豚経営安定対策事業、豚マルキンを法制化する。

牛・豚マルキンの補てん率を引き上げるとともに、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる。また、肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したのに見直すことなどが示されているところがございますけれども、こういう対策が実施されていけば、ある程度畜産農家のためにはなるんじゃないかなと。

また、けさほども述べましたけれども、県の対応等もまだ出てきておりませんので、そういうのを見ながら本市の対応は考えていきたいと思っております。

○8番 禰占通男議員 畜産に関しては、先ほど課長からもありましたように牛マルキン、豚マルキンと、それが大体相当な補助金をもらうようになりますけど、こういった場合、これがTPPが発効して何年かたって、そして補助金漬けになった場合、今後、この畜産、牛、豚、朝はありましたけど、養鶏もありますけど、そういった場合は、何か体質ですよ、取り組む人なんかの、そういった場合は強くなるものですか、それとも足腰が弱くなってそのまま消えてなくなるような。

結局、何でかって言うと、今、人口減少って、今は地方創生でも言っているんだけど、後継者不足、それも考えられますよね。そしたら、何か夢がないと、後を継ぐ人もいなくなるのではなかろうかと思っております。

そして中には、また、大々的に飼育して、鹿児島県でも大隅のほうにありますように、東京に店まで出して左うちわでやっているようなところもありますけど、そういった後継者の育成のためになるのかと考えられるので、その補助金と今後の畜産に関しての関係はどのように思っておられるのかをお聞きいたします。

○真茅学農政課長 まず、牛肉でございますけれども、ホルスタインを中心とした肉は外国産と競合しますので、今でも関税かかっている中で、相当外国産の肉は安くなっております。

そういう中で、特に鹿児島県で飼われているのは黒毛和種、本市の場合は交雑種でございますけど、黒毛と交雑種がいますけど、その外国産と差別化されている状況でございます。

そういう中では、やはり今後は小っちゃい経営規模の農家っていうのは厳しいと考えておりますけれども、経営努力で規模拡大、またコストの引き下げ、そういう対策の中で経営を存続させていくというのが、肝要になってくるんじゃないかと考えております。

豚につきましても、同じように差別化まではいきませんが、これまでも相当量の外国産が入ってきております。そういう中で、養豚農家は規模拡大、また経営のコスト低減、合理化に努めながらやってきておまして、今後もその方向で、これまで以上に努力して生き残っていく、そういう方向になるんじゃないかと考えているところでございます。

○8 番禰占通男議員 次に、米について聞きたいんですけど、今回の一般質問で課長が私にもちょっと指摘してくれたんですけど、備蓄米って話が出ると、どこでも買ってもらえるのかと思えるんですけども、鹿児島県には一応指定量がありますけど、課長がおっしゃられるように、備蓄米の買い上げというのはほとんど統計には出ておりませんでした。

それで聞きたいのは、本市の米を食べる量としては、枕崎で生産するものはほとんど足りないんですけど、今、余剰米ということで、来年から飼料米に転作するという話を聞きまして、幾ら、今現在、主食用にしている米を飼料用にするのかわかりませんが、この飼料米を栽培することになると、影響、補助金対象になれば今までと変わらないと思うんですけど、そして、またそうなると、飼料米つくるよりもう米づくりはやめようかっていう人も出てくると思うんですよ。そういった飼料米転作のことは、JAとかそこら辺から聞いておりますか。

○真茅学農政課長 飼料用米につきましては、本市でも来年度産から一部農家で取り組みが検討されてるところでございます。

これはTPP対策というよりは、国内政策の意味合いが強い状況でございます。TPP対策については、ふえた分をまた国のほうが備蓄米の量をふやすということで、市場価格への影響を緩和しようということをやろうということで、そういう方向で国は考えているようでございます。

○8 番禰占通男議員 次に、麦はほとんど影響がないということで省きますけど、お茶についてちょっと伺いたいんですけど。

朝もありまして、私の説明にもありましたように、お茶の輸入は、あまり参加国からの輸入はわずかで、関税も段階的に撤廃するため影響はないということですが、今後、このお茶を輸出するという、静岡県なんか相当張り切っているところがありますけど、新聞報道ですけど。そうなった場合、お茶が輸出するというふうになると、いろいろな輸出の規格ですよ。そういったものは取得が必要なのか、ただ売だけでいいのか、そこら辺を伺いたいんですが。

○真茅学農政課長 現在、アメリカを想定しまして準備を進めておりますけれども、資格については聞いておりませんが、使える農薬がやっぱり、今現在農家が使っている農薬はそのまま使えないという状況があるようでございまして、アメリカの輸入に合格する、そういう防除体系ということで、市内でも指定園を設けてますよね、普通の茶園とは区別した栽培管理をするということで、今、取り組みが進められているところでございます。

○8 番禰占通男議員 時間の都合上、野菜類と果樹っていうのも省きますけど、ほとんど影響がなさそうということだったので。

次に、カンショについてですけど、先ほども一般質問でありましたように、焼酎用、でん粉用がありますけど、焼酎用が減って1億ぐらいの売り上げが変わったということだったんですけど、先ほどの一般質問で答弁にもありましたように、でん粉用のカンショ交付金の単価も据え置きということが新聞等に出ております。

今後、先ほどの焼酎の質問、そしてT P Pの影響ということで、カンショの栽培に与える影響というのは、これ以上栽培がふえるのか、横ばいが可能なのか、そこら辺を説明をお願いいたします。

○真茅学農政課長 まず、市内の焼酎向けカンショについては、一番、やっぱり影響するのは焼酎の売り上げだろうと思っております。

ただ、でん粉用向けのカンショもありますので、県内でも焼酎用、でん粉用両方生産されている状況の中で、このでん粉用について、いろんな輸入の防御策と申しますか、そういうのがなくなれば、外国産と国内でん粉は価格的に勝負できない状況ですので、それが一遍に焼酎向けにくるのかと、そうすると国内焼酎製造はそんだけパイがない状況ですので、相当な混乱は考えられません。

ただし、今回T P Pの中ではそういうでん粉の枠組み等維持されましたので、現段階ではさほど影響ないんじゃないかと考えております。

○8 番禰占通男議員 次に、林業について伺いますけど、本市は林業、ほとんどが建築材になる山というのは余りないんですけど、ほとんどが水産関係のたき物用がほとんどです。

そして、また、霧島、川内市でバイオ燃料として活用があって、今後はもう不足するだろうということも県内でもささやかれている中で、本市の林業についての影響はどのようなものが考えられるのかをお伺いいたします。

○真茅学農政課長 国は、合板・製材についての影響は限定的としながらも、長期的には国産材の価格下落も懸念されることから、生産性の向上など体質強化の検討が必要としております。

本市では、林業を専門とする業者はまき業者7戸が主でありますので、本市への影響は少ないと考えておりますが、今後とも間伐や皆伐など、適正な森林の施業・管理が図られるよう努めたいと考えております。

○8 番禰占通男議員 5番目の質問にまいります。

ほかの各産業の対策、具体的に申し上げますと、外国人も三百ちょっと入っております。その労働、それから、今先ほど出ましたように酒造会社への影響もあるでしょう。それとまた運輸、そしてサービス業としては、一番のT P Pによって響くのは金融関係ではなかろうかと私も思っておりますので、そういった中のその対策ということで、本市だけでできるものとできないものもありますけど、この国へは、関係機関への要望などはどのようになされるのか、このT P Pによる影響による対策ですよね。今、申しましたように、労働や酒造……、酒造というのはあれですけども、枕崎市の地場産業、運輸、サービス業、金融についての御意見をお願いいたします。

○下山忠志水産商工課長 けさほども答弁申し上げましたが、酒造業においては薩摩焼酎が県内産のサツマイモを使用しないと名乗れないということでございますので、薩摩焼酎が輸入されることはないものと判断しておりまして、その他運輸業については一概には申し上げられませんが、一般的に考えますと、外国産の輸入製品が増加し、国内産の輸出製品がふえると、産地から輸出入の港へ、また空港へ、また港や空港から消費地への輸送がふえることが考えられ、それに伴いサービス業や雇用についても影響が出るものと思っております。

そして、今後どのようなかたちで国に、国あるいは上のほうにつなげていくかということでございますけれども、もう総合的なT P P関連政策大綱が示されております。

この対策がですね、確実に実行されて、また、不十分であればさらなる対策を実施し、再生可能な農林水産業の確立と成長産業として位置づけられることを期待しているところであります。

(「サービス業の、サービス業とか、ここ辺はないの」と言う者あり) サービス業についても、雇用と同じようにそういう業務がふえて、業務量がふえていくことが期待されるというかたちで考えております。

○8番 瀬谷通男議員 時間の関係上、最後に行きます。

この協定発効の時期については、どのように解しているのかという……、何で、なぜこういう題を設けたかといいますと、今ずっと聞いてきたこと、協定の発効は約2017年秋以降というそういう憶測がありますけど、最終的には28年11月、アメリカの選挙以降まで先送りということもありますけど、約3年ぐらいの間に今いろいろお尋ねしてきたこと、それに対する私は準備期間になるのではなかろうかと思って、今、こういう設問をいたしました。

今、聞いてきたところによりますと、一番TPPがもたらす効果としては、これまで、今聞いてきましたように、海外に出るにも出られなかった中小企業、それに一番、うまく取り組めば発展があるのではないかというのが大方のニュースの方々がおっしゃっております。

それで、そういうことについて、今後発効までに、今、私がお伺いしてまいりましたそういう中で、本当に枕崎市が時を有効活用できるのはどのようなことかということで、お尋ねをいたします。

○下山忠志水産商工課長 具体的な協定期間の発効については、3年後なのか何年後なのか、まだ、現在のところ把握できないところであります。

発効までの流れについて調べますと、大筋合意の後は実務者協議等で細部の詰めを行い、協定文書の確定を行い、協定書案及び附属書を作成、さらに各国において協定書、附属書のリーガルチェックを行った後、TPP協定を12カ国で署名し、署名後に協定案の承認手続きを行い、各国の議会承認を経て協定発効となるようでありますけれども、各国において、それまでの間、反対があったり、協定が……、署名ができないような状況になりますと、またそれがどうなるかわからないところでございます。

それに向けての間の取り組みといたしましては、今、国から示されている部分について、輸出については効果的なものをできるだけ掘り起こしをして、それに向けての施設でありますとか準備をして、またその輸入につきましては、外国産が入ってきた場合、日本産のブランド、これを高める必要がありますので、そういうふうに向けたことを今後関係機関とともに連携して進めていきたいと考えております。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後3時14分 休憩

午後3時24分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永野慶一郎議員。

[永野慶一郎議員 登壇]

○2番 永野慶一郎議員 本日、最後の質問者となりました。しばらくのお時間、耳を傾けていただきますようお願い申し上げます。

師走に入り、慌ただしい毎日を皆様お過ごしのことかと思えます。

本市職員の皆様も、来年1月から始まりますマイナンバー制度の準備や問い合わせ等の対応に追われ、非常に多忙な毎日を送られていることかと思えます。

この場をお借りいたしまして、職員の皆様の労に対して心より感謝申し上げます。

それでは、通告に従い質問を行います。

ふるさと納税の返礼事業が、いよいよ来年からスタートいたします。

この返礼事業でございますが、自治体によっては多額の寄附金が集まり、税収の増額につながっているとお聞きいたしました。

その一方で、10月24日付の南日本新聞で、総務省が行った全自治体に対するふるさと納税についてのアンケート結果では、返礼品送付の競争となっている現状を懸念しているとの回答が16%あったと書かれておりました。

そういった返礼品の過当競争を心配する一方で、自治体は、使い道で寄附先を選ぶ人がふえているととらえており、アンケートでは23.7%が用途の明確化や選択できる事業の充実に取り組んでいるとも書かれておりました。

本市でも、このいただいたお金をどのような事業に使うのか、これを明確にすることが重要になってくるのではないかと考えます。

そこで、本市への来年から始まりますふるさと納税の初年度の納税額はどれくらいを見込んでいるのか、また、ふるさと納税について市長の考えをお聞かせください。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 職員の労をねぎらっていただいております。また、これで職員もやる気を出してくれると思います。

返礼事業を開始した後の具体的な目標額の設定は考えていませんが、なるべく多くの皆さんに御利用いただきたいと、そう思っております。

ふるさと納税に対しての私の考えというのは、今どこも一つのブームになっているようですから、枕崎も試してみて、その後、直すところがあれば直していくと。とりあえずは取り組んでみるのだと思っております。

○2番永野慶一郎議員 はい、ありがとうございます。

恐らく、どの程度の納税額があるのかっていうのは、なかなかやってみないとつかめないところもあるのではないかと思います。このふるさと納税にまた追い風が吹いているような記事を私、目にいたしました。

これは何かといいますと、ふるさと納税ワンストップ特例制度というものでございます。

私ですね、ちょっといろんなところの自治体の返礼品を調べてみたことがございます。

ただ、寄附をしたらその寄附した分の幾らかが控除されて、年末に確定申告をしたらですね、税金の控除になるっていう話を聞いたことあるんですが、確定申告をするという行為がですね、私サラリーマンでございます。なかなかですね、煩わしいなっていうのを感じておりましたが、ことしですね、27年の4月1日以降に行うふるさと納税による寄附からですね、先ほど言いましたふるさと納税ワンストップ特例制度といいまして、確定申告をする必要のない給与所得者、一般的なサラリーマンのことを指すと思うんですが、そういった方が寄附をする際には、その寄附先の団体に申請書を提出すると、その団体が自分の住む市町村へ控除申請をかわりに行ってくれるという制度ができた。ですから、確定申告をしなくて済むという便利な特例制度もできているみたいですね。

そういった点からもですね、確かにブームであると思いますが、さらにこのふるさと納税、そして、返礼事業というのができればですね、とても使いやすい制度になってきているのではないかなと、追い風が私は吹いているような感じがいたします。

その返礼品とかなんですけども、当然、返礼品の受付、またその発送業務というのは、どこでやるのかっていうのを教えていただけないでしょうか。

○神園信二企画調整課長 返礼品の受付・発注・発送業務に関するお尋ねでございますが、これらの全業務の委託先につきましては、他市で行われている同様の取り組みで実績のあります日本郵政・JPさん、それから佐川急便さん、それとヤマトシステム開発株式会社さん、3者を指名しまして、プロポーザル方式、提案入札を行っております。その結果、ヤマトシステム開発株式会社に担当していただくことになっております。

返礼品の発注というところは、お客様から要望いただいた品をヤマトシステム開発株式会社か

ら、本市のお魚センター、それから地場産業振興センターに対してこういう発注が入りましたというふうな連絡が行われまして、そうしますと両センターは、発注のあった返礼品を市内の事業者から仕入れまして、商品にしまして、ヤマトシステムに納品すると、それから配送されるというシステムになります。

返礼品の贈呈につきましては、当初の予定どおり28年1月受け付け分のふるさと納税分から開始をいたしますけれども、いわゆるウェブサイトを経由したふるさと納税の申し込み、それから返礼品の申し込みの受け付け準備が整いますのが、先ほど説明いたしましたシステムの構築が当初よりちょっと時間を要していることから、ウェブサイト経由という部分につきましてはのみ、2月から3月当初の開始にならざるを得ない見通しになったなというふうな状況でございます。

なお、返礼品の贈呈自体は従前どおり、従前お話ししてありますとおり、28年1月受け付けのふるさと納税分からということで、お返しの品物をお届けしたいというふうに考えております。

○2番永野慶一郎議員 これ、同じ鹿児島県内ですね、大崎町でございますが、この間の新聞に載ってございましたけれども、27年の4月から9月までのふるさと納税が県内で一番多かったということでございますが、大崎町がですね、この期間で2億5,796万7,000円納税があったということでございます。

この大崎町の取り組みというのがですね、返礼品を絞り込まずにですね、地元産の野菜とか、あと果物などを季節ごとに特集したのが好評だったというコメントが載ってございましたけれども、本市では、返礼品の商品は何種類くらいあるのか聞かせください。

○神園信二企画調整課長 返礼品の種類、商品の種類についてのお尋ねですが、これにつきましては、納税額に合わせまして、それぞれの納税額で3種類以上の返礼品を準備をいたしまして、納税をいただいた方が選択できるシステムということで考えております。

現状で1万円から3万円未満の納税に対する返礼品を3種類以上、それから3万円から5万円未満の納税に対する返礼品を3種類以上、それから5万円から7万円未満の納税に対する返礼品が3種類以上ですね、それから7万円から10万円未満の納税に対する返礼品を3種類以上、10万円以上の納税に対する返礼品を3種類以上と考えますと、大体15種類以上の商品群は、準備をして御提供したいと考えているところです。

それから、先ほど大崎町の例をとりまして、4月からで、数億、2億数千万のというふうなお話、それから前の質問者の中でも、都城あたりが非常に多くのふるさと納税を集めているというふうな御紹介をいただいておりますけれども、実はこれは私たち担当者の中でも非常に話題になっておりまして、先ほど過当な競争ということで質問者が言われた部分に当たる例なのかな、と申しますのが、返礼品の割合を大崎町、都城市ですね、いずれも9割近くを設定されてらっしゃいます。そうしますと、仮に1億の納税をいただいたとしても、市の財源として確保できるのが1,000万程度しかない。

私ども、今、返礼をお返ししない時点で、毎年二百数十万というところですが、返礼品の割合が高いところ、8割・9割を超して品物でお返しをする、返礼のちょっと、もう返礼というにはちょっと度が越しているのかなというふうなところが非常に高い金額の納税を集めているという状況でありまして、この辺につきましては、総務省も、大体、返礼品としては3割をめどに行うようにというふうな御指導もありますので、私どもの枕崎市の中では、市内の中では3割の返礼というところで、今、協議をして準備をしているところでございます。

○2番永野慶一郎議員 今、課長のほうからもございましたように、都城市がたぶん全国でトップだったと思います。

すごいのが200万以上の高額の寄附の場合には、焼酎を1年分365本、寄附された方に送るという話が出ておりましたが、ちょっとやり過ぎだなと、365本もいらないよなっては思ったんですが、本市でもやっぱり焼酎がございまして。先ほどの城森議員の質問の中でもございましたよう

にですね、サツマイモの減産となっているってということで、そういったこのふるさと納税でですね、焼酎も出ていくようになれば、先ほど城森議員が心配していた点も、少しずつでも改善されていくのではないのかなど、私思ったところでございます。

このふるさと納税の本当に、先ほど言いました過当競争っていうのもちょっと目についているような感じもございますが、本来のあるべき姿っていうのが、やっぱり商品がほしいっていうのもあると思うんですけども、純粹に寄附をして返礼品をもらってうれしいと、それはもうユーザーの感覚で、私はそれはいいと思います。もちろん、もらう人はうれしいと思います。

枕崎市にとっても、そういった意味で寄附をいただけるのは、自主財源としてお金がふえていくわけですから、とてもいいことだと思います。

で、ですね、またその2者がいいのではなくて、商品の発注があると今度は需要があります。3者がですね、ともによかったと言えるこのウイン・ウイン・ウインの関係、こういったのがないと、この返礼事業も成り立っていかないのではないかと私は考えております。

で、先般ございました市民と市議会の意見交換会の中でもですね、枕崎のタンカン、これは屋久島のタンカンよりも本当に甘くておいしいんだという、参加された市民の方から声がございました。枕崎はそういった意味では、屋久島のタンカンっていうのはブランド名がついているからやっぱりそう感じるんじゃないですかと、枕崎もやっぱりブランド力をつけていかないとという、これは議員のほうの返事だったわけでございますが、そういったですね、地元の果物とか産物もでございます。

また、桑茶の栽培を新たに始めようとする団体もあるようでございます。この12月議会でも補正予算案に計上されておりましたが、桑の穂木に対する助成金制度というのも計上されておりました。

聞くところによりますと、この桑茶なんですけど、穂木を植えてから1年ほどで製品になるという話をお聞きしました。年に3回から4回ぐらい収穫ができるということでございましたので、先ほどのタンカンも含めてですね、新たなこの枕崎のブランドとして確立していただいて、そういった商品をですね、ぜひぜひ返礼品の中に取り入れていただきたいと。これは私からのお願いでございます。要望でございます。お願いいたします。

それでは、次の質問でございますが、いろんな商品を準備してありますと、多数そろえて皆様の寄附をお待ちしておりますと言いましても、これは寄附をされる方の目にとまらないことには、やはり、どうしようもできないのではないかと考えます。

一番大事な周知方法でございますが、これどういったように周知をされるのか、お考えをお聞かせください。

○神園信二企画調整課長 ふるさと納税、それから返礼品の周知についてですけれども、ウェブサイトには設けました仮想店舗内に返礼品の写真を掲載して行います。それとともに、ふるさと納税の制度案内、こちらのほうもウェブサイト自体がやっておりますので、制度の案内も一緒にいただけると。で、制度で枕崎にというふうな御意向をお持ちの方は、ウェブサイト内の仮想店舗の中に入ってくださいまして、返礼品の写真を見ながら、クリックしながらお買い物感覚といいますか、そのような感じで返礼品を選んでいただくというふうなかたちになります。

それと同時にですね、ふるさと納税の制度の案内のパンフレットと一緒に、同じその返礼品の一覧ですね、ウェブサイトに掲載されている返礼品の一覧を写真にしたパンフレット、これは紙ベースですけれども、パンフレットの作成の予定となっておりますので、これらのパンフレット等を使ってPRしていきたいと考えております。

また、以前から納税していただいた方々にもこのパンフレットを郵送して御案内したいと考えておりますけれども、その際、返礼品のお届けを望まない方、希望されない方というのもいらっしゃると思いますので、その点は、細心の注意を払った対応をとらせていただきたいと思いますとお

ります。

さらに、ふるさと枕崎会の会員の皆様、こちらのほうにも届くようにパンフレットは郵送したいと思います。

先ほど、タンカン等のお話も商品の中に加えていただくようにという御要望をいただきましたけれども、考え方としましては、枕崎の特色のある産品ということで、水産物、水産加工品、それから枕崎……、先ほどからお話ししますような農産物、お茶等ございますので、これらを組み合わせたいかたち、枕崎の特徴が出るような商品を準備をしたいということで、今現在作業に当たっているところでございます。

○2番永野慶一郎議員 今、課長がおっしゃられたようにですね、枕崎にあるその特産品を生かしてですね、一つの物に偏ることのないように満遍なくですね、枕崎には、すごい素晴らしい食べ物とかいっぱいあると思います。食べ物、飲み物ですね、そういったのをフルに活用していただきまして、納税もですが、市外の人に枕崎のいい物を知ってもらうために、大いに努めていただきたいと思います。

先ほど言われましたそのPR方法のですね、ウェブサイトっておっしゃられましたけども、ふるさと納税でインターネット検索しますと、ふるさとチョイスというのが一番頭に来るんですが、当市が使うのは、そのふるさとチョイスということでよろしいですか。

○神園信二企画調整課長 はい、ただいま私どものほうで準備をしておりますのは、議員が御指摘されたふるさとチョイスというところと契約の予定で作業を進めております。

○2番永野慶一郎議員 聞きますと、いろんな自治体がこのふるさとチョイスっていうウェブサイトを利用しているみたいでございます。

一人でもですね、多くの人に知ってもらうための努力というのを怠らずにやっていただきたいと、そうお願いをしておきます。

続きまして、次の質問でございますが、この返礼品でございまして、インターネットで見たとか、あとパンフレットをつくるということでございまして、申し込みの方法というのはどういふのをお考えでしょうか。

○神園信二企画調整課長 ふるさと納税の申し込み方法につきましては、今後、2とおりの方法が発生することになります。

まず、今までずっとお話に出ておりましたウェブサイトを利用した方の申し込み、ふるさとチョイスになるわけですが、ウェブサイトには設けた仮想店舗内にある納税申し込みのタブ、それから返礼品の選択タブ、それから送金方法のタブをクリックすれば、これはもう簡単に終了するわけです。

当然、このウェブサイトを利用したというところでは、本市のホームページのふるさと納税のページとこのふるさとチョイスのページがリンクしていくようなシステムで準備をしたいと考えておりますので、枕崎市にウェブ上でふるさと納税をしたいというふうな御希望を持って市のホームページに入られた方には、ふるさとチョイスのホームページのほうに飛んでいくシステムとかたちで準備をしたいと。

今度は逆に、ふるさとチョイスのほうからは、枕崎のホームページのほうに飛べるシステム等もあるようですので、その辺も考えたいと思います。

このほかにこれまでどおりですね、電話やお手紙でふるさと納税の申し込みを行う方につきましては、納付方法を案内する書類のほかに、これはもういつもそういう方法でやってるんですけども、返礼事業を始めましたという御案内の文書とともに、先ほど言いました返礼品のパンフレット、写真つきのものを同封しまして、希望の返礼品を市にお知らせ、申し込みをいただくような方式をとらせていただきまして、また、その申し込みをいただいた方にお届けする手はずにしたいというふうに考えております。

○2番永野慶一郎議員 今、課長の答弁を聞いて安心いたしました。

自宅にパソコンがない方、ファクスがない方と違ってどうするんだろうかと、ちょっと私そこを心配をしていたんですけども、電話とか手紙での郵送での申し込みも可能だということで、そこは安心したところでございます。

次の質問でございますが、枕崎市民の方が、ほかの市町村へ納税をされているかと思いますが、その納税額というのは年間で大体どれぐらいあるんでしょうか。わかれば教えていただけないですか。

○松田博税務課長 ふるさと納税につきましては、平成20年度の税制改正により導入された制度でございますが、枕崎市民が他市町村へふるさと納税として寄附した額は、過去7年間の合計で延べ25件、199万0,800円となっております。

年ごとの寄附額で申しますと、平成20年が2件、18万2,000円、21年は該当がなく、22年が3件、53万円、23年が7件、27万3,000円、24年が1件、5万円、25年が3件、46万4,800円、26年が9件、49万1,000円となっております。

○2番永野慶一郎議員 私が思っていたよりも意外に少ないなっているのは感じました。

ちょっとどこの市だったか忘れたんですけども、その市に入ってくるふるさと納税よりですね、そこに住んでいる市民の方が、よその市町村へ寄附をする金額が大きくてですね、大幅に税収が減ったという話をちょっと聞いたものですから、枕崎は果たしてどうなんだろうかとって、少し質問させていただいたわけでございます。

数字と件数と聞いて、逆転現象は起こらないのかなってというような感じは受け取れましたので、ありがとうございます。

○松田博税務課長 先ほど申しましたのが、一応本市の市民が寄附した額ということで、議員おっしゃられるような影響ということ言えばですね、本市の税収に与える影響としましては、制度として寄附金のうち2,000円を超える部分について一定の上限まで原則として所得税、それから個人住民税から全額控除されるという制度になっております。

基本分の控除は、一般的な寄附額と同様の10%が税額控除され、この基本分で控除できなかった金額について、個人住民税の税額控除の特例分として、個人住民税所得割額の2割を限度として全額控除される仕組みとなっております。

ということで、影響額としましては、本市の市民税が減額になったという影響額は過去7年間の合計で39万5,532円となっております。年度ごとの影響額で申しますと、平成21年度が3万3,912円、22年度が0円、23年度が7,776円、24年度が7万1,688円、25年度が1万0,902円、26年度が7万3,042円、27年度が19万8,212円となっております。

○2番永野慶一郎議員 思ったよりも影響額ってというのは、心配することはないのかなと。

逆にですね、返礼事業が始まるわけですから、本市への納税をいかにふやしていけるか、そういった取り組みが大事になってくるのかなと思います。ただ、ふるさと納税の返礼を始めましたというだけでは、全く何もならないと思います。ですので商品の選定とか、あとそういったのもですね、試行錯誤しながらやっていく中で必ずよい方法が見つかると思います。

このふるさと納税の返礼事業が大成功に私は終わることを期待しております。

続きまして、次の質問でございますが、1月よりマイナンバー制度が実施されます。

市民の一番の関心はといいますと、自分の番号が他人に知られたらどうするのかなどといったことだと思いますが、セキュリティーの対策ってというのはどうなっておりますか、教えていただけないでしょうか。

○神園信二企画調整課長 マイナンバー制度に係ります情報ネットワークのセキュリティー対策につきましては、国からも具体的なセキュリティー強化のためのネットワーク分離、これのチャートが示されましたので、本市もこれに倣いまして、ネットワーク分離のためのシステム改修を

もう既に行ったところでございます。

このほか本市独自でも、本市のネットワークシステムの見直しと強化というものは行っておりまして、その作業というものは、マイナンバー制度の運用を前に、現在も進行中でございます。

従前から、外部と接続しますインターネット回線には、庁舎内のシステムにファイアウォールやネットワーク管理の専用機器を設置しまして、外部からの攻撃、それから不正なアクセスを遮断する措置をとっておりますが、本市職員のインターネットの閲覧、それから外部との電子メールの送受信やりとり、これらもセキュアネットワークを設けることで、制限を加えております。

それと別な回線になりますけれども、市民の個人情報を扱う基幹系のシステムというものがございまして、これはインターネット回線とは分離したネットワークで運用するというようになっておりまして、IDとパスワードを持った職員しかアクセスできないというシステムになっております。で、その情報のやりとりというのも、市民の個人情報のやりとりにつきましては、行政機関の間でしかできないということになっております。

それから、平成27年度から基幹系システムをクラウド化ということで取り組んでまいりました。この結果、外部のデータセンターに現在よりも高度なセキュリティー体制のもと、従前、本市の庁舎内にサーバーを持って、住民情報を保管しとったんですけれども、それではなくて、外部のデータセンターで、セキュリティー専門の方々のセキュリティー体制のもとで、市民の皆さんの個人情報の保管・運用というものがされることになりますので、以前よりもより安全性が確保される体制に移行しているということでもあります。

それから、市民の皆さんの個人情報を扱う基幹系システムの利用というのには、先ほど申しましたとおり、IDとパスワードを持った職員しかアクセスできないシステムということは申し上げましたけれども、さらにIDとパスワードを持った職員でもアクセスできる情報につきましては、担当できる、担当している業務に限るという制限を加えるとともに、そのアクセスの履歴、それから作業内容を追跡・記録するシステムというものを、もう既に導入が完了をしております。

これに加えまして、現在、市民の皆さんの個人情報を扱う基幹系システム以外における職員のパソコンというのもありますけれども、これも利用した外部へのアクセスの履歴、それからそのパソコンで行った業務・作業内容についても、これを追跡・記録するシステムの導入というところまで踏み込んで、今現在、その追跡・記録するシステムの導入について検討を行っているところでございます。以上です。

○2番永野慶一郎議員 一定のIDとパスワードを持った職員の方しか使えないということですが、一体何人ぐらいの方が、そういったものをお持ちなんですか。

○本田親行総務課長 国の行政機関や地方公共団体などにおいて、来年1月から番号法で規定された社会保障・税・災害対策の3つの分野における各種申請・届け出などの手続において、マイナンバーの収集や利用が始まります。

本市におきましては、社会保障の分野では、福祉課で社会福祉にかかわる給付等の事務や介護保険に関する事務、また、健康課では、国民健康保険に関する事務や母子保健に関する事務などで、職員がマイナンバーを収集・取り扱うこととなります。

また、市民生活課では、住民基本台帳に基づく手続や事務などにおいて、マイナンバーを取り扱うこととなります。

これらの事務を行うに当たり、福祉課や健康課、税務課など、現時点では、おおむね90人程度の職員がマイナンバーを取り扱うこととなると考えております。

企画調整課長の答弁でもありましたけれども、それぞれの業務においてマイナンバーを取り扱う職員に対しましては、システムへのログインIDとパスワードが与えられることにより、事務ごとに利用できる範囲を制限して運用することとしております。

○2番永野慶一郎議員 日本年金機構の個人情報の流出事件もございましたが、このマイナンバ

一もですね、流出したらどうなるのかと、他人に知られてしまったらどうなるのかなどと毎日のようにテレビで流れております。

日本年金機構の流出事件は、職員に送られたメールに添付されておったそのファイルをですね、職員の方が安易に開封してしまったために、ウイルスに感染し、大量の個人情報流出したわけでございます。

いろんな個人情報の流出事件を見てもですね、人為的ミスによる流出が多いのではないかと感じております。

今言われたそのIDを持ってマイナンバーを取り扱う職員の方、こういった方の教育とか管理ってというのはどうしていくのか、どう考えているかをお聞かせください。

○本田親行総務課長 11月の初旬に、課長以下全職員を対象とし、マイナンバー制度の概要をはじめ、通知カードやマイナンバーの適正な管理・保管、また制度に便乗した不正な勧誘等への注意喚起なども含めました職員向けの説明会を開催したところでございます。

なお、業務の都合で説明会に参加できなかった職員に対しましても、周知を徹底するため、庁内のネットワークを通じて説明会での内容・資料等を配信したところであります。

また、電算システムの操作研修時にマイナンバーを取り扱う社会保障分野の担当部署から順次、マイナンバーの管理のあり方や情報漏えい、不正アクセス等への防止対策などについて、指導・教育を行っていきたいと考えているところでございます。

○2番永野慶一郎議員 神奈川県藤沢市でございますが、そこの藤沢市はですね、去年の1月に市の各課のIT担当職員さんの160名の方に対して、抜き打ちというかたちでですね、テスト用の標的型メールを送って訓練をされたそうです。

その中で160人の担当職員の方のうち、対象者の4割近い60人余りの人が、メールを開いてリンクをクリックしてしまったという記事を、私、インターネットで見ました。

今までも個人情報をですね、皆さん扱ってきてると思いますけど、こういった現状だと思います。本当に一見したら、研修会のお知らせとかっていう題材でくるものですから、なかなか見分けがつかないというようなことも言うておりましたが、そういったところに対しての対応はどう考えていますか。

○神園信二企画調整課長 今、議員が言われましたシミュレーションでメールを送って、実際やってみたというのがですね、実はL G W A N回線というのを通じまして、これは行政機関同士のやりとりの回線なんですけれども、本市にも入りました。で、本市も情報担当のところ、それから行革の担当のところ、これは不審なメールであるということを一早く気づきまして、庁内にすぐにですね、L G W A N回線に入るはずのない不審なメールが入っていると、開いてはならないということを一早く周知できております。

そういう意味では、実際やった藤沢市よりも、本市の対応はしっかりできていたのかなというふうに思っておりますけれども、そればかりではなくて、また、常に注意をしながら、どこからどういうメールが入ってくるのか、不正なアクセスを防ぐファイアウォールというのは、準備をしておりますけれども、いわゆるサイバー攻撃というのは、日々新たになって、新たなかたちで入ってきておりますので、そこには十分注意をしたいと、注意喚起は続けたいというふうには思っております。

事例としましては、先ほどの藤沢市の分については、全国一斉に不審なメールが入るはずのないL G W A N回線を使って入っているということは、本市も早く気づきましたけども、全国で気づいて非常に大騒動になったというふうなところでもございまして、後ほど藤沢市のほうからおわびのメールが、これはしっかりしたものでしたけれども、全国に配信されたというふうな事例でございます。

○2番永野慶一郎議員 ただいまの課長に答弁をお聞きしまして、枕崎はしっかりと管理されて

ることが確認できましたので、安心いたしました。今後もですね、より一層慎重な取り扱いをしていただきたいと、そう願いをしておきます。

続いての質問ですが、11月の半ばぐらいから12月の頭にかけて、枕崎の市民の皆様にもマイナンバー通知カードが届いたわけですが、その手元に届くにつれてですね、「これ何のためにあるんですか」、「どんなときに使うの」という声をよくお聞きいたします。

このマイナンバーカード制度というのは、すごい利便性がいいというふうにお聞きしておりますが、実際、今の段階では利便性がいいというよりも、何か悪用されるなどとのマイナスイメージばかりが、なんか先に立っているような感じがするわけですが、そういった意味でも、マイナンバーについて、市民の皆様はよくわかっていないというのが現状ではないでしょうかと思うところでございます。

そういった点からですね、マイナンバーについての市民への周知、説明は怎么样了のかと、どうするのか、何か御予定とかあるんでしょうか、教えていただけないでしょうか。

○本田親行総務課長 マイナンバーの制度の周知や説明につきましては、広報まくらざきを十分に活用することとしまして、平成27年5月発行分から市民及び事業所向けに情報提供を始めたところでございます。

毎月発行される広報まくらざきやお知らせ版はもとより、市のホームページやNHK、MBCのデータ放送などといったさまざまな広報媒体で情報提供を行っているところであります。

また、国から提供のあったチラシを市民ホールへ配置するとともに、DVDにつきましても放映し、マイナンバー制度への理解を深めてもらうようにしております。

なお、11月下旬から始まりました市民への通知カードの送達や、制度に便乗した不正な勧誘等への注意喚起につきましては、防災行政無線も活用して周知に努めているところでございます。

マイナンバー通知カードが手元に届いたことで、市民の皆さんのマイナンバーに関する、マイナンバー制度に対します関心はさらに高まったものと思っております。

広報まくらざきの28年1月号では、1月以降、市役所の窓口でマイナンバーが必要な手続について、具体的な例を示しまして、周知説明を行いたいと考えております。

今後も、マイナンバー制度が浸透し円滑に運用されるまでは、継続して広報紙等を通じ周知・説明を図ってまいりたいと考えております。

○2番永野慶一郎議員 実際にですね、市民の方が使ってみないとどういったものかわからないというのが本音だと思いますが、当分の間、市民の皆様からもですね、問い合わせ等がかなりの数あると思います。そういった場合には、市民の方には、わかりやすく丁寧に対応していただきたいと願っておきます。

続いて、駅、また、駅周辺の活用についてということで質問をさせていただきます。

9月議会の一般質問でもございましたが、直近の駅を拠点とした観光事業の進捗状況はどうなっているのか。また、9月の一般質問後に変更があった点等あれば教えていただきたいと思ます。

○下山忠志水産商工課長 駅及び駅前広場は、本市の観光起点として位置づけており、列車を利用する乗降客はもちろん、交流人口の増加や市民が有意義に使用できる施設として、市内の団体等と連携をとりながら、観光振興及び産業振興を進めております。

まず、駅前広場の活用につきましては、9月に商工会議所青年部主催で、あずまややイベントスペースを使った屋台村、11月にはふれあいマーケットやキャンドルフェスタに利用され、多数の入場者のもと、にぎわいが創出されました。

また、11月1日から2日にかけては、国民文化祭・かごしま2015枕崎市主催事業「かつおと焼酎」食と文化の祭典において、鉄道とバスを組み合わせで枕崎市内に宿泊し、市内の観光拠点を周遊するモニターツアーを行ったところであります。

さらに、駅を起点として、青空美術館やお魚センター、明治蔵、火之神公園などの主要観光施設を結ぶストーリー性に満ちた観光ルートの創設について、現在、取り組みを進めており、その周遊する手段として整備する電動アシスト自転車については、収納倉庫整備を12月に発注したところでございます。また、自転車本体の設置についても引き続き行う予定であります。

○2番永野慶一郎議員 昼のイベントもなんですけども、夜のイベントはですね、日が落ちてからとか7時台の電車があるんですが、暗くなって駅舎がライトアップで浮かび上がってですね、そこにホームに電車が入るといったそういう光景が見られるんですが、何とも言えない、いいなって感じのする駅なんですね。私、それを見てすごい感動いたしました。

そういった意味でもですね、ぜひこの駅前広場をいろんな人たちに活用していただきたいと思っております。

で、今、課長がおっしゃられたように、幾つかのイベントも行われておりますが、そういったイベントをされたところ、方たちからですね、何か今後開催されるイベントへ向けての改善点や要望等を何かお聞きしているようなことはないでしょうか。

○下山忠志水産商工課長 9月に開催されました屋台村におきましては、主催者によりまして、電源について発電機を設置して運営されておりましたけれども、このことについて何とかできないものかなというふうな御意見は何っているところでございます。

○2番永野慶一郎議員 いろんなイベントをしますが、一番困るのが電気がないということです。大きな発電機を借りてきたりだとか、そういったふうにしていろいろな事業をやっているわけですが、駅前広場のほうにも、ぜひその今おっしゃられた電気のですね、設置をお願いいたします。

○下山忠志水産商工課長 駅前に整備されました電源は30アンペアの容量で、駅舎及びトイレ、街灯の電力供給用として整備されておまして、イベント開催時の使用電源は、基本的に主催者において準備していただいているところでございます。

駅前広場の活用に当たり、イベント会場として利用しやすい環境をすることは大切なことであると認識しておりますので、イベント利用時における電気器具の使用状況や、使用電力量の状況等を調査し、電源施設整備の可能性や使用に当たっての料金の積算及び徴収などについて、今後研究してまいりたいと思っております。

○2番永野慶一郎議員 ぜひ、そうしていただくようお願いをしておきます。

続いての質問でございますが、いまだ人気のあるいぶたまでございまして、指宿までせっかくいぶたまが走ってきているわけですが、それから連結した事業というのは、枕崎までですね、何か考えていらっしゃらないのでしょうか。

○下山忠志水産商工課長 指宿枕崎線の列車の運行は、現在、1日上下それぞれ6本運行しておりますが、その他のイベント列車については、そのイベントに合わせて主催者が列車を借り上げる方式で運行を行っているところでございます。

これまでイベント列車を使った取り組みは、沿線市の観光協会など民間団体等で構成する夢たまプロジェクトが主催となり、平成26年2月以降4回行われております。

先般11月22日に焼酎列車と命名して、なのはな号を使って運行したイベント列車は、その第4弾企画として行われております。

このイベント列車の運行に対して、沿線3市は側面から協力してきておりますので、今後も協議しながら進めていきたいと考えています。

また、本市を含む南薩4市で構成する薩摩半島南部広域観光実行委員会によるナンサツ鉄旅プロジェクトにおいても、11月14日・15日の日程で博多駅を発着として、貸し切りバスやJR指宿枕崎線、指宿のたまたま箱号を利用した本市の観光拠点を含め南薩を周遊するモニターツアーも実施しております。

列車を活用したツアーにつきましては、今後も広域連携を図りながら、継続して取り組んでいく必要があると考えております。

○2番永野慶一郎議員 先日のことですが、私、鹿児島市内の若い人たちと枕崎について話す機会がございました。

その中で、JRでもバスでもいいので、枕崎の観光ツアーを組んでもらえないかと、あつたら絶対行きたいと、枕崎の名所を見てみたいという声をお聞きしました。

その中でですね、これ女性の方の意見だったんですけど、何かパワースポットのものはあるんですかと聞かれました。

パワースポット、うーん、ちょっと返事に困ってしまったわけですけども、そしたらその女性の方がですね、何か鐘を設置するだけでもいいんですよ。そしてそれをカップルで鳴らせば幸せになりますとか、そういったパワースポットのものがあれば絶対に行きますよと、そういった答えが返ってまいりました。

そこでなんですが、枕崎にどこかパワースポットとか、観光客へ向けての目玉になる何か取り組みというのは考えていらっしゃいますか。

○下山忠志水産商工課長 本市におけるパワースポットを使った周遊観光でございますけれども、本市の観光につきましては、基本的に駅を起点とした市内周遊観光について、これまでの議会でも答弁しておりますが、町なかに整備した青空美術館、南浜館における作品鑑賞、お魚センターでの食事、それから薩摩酒造明治蔵での焼酎蔵見学、そして火之神公園での散策というふうな市内周遊コースの策定を進めているところでございます。

火之神公園について、本年度、県の魅力ある観光地づくり事業によって、園地・園路整備が行われる予定でございます。現在12月に発注されておりますけれども、この整備される園路・園地について、本市に伝わる「海幸・山幸伝説」、これは立神岩を活用した仕掛けを行い、観光スポットとしての魅力度をより高めていきたいと考えております。

○2番永野慶一郎議員 海幸・山幸を利用したその観光スポットづくりということでございますが、その駅からのアクセス等をまた上手にさせていただいてですね、例えば、周遊アシスト自転車ですかね、そういったのも周知を広げていただいて、いろんな観光客の方が利用できるような方法を考えていただきたいと思っております。

最後の質問になりますが、10月に私も政務調査で出雲市のほうに行ってまいりました。

平成の大遷宮ですね、観光客がふえて、参道に通じる商店街が空き店舗を利用して、とても活性化しているということをお聞きいたしました。

その空き店舗の利用に対してですね、行政のほうも支援を行っているということでございましたが、そこの商店街の方たちは、行政に頼ってばかりはいられないと言って、商店街の方たちが自主的に活気あるまちづくりを展開していると聞きました。これこそが市民協働のまちおこしではなかろうかと考えます。

もし、枕崎でも、やっぱりこういった姿がないとまちに元気が出ていかないんじゃないかなと、私、強く感じたところでございました。

で、枕崎もですね、出雲市になかなか負けてはいないと思うこともございまして、11月の23日に地場センターですね、フシロックっていうのが開催されました。これ11月24日、いいふしの日に合わせて去年は開催されたんですけども、今年は24日が平日だったということで23日に開催されたみたいなんですけども、その会場の中でですね、若い人たちが商品開発をしたカツオと枕崎茶をですね、コラボさせたギョーザを販売しておりました。

今、このように若い人たちが枕崎に興味を持って、まちを盛り上げようとする機運が大変高まっているように私感じております。本当にすばらしいことでもありますし、ありがたいことだと思っております。

そういった頑張っている若い人たちへの支援、そして、駅前広場を利用する団体等への助成はあるのかという点と、あと逆にですね、行政のほうから何かこんなことをやっていただきたいとか、そういう自主団体のほうにですね、こういったことを企画してやってみれば面白いんじゃないかといった要望等は逆にありませんか。教えていただけないでしょうか。

○下山忠志水産商工課長 商店街の空き地空き店舗対策については、これまでも枕崎市のほうでは、枕崎市商店街空き地空き店舗対策事業を実施してきているところであります。

また、駅前広場を利用してイベント等を開催する団体等への支援につきましては、南薩地域振興局事業として、南薩地域活性化イベント等支援事業がありますが、先日、商工会議所青年部が開催した屋台村も、この事業を活用しているようでございます。

この事業は、観光振興や地域おこしなど、地域の活性化や交流推進に取り組む団体が実施するイベント等の一部について補助が行われるものであります。

また、本市におきましても、魅力ある商店街づくりを推進し、商店街の振興を図ることを目的として、商店街団体等が実施する事業に対し、枕崎市ががんばる商店街支援事業を設けておりますので、商店街団体等が駅前広場等を利用し、補助金交付要綱に則したものであれば利用可能であると考えております。

また、本市におきましては、駅前広場を観光起点としておりますので、市内の民間団体の方々には、どんどん企画をして利用していただければというふうに考えております。

○2番永野慶一郎議員 決してそのお金をいっぱい使ったから、事業費をいっぱい使ったからとっていいイベントができるとは限りません。

先ほど言いました若い人たちも、自分たちでお金を出し合って、知恵を出し合って、汗をかいて、まちのことを思って一生懸命やっております。

そういったですね、市民一丸となったまちづくりを目指して、私も若者代表といたしまして、ともに若い人たちとですね、汗をかき、知恵を出して頑張ってます。そう思っております。なので本当にですね、いろんな情報等、あったらまた教えていただけたら、私たちもありがたいと思います。

これをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○新屋敷幸隆議長 本日は、これをもって散会いたします。

午後4時22分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成27年12月8日)

平成27年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第3号）

平成27年12月8日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		一般質問 豊留榮子議員（71ページ～78ページ）	
2	陳9	新設ごみ焼却施設建設の促進について	産厚

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
白 澤 芳 輝 健康課長
福 元 新 水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者
山 崎 公 広 監査委員
永 江 隆 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務長
加 藤 省 三 市民生活課参事
田 代 芳 輝 教委総務課長
上 園 信 一 生涯学習課長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課行政係長

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
真 茅 学 農政課長
松 田 博 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
橋之口 寛 監査委員事務局長
田 中 義 文 福祉課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
山 口 英 夫 教育長
木之下 浩 一 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
三 島 洋 台 消防長
森 菌 智 之 消防総務課長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○12番豊留榮子議員 皆さん、おはようございます。

私は、日本共産党議員団の一員として、住民の福祉と暮らしを守る立場から一般質問をしております。

まず、T P Pに関して質問してまいります。

政府は、10月5日に交渉が大筋合意したと発表しましたが、その後、11月25日には総合的なT P P関連政策大綱を決定しました。

それを見てもみますと、T P Pに対する国民の不安や心配を取り除くものではなく、中堅・中小企業の海外への展開を後押しする新輸出大国や貿易・投資の国際中核拠点、農産物の輸出を中心にした農政新時代といった構想を打ち出しました。具体的な内容は、来年の秋をめどに詰めるとしています。

分野別の政策では、農産物の重要5品目関連の施策を特記し、大筋合意で約束をした国別の輸入枠新設で、輸入量がふえる米については、政府備蓄米の保管期間を原則5年から3年程度へ短縮し、国別の輸入枠に相当する量を備蓄米として買い入れるとしました。ただ、米価下落への効果は不透明で、農家の不安の解消にはならないだろうと言われております。

また、関税が削減される牛・豚肉については、肉用牛肥育経営安定特別対策と養豚経営安定特別対策の事業を法制化し、両事業の補てん率を引き上げるとしました。また、農林水産物の輸出拡大を強く打ち出し、2020年の農林水産物・食品輸出額1兆円の目標を前倒しするとしました。しかし、輸出の促進は、農業の再生や国民に対する食料の安定供給の保障にはならないといえます。

このように政府が進める総合的なT P P関連政策大綱は、まだ署名も国会審議も行なわれていないT P Pへの対策です。臨時国会の開催を拒否し、秘密交渉による大筋合意の経過も詳細も明らかにしないまま暴走する安倍政権です。

政府はこれまで、農林水産業の国際競争力を強化するとして、経営の大規模化を推進してきました。しかし、専業農家や大規模経営ほどT P Pの影響を強く受けることとなります。競争力の強化や輸出拡大もかけ声ばかりで、農家や国民の不安を解消するものではありません。

このように日米を含む12カ国が交渉してきたT P Pの大筋合意が明らかになりました。その後、総合的なT P P関連政策大綱が決定されたところですが、このことについて市長の見解をまず示してください。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 政府は、T P Pがもたらす効果として、国内の市場規模の8倍である8億人の市場が生まれることにより、国内産業の生産性を向上させることで、我が国の実質G D Pを押し上げることが期待されるとしておりますが、一方で、農林水産業への影響が懸念される所であり、総合的なT P P関連政策大綱で示された対策が確実に実行され、また、不十分であればさらなる対策を実施し、再生可能な農林水産業の確立と成長産業として位置づけられることを期待する所であります。

○12番豊留榮子議員 このT P Pに関しては、昨日の一般質問で2名の方が、市内の現状でありますとか、質問されておりました、私の質問とダブるところがたくさんあるかと思うんですけれども、改めてお聞きしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

まず、本市における農林水産物ですが、この全体で、この関税撤廃の対象になるのは何品目ぐらいあるんでしょうか。

○真茅学農政課長 T P Pの大筋合意によって、日本が輸入している2,328品目の農林水産物のうち1,885品目で関税が撤廃され、その割合は約81%となっております。

関税が残るものは443品目で、うち重要5品目に関するものが412品目、5品目以外は31品目であります。

枕崎の農産物では、緑茶をはじめ、ニンジン、実エンドウ、ソラマメの野菜類や、ポンカン、タンカンの果樹類などの品目で関税を撤廃されます。

○下山忠志水産商工課長 枕崎市で取り扱われる水産物では、アジ、サバ、ブリ、イカ、イワシ、マグロ、カツオ、ヒラメ、サメ、タイ、サワラ、フグ、イセエビ、エビ、タコ、かつおぶし等の16品目で関税が撤廃されます。

○12番豊留榮子議員 これはまた、今、たくさんありましたけれども、この影響を受ける農家の数ですとか、水産関係者の数がわかりますか。

○真茅学農政課長 T P Pは、本市で生産される農産物のうち、花きを除きほとんどの作物に関係することから、花き農家を除く約700戸の販売農家に、実害の有無は別として何らかの影響はあるものと考えております。

○下山忠志水産商工課長 水産業におきましては、カツオの輸出入について、現在のところ大きな影響を受けるとは考えておりません。

サバの流通について、年によって輸出することもあり、すべての船団で対象となるとは限りませんが、枕崎漁港で水揚げを行うことのある船団は全体で18船団ありまして、仲買業者は2業者であります。

沿岸漁業において、大きな影響が発生するとは考えておりませんが、その従事者は、枕崎水産振興会会員が41名いるところであります。

○12番豊留榮子議員 では、その品目ごとの影響額なんですけど、本市における全体の影響額、これがわかりますでしょうか。

○真茅学農政課長 品目ごとの影響額は現段階では算出できませんが、農林水産省では、農業関係の40品目について影響を分析し、公表しております。

これによりますと、本市で生産されるお茶については、特段の影響は見込みがたい品目としており、ニンジンは、影響は限定的であるが、さらなる競争力の強化や体質強化対策の検討が必要としております。

牛肉・豚肉・乳製品については、当面の輸入の急増は見込みがたいが、長期的には関税の引き下げで影響の懸念があるとしております。このため、規模拡大による生産コストの削減や品質向上による国産の優位性の確保等の対策に加え、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要としております。

このほか野菜や果樹など、現段階では影響は少ないと考えておりますが、長期的にはどのような影響が出てくるのか、今後とも注視していく必要があると考えております。

○下山忠志水産商工課長 昨日も答弁申し上げましたが、水産業におきましては、本市において取り扱われるカツオ、マグロ、これが主体の産物になりますけれども、輸出入の現在の相手国が今回の参加国以外の国であることから影響はないと、少ないというふうなかたちで考えておりまして、輸出におきましては、一部メバチマグロの輸出でマレーシアがございましてけれども、マレーシアにつきましても特惠国で、現在も無税となっておりますので、影響はないというふうに判断をしております。

かつおぶしにつきましても、関税率が9.6%ということでございますけれども、T P P参加国の中で、ベトナムからの輸入というのが一部ございましてけれども、ここも割合的に約3.3%とい

うことですので、今のところ影響は少ないものと思っております。

アジ、サバにつきましては、サバについて先ほども答弁いたしました。水揚げの量に応じて一部輸出がありますので、そこがあるのかなと思いますけれども、相手先が中国ということで、今回参加国ではないということで、現在のところその影響はないと。で、輸入について、アジ、サバについては輸入されておられませんので、TPPが締結されてもそれほど輸入も見込めないのかなというふうなかたちで考えております。

焼酎につきましても、昨日も答弁いたしましたけれども、輸入はされないでしょうと。条件がありますので、薩摩焼酎は輸入に該当する物は輸入されないでしょうと。ただ、輸出につきましては、現在のところアメリカに輸出しておりますので、参加国であることから輸出の拡大の可能性があるのでないかというふうなかたちで考えて、全体的な試算というのは、数量的に現時点ですべてを把握しておりませんので、幾らぐらいの影響というのはちょっと試算できないところでもあります。

○12番豊留榮子議員 今、主要品目のほかにですね、乳製品でありますとか、菓また自動車の部品、生命保険等などがいろいろ言われているんですけれども、この影響を受けると今言われているんですけれども、この本市への影響がどのようなものなのかわかりますか。

○真茅学農政課長 乳製品については、当面輸入の急増はないものと見込まれておりますが、チーズ等の関税撤廃により、長期的には競合する国産の脱脂粉乳、チーズの価格下落等が生じることにより、加工原料用の乳価の下落が懸念されるということでございますけど、本市の酪農家についても、そういう意味では何らかの影響はあるんじゃないかと考えております。

○下山忠志水産商工課長 本市における薬価、自動車部品等については、現在、輸出入量の数量でありますとか、そういうものを把握しておりませんので、実際どのような影響が出るかわかりませんが、自動車部品等につきましてもいろいろ即時撤廃でありますとか、6年目、いろいろ明示されておりますので、幾らかは出てくるのかなというふうなかたちで考えておりますけれども、数量的にどれぐらいなるのかというのは今のところ把握できていないところでもあります。

生命保険につきましては、TPPによって国民皆保険制度が崩壊し、外資系保険会社の参入が予想されるというふうな懸念も寄せられておりましたけれども、10月5日の大筋合意時点での甘利大臣による記者会見の概要によりますと、TPPでは、混合診療の解禁など我が国の公的医療保険制度のあり方に変更を求める規定はなく、そのような心配はないとされておりますけれども、今後、経過を注視していく必要があるのかなというふうなかたちで考えております。

○12番豊留榮子議員 昨日に引き続いてのTPPの問題なんですけれども、このTPPに対するこの反対運動は、農林漁業団体でありますとか、この医療関係者、また労働組合、消費者団体、自治体も参加するような地域ぐるみの闘いが今展開されて、大きく広がってきたかと思うんですね。

本市においても、市長はその住民の暮らしを守る立場から、この政府に対して、TPP交渉の大筋合意の撤回、これの意見を上げていく考えはないかお聞きいたします。

○神園征市長 TPP交渉が大筋合意され、農林水産業をはじめ、本市の基幹産業に影響を及ぼすと考えられ、さきで開催された九州市長会においては、国に対して、TPP発効後の国内対策を求める要望を行いました。

今後、政策大綱で示された対策が確実に実行され、また、不十分であればさらなる対策を実施し、再生可能な農林水産業の確立と成長産業として位置づけられることを期待するところです。

○12番豊留榮子議員 ぜひ、本市としてもそのような態度で引き締めて、今は影響がないかもしれないけれども、これがだんだん何年かごとに関税が撤廃されていきますと、もう大きな影響が出てくるのはもう予想されますので、どうかこの点はよろしく願いいたします。

次に、子供の就学援助についてお尋ねしてまいります。

憲法26条は「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」、第2項で「義務教育は、これは無償とする」として、授業料や教科書代は無償となっております。

しかし、給食代や教材、部活にかかる費用などは自己負担で、収入ぎりぎりで生活をしている家庭にとっては、教育費が家計を圧迫しているといえます。

この子供の就学援助制度の周知徹底ですね、これをまた申請しやすいようにすべきではないかと思うんですが、お聞きいたします。

○木之下浩一学校教育課長 本市におきましては、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、就学援助の支給を行っております。

援助の必要な児童・生徒の保護者に対し、漏れなく就学援助を実施できますよう、入学時や毎年度の進級時に、学校を通して就学援助制度の書類を全保護者に配付し、さらに、広報紙や市のホームページを使い就学援助の周知を図っております。

○12番豊留榮子議員 それでもまだ、この就学援助という言葉すら知らない方がいらっしゃるんですよね。

これどうしたら……、市と教育委員会としてはいろいろな方法でやっているんだと思うんですけども、もっと徹底するにはどうしたらいいと思いますか。

○木之下浩一学校教育課長 現在やっております方法をさらに徹底していくとともにですね、本市の場合には案内書と一緒に申請書を持たせております。他市においては案内書だけのところもあるように聞いておりますけども、申請しやすいように申請書もつけております。

また、広報については徹底してまいりたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 申請書も一緒に、案内と一緒に出してるということですね、これはいいことですよね。

また、この就学援助はですね、小・中学生がいる家庭で生活保護を利用する要保護世帯、また、準要保護世帯が対象となっているようなんですが、2013年度には生活保護が改悪されまして、生活扶助基準の額が引き下げられて、これが連動してこの就学援助にも対象者が狭められてきたということがあるんですけれども、本市には影響がなかったでしょうか。

○木之下浩一学校教育課長 平成25年8月の生活扶助基準の見直しに伴う影響を受けた児童・生徒については、今のところ対象者はいないことを福祉課と確認しております。

今後、対象者となる児童・生徒が出てきた場合も、今までと同様、支援を続けていきたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 ぜひ、よろしく願いいたします。

また、これからの子育てはですね、この貧困対策にとどまらず、憲法の立場で義務教育の完全無償化実現に向けて取り組む考えはないでしょうか。

○木之下浩一学校教育課長 義務教育の完全無償化については考えておりません。全国的にもあまり例がないため、国の動向や近隣市町村の動向を注視していきたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 そうですね、なかなか全国的にはまだないかもしれませんが、これは大きな目で見えていくと、市長、就学援助、これはもう限られた、所得に限られた方の支援なんです。

これをもっと大きな目で子供さん……、子育てをしている家庭には、その子供を育てる教育費というのをすべて無償にしようという、そういう大きな考えで何かこうできないものかなと思うんですけれども、市長どうでしょう、突然ですが。

○神園征市長 すべてそのようにできればいいんでしょうけれども、いろいろ事情があります。そういったことが実現できる日は、待ちたいと思っております。

○12番豊留榮子議員 そうですね、国はこれまでも支給水準が下がらないように仕組みを考え

ていきたいというふうに言いながらですね、これは自治体任せにしてきたというところがあります。

実際には、入学準備金などは、入学前にお母さんたちはいただけたらとても助かるという声をよく耳にするんですけれども、それが実際には後で、後々で支払われているというかたちなんです。

そういう制度も、国からの補助がなくなってというか、一般会計にぽんと入ってしまうというかたちになってしまいましたから、そこが自治体として独自に何かこうできないかなって思うところなんです、この入学前に支給するという配慮はできないでしょうか。

○木之下浩一学校教育課長 就学援助の申請・認定・支給につきましては、入学してから在籍する学校を通して申請し、前年の課税状況等を調査した結果、7月に認定を行い、その後1回目の支給を行っております。こういった状況の中、入学前に支給を行うことは非常に難しい現状であると考えております。

今後も迅速に対応していくよう配慮していきたいと考えております。また、県内の全市町村においても、前年の課税状況等の調査が終わる7月以降に支給している状況です。

○12番豊留榮子議員 また、国が補助を出す項目に、平成22年度から加わったんですけれども、この生徒会費でありますとか、PTAの会費、そしてクラブ活動費が支援の対象となっておりますが、その後本市では適用されたでしょうか。

○木之下浩一学校教育課長 文部科学省初等中等教育局が実施した調査によりますと、平成26年度にクラブ活動費や生徒会費等を支給している市町村は、全国で約2割程度となっております。また、近隣の市におきましては、現在支給しているところはございません。

本市におきましては、就学援助制度は、子供たちの教育環境を支えるために必要な支援だと考えておりますので、支給項目や支給額については、財政状況や他市の状況等を踏まえながら、今後も検討を続けてまいりたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 新たに加わったクラブ活動費ですね、これが小学校で2,630円、中学校で2万8,780円、生徒会費は小学校4,440円、中学校で5,300円、PTAの会費が小学校で3,290円、中学校で4,070円というふうになっているようです。

このクラブ活動費なんですけれども、今は小学校もそうかもしれませんが、中学校のクラブ活動というのと、とっても活発で、優秀な子供さんたちは全国大会までいくような、そういう成績を修める子供さんもたくさんいらっしゃるかと思うんですね、本市にも。

中学校ですと月2,000円から3,000円ぐらいのクラブ活動費が、納めているんじゃないかなって話を聞いたんですが、例えば2万8,780円が、これは国の基準なんですけどね、2万8,780円が適用されるとなると、親御さんの負担もうんと軽くなるというふうに思うんですね。

で、ある校区なんですけれども、子供たちのクラブ活動を支援するために、公民館費に上乗せをして徴収しているところもあるように聞きました。

これは、子供さんたちの頑張る姿を応援したいというのはどなたも一緒かと思えます。しかし、やはりその年金暮らしの方にはきついと思われることもあるでしょう。また、親御さんにしてもそうですよね。経済的な理由から部活動を中止しているお子さんもいると聞いております。

こういうところからも、少子化が進んでいる中で本市が就学援助の充実に力を入れて、子育てしやすいまちづくりをつくっていかねばならないと考えるんですが、先ほども市長にお聞きしましたが、この点もう一度市長の見解をお尋ねいたします。

○神園征市長 まち・ひと・しごと創生総合戦略における、今後の政策の基本目標の一つに、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることが掲げられており、その基本的方向の一つとして、サービスの充実や子育てに係る負担の軽減などを通じて、子ども・子育て支援の充実を図るということが示されています。

市では昨年12月に、公立では県内初となる病児対応型保育施設カンガルーのポッケを市立病院に開設するなど、従来から若い世代が子育てしやすい環境の整備に向けたさまざまな事業に取り組んでいるところであり、現在策定中の第6次枕崎市総合振興計画や枕崎市版総合戦略においても、子ども・子育て支援に関する施策の着実な推進・充実及び新規施策の展開等について盛り込んでいきたいと考えています。

○12番豊留榮子議員 何とかこの枕崎に、子育てするのに特色のあるですね、就学援助だけに限らずに、子育てしやすいまちということで、教育費は全部無料だよっていうふうになったら、これはわーっと若い人が来るんじゃないかと思うんですよね。ぜひ、そのところを頭に入れながら取り組んでいってほしいと思います。

次に行きます。

これは、交通事故対策と書きましたけれども、別府の西之原住宅から別府の小学校へ向かう畑の中の道路なんですけれども、これはカーブが多くて大変危険だと私もいつも思いながら通っています。

ここは何年か前に、その畑の中の道なんですけれども、どういうあれだったかよくわかりませんが、片側をレンガ造りで、レンガの敷石ですね、詰めて、遊歩道のような感じで散歩道にはとってもいいような道路なんです。

最近、自転車に乗った子供さんと自動車との接触事故ですね、これ大したことはなかったようなのですが、前方が見えにくいカーブの場所にミラーを取りつけてほしいという要望でしたが、早速、枝木を伐採していただいて、見通しがすごくよくなりました。この状態がこのまま維持できるなら、ミラーは必要ないんじゃないかなと思います。

今後、このように市が、その状態を保って管理していただけるのかどうか、そこをお尋ねします。

○依積田清文建設課長 御指摘の市道西之原住宅線は、農政事業で整備された農道で、平成23年度に市道編入した路線であります。

今、仰せのとおり、カーブはきつく見通しが悪い状況ですので、今後も法面等の竹木等を伐採するなどの維持管理で対応していきたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 ぜひ、見通しさえよければ、カーブがあっても、夜だとライトをつけるからわかるんですけど、昼間はちょっと本当に見えなくて危険な場所だなと思ってましたので、これはぜひこの状態が続くように維持管理していただきたいと思います。

次に害虫駆除についてですが、別府西町の住民ですが、ヤスデの大量発生に今悲鳴を上げています。

朝晩、家の周辺を見回って薬剤をふって駆除に精を出していますが、一向に減る様子がないということで、今、雨が多かったもんですから、朝ふると雨で流されて、またあした、またふり方だというふうなと言われるんですね。

これは何とかしてほしいって言うんですが、もうずっと、これはもう何年になりますかね、ヤスデが発生されてからこういう状況が続いてるんですが、一向にここの地域、減らない。

いつもそこのその周辺の方たちは、いつも掃除をされてヤスデを見ることはないんですね。薬の上で死んでいるのは見ますけれども。

これは来た人に見せたいと思ってだと思うんですが、通路からずっと家に行く道、それから畑の周り、もうヤスデで埋まってるんです。これはたぶん、来る人に見せたいと思って掃除してなかったんだと思うんですね。何日もそういう状態で、きれいなおうちなんですけど、そういうふうに見せてるところもありました。そのくらい、もう踏むとビシビシビシっていう音がするくらいびっしりとヤスデで埋まっている。これはみんなに見てほしいという意味でそうされてたんだと思うんです。そういう状況が続いてるんですね。

これ何とかできないものでしょうか。もう何回もこれね、取り上げているんですけども。

○加藤省三市民生活課参事 議員がおっしゃいますように、ヤンバルトサカヤスデがですね、昨年に引き続きましてことしも大量発生しております。毎日のようにですね、市民の方々から多くの相談が来ております。

ヤンバルトサカヤスデのですね、駆除対策につきましては、平成24年度から生活環境保全事業の一環といたしまして、ごみの不法投棄やハチなどの害虫対策とともに取り組んでいるところでございます。

市内のですね、ヤスデの発生状況を調査したり、市民の方々からの要望に基づきまして、現地調査を実施しながら、現在も道路や水路等の公共部分については薬剤を散布してるところでございます。

民有地につきましては、原則といたしまして、個人で散布するようお願いしているところでございます。

今後も生活環境保全事業の中で、ヤスデの幼虫時期にですね、個体数を減らすための薬剤、ベイト剤等をですね、散布するとともに、市民の皆様にはですね、除草や草刈りなどをですね、ヤスデが発生しにくい環境づくりの周知に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○12番豊留榮子議員 ですね、これはもう何年も前からこれを言い続けて、県のほうにも要請をしたりとかいろいろしてるんですが、これといった策が出てこないところなんですね。

これは、例えば大量に発生するところには、薬剤の補助を市からしていただけないだろうかという声があるんですが、これはどうでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 ヤンバルトサカヤスデのですね、駆除剤につきましては、昨年の12月議会でも答弁をいたしました。平成24年5月からですね、枕崎市衛生自治団体連合会とですね、協力をいたしまして、市民生活課の環境整備係で薬剤の販売と購入補助を行っているところでございます。

1袋当たりの価格につきましては、薬剤の種類によって1,350円と1,296円の2種類がありまして、個人負担金額といたしまして、1,000円で購入できるようにしているところでございます。1袋当たり350円と296円が補助金額となっております。

大量発生が見られますと、複数回購入に来られている方がいることは承知しておりますが、どの程度をですね、基準に大量発生とするか判断が難しい面もございますので、補助金の増額だけをですね、検討するのではなく、薬剤の効果的な散布の仕方、先ほどもありましたように雨が降る前の散布を控えるとかですね、散布する場所によっては大量にですね、散布している例も見受けられますので、少量でもですね、ヤスデに触れば十分効果がありますので、効率的な散布をしていただきたいと考えており、市といたしましても購入される際にですね、薬剤散布につきましては、そのような指導をしていくところでございます。

また、近隣市においてのですね、薬剤購入補助のあり方等もですね、参考にしながら、今後幅広く検討をする必要があると考えております。以上です。

○12番豊留榮子議員 そうですね、市も対応が大変かと思うんですけども、また、この市内全体ですね、このヤスデの発生状況はどんなもんなんですか。

○加藤省三市民生活課参事 ヤンバルトサカヤスデの発生状況につきましては、4月から5月はですね、金山・桜山地区に多く発生しておりました。6月から9月までは、やはり金山・桜山・別府地区に多く発生しております。10月からですね、11月にかけてまして、交尾時期で活動が活発になりまして、市街地以外ですね、市内全域で発生しているようでございます。

特に現在、公民館で申し上げますと、金山、田布川、道野、木場、東白沢、板敷、俵積田が多く発生している状況でございます。以上です。

○12番豊留榮子議員 このヤスデには本当に困ったもので、板敷などももう何年も前から発生

してるんですけども、子育てをしていた若い方が、こういうところでは子育てできないと出て行ってしまった例も板敷にはあります。

これはぜひ、ヤスデの駆除対策には力を入れて行ってほしいということを要望して、私の質問はこれで終わります。

○新屋敷幸隆議長 これをもって、一般質問を終結いたします。

○新屋敷幸隆議長 静粛にお願いします。

次に、日程第2号を議題といたします。

本件を産業厚生委員会に付託いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時10分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成27年12月18日)

平成27年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第4号）

平成27年12月18日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	83	枕崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	86	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	84	枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
4	87	財産の取得について	〃
5	89	鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組規約の変更について	〃
6	陳7	川内原発の再稼働中止について	〃
7	85	枕崎市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び枕崎市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
8	88	南薩地区衛生管理組規約の変更について	〃
9	請2	南薩地区衛生管理組合の新設ゴミ焼却施設候補地推薦を取り消すよう市当局へ要請することを求める請願	〃
10	陳8	ごみ焼却施設の推薦の取り消しについて	〃
11	陳9	新設ごみ焼却施設建設の促進について	〃
12	78	平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）	予特
13	79	平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
14	80	平成27年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
15	81	平成27年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃

16	82	平成27年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	予 特
17		議員派遣について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
白 澤 芳 輝 健康課長
福 元 新 水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者
山 崎 公 広 監査委員
永 江 隆 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務長
加 藤 省 三 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長
上 園 信 一 生涯学習課長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
豊 留 誠 教委総務課主幹兼庶務係長

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
真 茅 学 農政課長
松 田 博 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
橋之口 寛 監査委員事務局長
田 中 義 文 福祉課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長
木之下 浩 一 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
三 島 洋 台 消防長
森 菌 智 之 消防総務課長
山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おきます。

日程第1号から第6号までの6件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

城森史明議員。

[城森史明総務文教委員長 登壇]

○城森史明総務文教委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第1号から第6号までの6件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

日程第1号及び第2号の2件は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行による関係政令の一部改正によるもので、関連がありますので、一括して審査いたしました。

日程第1号枕崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、また、日程第2号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、それぞれ所要の改正をしようとするものです。

委員から、常勤の職員の公務災害に対する対応はどうなっているのかということに対し、常勤の職員については、直接、地方公務員災害補償法に基づき対応がなされているとのことでした。

この2件については、それぞれ全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、徴収猶予及び換価の猶予の手續に関し必要な事項を定めるほか、条文の整備をしようとするものです。

改正の主な概要については、猶予制度について納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、新たに納税者の申請に基づく換価の猶予制度を設け、申請期限など一定の事項を定めるとともに、徴収猶予及び職権による換価の猶予についての見直しを行うということです。

委員から、現在の徴収の猶予や分割納付はどうなっているのかということに対し、これまでの納税猶予については、納税に誠実な意思を有すると認められる納税者について納税誓約書等を取り交わし、計画的な分納による未収金の縮減を図っており、平成27年11月末現在で、分納件数366件、分納総額約5,500万円ということでした。

また、換価の猶予における今回の改正はどうなっているのかということに対し、これまでは、差し押さえたものを公売などにより換価することを市の職権で猶予等していたが、一時的な資金繰りの悪化等で滞納になることが想定される場合などに、本人の申請に基づいて換価の猶予を願い出る制度が新設されたとのことでした。

また、この法律改正が徴収率や納税者に与える影響についてはどうかということに対し、納税者が申請をする際には添付書類の準備が必要になること、既存の職権による換価の猶予制度に加えて、申請による換価の猶予制度が創設されたことにより、納税者の負担が軽減され、換価の猶予の活用が促進されることに伴い、早期かつ的確な納税の履行を確保でき、未収金の縮減につながっていくものと考えているとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号財産の取得について申し上げます。

高規格救急自動車更新に伴い、高規格救急自動車及び高度救命処置用機材を取得することにつ

いて、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

委員から、指名競争入札において、それぞれの会社で性能の違いはあったのかということに対し、会社によって若干の違いはあるが、性能はほとんど変わらないと考えているとのことでした。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について申し上げます。

今回の鹿児島県市町村総合事務組合の共同する事務及び規約の変更については、鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務の一部に係る組合市町村に「垂水市」及び「伊佐北始良火葬場管理組合」を加えることに伴う規約の一部変更について関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものです。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号川内原発の再稼働中止について申し上げます。

本件は、さきの定例会から継続審査となっていたものであります。

本件は、全会一致で不採択にすべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいま報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第1号から第5号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第83号、第86号及び第84号の3件は原案可決、第87号及び第89号の2件は可決と決定いたしました。

次に、日程第6号に対する委員長の報告は不採択でありますので、本会議では、採択するかどうかについて、起立により採決いたします。

日程第6号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立少数であります。

よって、陳情第7号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第7号から第11号までの5件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

沖園強議員。

[沖園強産業厚生委員長 登壇]

○沖園強産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第7号から日程第11号までの5件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第7号枕崎市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び枕崎市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、半島振興法等の一部改正により、地方税の不均一課税時の減収補てん措置の対象業種について、これまでの製造業及び旅館業に加えて、情報サービス業等と農林水産物等販売業が対象となったことに伴い、本市の枕崎市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び枕崎市産業開発促進条例において、半島振興法で追加対象となった情報サービス業等及び農林水産物等販売業

をその対象業種として新たに追加し、その新設または増設する設備について、固定資産税の不均一課税や課税免除及び奨励金の交付を行おうとするものです。

なお、対象となる農林水産物等販売業とは、当該半島振興対策実施地域において生産された農林水産物またはその農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理したものを、主にその半島振興対策実施地域外の地域の者に販売することを目的とする事業であり、具体的には観光客向けの農林水産物の直売所や農家レストランなどが該当するとのことであります。

また、本市が入る半島振興対策実施地域は、鹿児島市の一部、いちき串木野市、指宿市、日置市、南さつま市、南九州市が、薩摩地域として国が指定しているとのことでございます。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号南薩地区衛生管理組合規約の変更について申し上げます。

本件は、南薩地区衛生管理組合が共同処理するし尿等の処理施設の設置及び管理運営に関し、同組合に加入している日置市が吹上町の区域に限っていた区域に、平成28年4月1日から同市の伊集院町及び日吉町が加入することに伴い、共同処理する事務及び経費の支弁方法の変更が必要なことから、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

平成28年4月1日から日置市の伊集院町及び日吉町が汚泥再生処理施設へのし尿の搬入処理が始まることで、搬入量に係る負担割合は、均等割3、搬入割7になるとのことであります。

本件については、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号から第11号までの3件について申し上げます。

この3件は関連がありますので、一括して審査いたしました。

日程第9号南薩地区衛生管理組合の新設ゴミ焼却施設候補地推薦を取り消すよう市当局へ要請することを求める請願は、鹿籠麓町の山下公民館長竹中和幸さんから清水和弘議員を紹介議員として、新設ごみ焼却施設候補地推薦を取り消すよう市当局へ要請することを求めて提出され、前定例会で継続審査とし、さらに、11月12日の委員会審査においても保留となっていたものです。

日程第10号ごみ焼却施設の推薦の取り消しについては、道野町の竹中義成さんから、同じく、市の推薦を取り消しすることを市当局へ要請することを求めて提出されたものです。

日程第11号新設ごみ焼却施設建設の促進については、中央町の上釜芳明さんほか35名から枕崎市が提案している推薦地が新ごみ焼却施設の建設候補地として決定されることを強く望むものであるとして提出されたものです。

委員会では、さきの委員会審査や一般質問等でも出されていますように、上水道の浄水場の近くに建設候補地として推薦地を決定した経緯のほか、大気汚染等による健康被害などについての質疑が出されました。

まず、場内排水や大雨時の施設内の雨水が越流するおそれがあるのではとの指摘に対し、内鍋清掃センターにおいては、場内排水や雨水を場内で循環して活用するクロズドシステムであり、これまでも内鍋清掃センターにおいてもそのような報告は受けていないとのことであり、内鍋清掃センターの半径1キロ以内に存在する立神前水利用組合の水源地、エスポワール立神の井戸水、薩摩酒造の井戸水の水質検査においても異常のある数値は出ていないとのことであります。

また、委員から、焼却施設のばい煙による影響等についてただしたところ、公害物質の除去装置バグフィルターの除去率は99.99%であるとのことです。内鍋清掃センターにおいても国の法令基準値を遵守するために、さらに厳しい自主基準値を設定しており、その基準値内におさまっているとのことでありますが、近年、建設される施設においては、さらに厳しい基準値を設けているとのことで、今後新たに建設されるごみ焼却施設は、どこに建設するとしても、一層の安全性が保たれる施設となることが前提になるという、当局の見解が示されたのであります。

次に、建設候補地の推薦地が上水道の浄水場の近くの金山地区になった経緯については、これ

までも何回も説明がありましたように、枕崎市衛生自治団体連合会の総会を通じて公募したが、応募がなかったため、当局において、数カ所の民有地について、衛生管理組合が示した面積・交通アクセス・広域における位置などの用地の条件等を検討した結果であるとのことであります。

今後、組合の候補地選定委員会の中で、各構成市から推薦のあった5カ所の審査を行い、来年7月・8月ごろをめどに、2カ所の候補地を決定し、住民の理解を得た上で、環境アセスメントを実施し、その結果の縦覧を行い、最終的に決定されるとのことであります。

なお、枕崎空港跡地の西側など公有地の活用は考えなかったのかとただしたところ、当該用地は公園用地の代替地となっているとのことで、用地要件を満たす適当な公有地がなかったとのことであります。

次に、推薦から現段階までにおいて、住民への説明がなかったことについては、現在まで施設の概要などを具体的に説明できる資料がなかったため、具体的な住民への説明ができなかったということであり、今後、衛生管理組合が、来年1月末から2月ごろに作成する新ごみ焼却施設の建設に関するある程度詳細な概要のパンフレット等を市内全体に配布した上で、説明会等を実施していきたいということでもあります。

なお、これまで、金山・桜山校区の公民館長さん方を中心に先進地視察を実施しておりますが、今後、ほかの校区の公民館長さん方についても、先進地視察を計画しているとのことであります。

委員から、新ごみ焼却施設が建設された場合のメリットやデメリットについてただしたところ、本市に建設された場合、新ごみ焼却施設は現在よりも大規模になるので、建設工事や関連する補修工事等に関して、地元の建設業や工事に携わる企業等に大きな経済効果があることや、管理・運営上新たな雇用が生まれ、人口の増、市内の購買力の増など地域の活性化につながり、一つの企業誘致といった面も考えられるとのことであり、仮にほかの市に建設されることになると、草木や粗大ごみの持ち込みなどに関し利便性が悪くなるほか、現施設での雇用がなくなることなどが考えられるといった当局の見解が示されたのであります。

また、運搬経費に係る交付税措置については、普通交付税の清掃費として、全国一律の単位費用でみられており、遠くに運搬しても近くに運搬したとしても交付税算定の単位費用としては変わらないということであり、仮にほかの市に建設されて遠くに運搬することになると、その運搬コストがふえた分は、市の負担がふえるとのことであります。

このように、審査の過程においては、委員から、推薦地が浄水場の近くであるということで、将来に向けて、市民の健康等への影響がかなり懸念されること、また、推薦地決定に係る経緯に対する質疑・意見等のほか、これまでの当局の説明、また、先進地の事例によると、近年の施設はもちろんのこと、今後新たに建設されるごみ焼却施設は、技術的革新によって、これまで以上に公害のない施設になることが前提とされているという中で、施設のメリット・デメリット、そして、これが本市のためになるのか、市民のためになるのかといったことを、冷静に判断していくべきであるという意見が述べられました。

以上であります。この3件については、それぞれ採決の結果、日程第9号の請願第2号及び日程第10号の陳情第8号の2件は、賛成少数で不採択にすべきものと決定し、日程第11号の陳情第9号は、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

まず、清水和弘議員。

○7番清水和弘議員 私は、日程第9号、請願2号南薩衛生管理組合の新設ごみ焼却施設候補地

推薦地を取り消すよう市当局へ要請することを求める請願に賛成の立場で討論いたします。

私は、一般質問で新広域ごみ焼却施設建設に反対するものではなく、処理施設建設推薦地決定に至る経緯や、環境基本法第9条をかんがみ、枕崎市民を環境汚染から守り、これからの子々孫々の生活を守り抜く立場から、新広域ごみ処理建設推薦地を撤回するべきものと考え質問してきました。

この枕崎市の推薦地の地域は、取水地と浄水場が存在する地域で、枕崎市で一番の環境衛生に注意を払うべきところで、環境汚染などの不安があってはならない地域だと考えております。

また、金山地区や田布川地区の学生の通学路にもなっております。ほか構成4市の推薦地域の中で、広域ごみ焼却施設周辺での学生の通学路になっているところはないと考えております。

また、私の一般質問での当局の答弁は、質問にかみ合っていない答弁が多々あり、新広域ごみ処理施設の安全性について、不安が一層増殖されました。

そしてまた、一般質問後の休憩時間中でありました。私に、命は1つしかないからねとの脅迫の言葉も休憩時間中に発せられました。委員会での私の質問に対し、市民に不安を与えるような質問はしないようにとの注意もいただきました。しかし、私はそのまま質問を続けました。この言葉が、今回の推薦地をほかに譲らない大きな課題と考えているところです。

我々議員の仕事の一つは、市民の不安を払拭し、安心・安全な住環境や社会環境を提供することではないのでしょうか。

また、我々の新広域焼却炉建設推薦地撤回に関する署名活動に対し、権力者が市民に対し、署名をしたのかなどの質問をして回るとの連絡も私の家には来ています。これは、市民の自由な権利を奪う行為で、憲法第12条の自由及び権利の保持義務と公共福祉性、また憲法第13条による個人の尊重と公共の福祉を踏みにじる行為だと私は考えております。権力者より質問された方々は、今後何が起こるのか心配だと私に言ってきます。今後、当局は、市民の不安を払拭するよう頑張ってもらいたいものです。

そしてまた、この焼却施設は、施設の事故がまったく発生しないと断言する人はだれもいないと思います。我々は、最悪の事故発生による公害による住民への健康被害を防ぐためにも、現在の推薦地としての場所を取り下げるべきと考えます。

以上、よろしくお願いたします。

○新屋敷幸隆議長 次に、永野慶一郎議員。

○2番永野慶一郎議員 請願第2号及び陳情第8号に反対、陳情第9号に賛成の立場で討論いたします。

本市における新ごみ焼却施設の建設候補地の推薦地につきましては、これまでの委員会や一般質問等において、同じ質疑が繰り返しなされております。

当局の見解は、面積・交通アクセス・広域における位置などの用地の条件等を検討した結果、候補地として決定したということでございます。

また、ばい煙による大気汚染・地下水汚染及び土壌汚染などによる公害の心配がない、クロードシステムによる安全・安心な施設を建設することが大前提であると一貫しております。そのことは、現在稼働しています内鍋清掃センターの1キロ圏内にある立神地区の水利用組合の水源地や、医療福祉施設及び焼酎工場の水源地などの井戸水の水質検査で異常がないことで明らかであります。

先日、平成20年に建設されました鹿屋市の肝付地区清掃センターを視察に行きました。

施設は、お茶やカンショ、ジャガイモ、家畜の粗飼料などを栽培している畑と隣接し、養豚場・養鶏場や居住宅まで200メートルしか離れていない農振農用地のど真ん中の位置に建設されておりました。

また、敷地内をボーリングして建設された温泉施設が清掃センターに隣接しており、清掃セン

ターの余熱を利用した発電施設では、清掃センターや温泉センターの電力を賄うほか、年間約7,000万円もの売電収入を得ているとお聞きいたしました。

この肝付地区清掃センターの高さ59メートルの煙突からは、煙は一切出しておらず、ダイオキシン類の測定値は、国の法令基準値1ナノグラムに対し、0.1ナノグラムという厳しい自主基準値を設けておりましたが、平均の実測値は0.0048ナノグラムであり、ほぼゼロに等しい数値であったのであります。

案内をしていただきました職員の方が、今の施設においては、地下水汚染や大気汚染などの心配をする必要はない、水源地などが近くにあっても何の心配もないと説明されました。その話を聞き、私は、今まで市当局が答弁してきたことが本当であると強く確信したのであります。

また、建設や施設整備による地元企業への経済効果はもとより、本市に建設されることによって、将来にわたる雇用の場所を提供することにより、一つの企業誘致に匹敵する経済効果があると強く信じております。

ましては、新ごみ焼却施設は、公害のない施設になることを大前提としている中で、ほかの市に建設された場合、粗大ごみなどの持ち込みなどが遠くなり、市民の利便性が悪くなるのは歴然としております。

それにもかかわらず、議会に対し本市の推薦地を取り下げよう当局に求める請願・陳情や、反対の署名活動が展開されていることが市民を混乱させる行動に思え、理解に苦しむところであります。

私は、市民の利益になる論議はどうあるべきか、不確かな情報によって、市民の行政不信を招くことがあってはならないことだと思っているところでもあります。

よって、請願第2号と陳情第8号に反対し、陳情第9号に賛成する討論といたします。

○新屋敷幸隆議長 これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第7号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号について、起立により採決いたします。

日程第8号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第88号は、可決されました。

次に、日程第9号及び第10号の2件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本会議では、採択するかどうかについて、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第9号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第10号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立者少数であります。

よって、陳情第8号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第11号について、起立により採決いたします。

日程第11号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、陳情第9号は、採択と決定いたしました。

次に、日程第12号から第16号までの5件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

吉嶺周作議員。

[吉嶺周作予算特別委員長 登壇]

○吉嶺周作予算特別委員長 皆さん、こんにちは。

ただいま議題となりました日程第12号から日程第16号までの5件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員会は、委員長に吉嶺周作、副委員長に永野慶一郎委員を選出いたしました。

審査の過程における当局説明及び委員から出された意見・要望については、お手元に配付いたしてありますので、特に意見等の出されたものについて、簡潔に報告いたします。

まず、日程第12号平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,554万5,000円を減額し、予算総額を111億5,800万円にしようとするもので、当初予算額より2.5%の伸びとなります。

社会資本整備総合交付金事業関係の減額については、毎年、要望した額に対し満額の決定はなされておらず、本年度は、公園の施設の長寿命化、都市公園の安全・安心対策、立神通線改良改築工事などの新規事業について、要望どおりの内示がなされなかったことが大きな要因となっているということです。

次に、南薩地区衛生管理組合の新広域ごみ処理施設に関し、ダイオキシンの人に対する影響については、環境省のダイオキシンに係るパンフレットの中に示されている内容に、多量の暴露による動物実験をした場合には、発がん性や呼吸器障害その他の障害が出るとまとめられているが、人に対して同じような影響があるかどうかということについては、まだ詳しい報告がされていないことから、人に対する影響については、今後も研究していくということで報告がなされているということです。

また、ダイオキシンが発生する大きな原因は、塩化ビニール、プラスチック類が燃えるときに、不完全燃焼した場合に発生するもので、炭素、水素、塩素などの成分が結合して毒性のある物質になるものと認識しているということですが、内鍋清掃センターに収集される燃えるごみの中にプラスチック系などが幾ら入っているかということは、把握していないということであり、市民等へは広報紙などで、プラスチック、ビニール類は、資源ごみとして出していただくよう広報を行っているということです。

委員からは、煙突の高さとその灰が飛ぶ距離さえ押さえられていないことについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に、廃棄物関係の施設をつくる場合は周辺地域の環境に配慮するよう規定しているにもかかわらず、ごみ焼却施設建設に当たって、周辺環境等に係る当局の認識不足が心配される。住民への理解を深めるための努力もされているようであるが、ごみ焼却施設に対するきちっとした対応がなされるようにしてほしいといった意見等があり、当局からは、ダイオキシンの毒性については十分認識しており、法の基準に沿って十分対処していく施設になると考えているとの説明がありました。

また、委員から、南薩地区衛生管理組合が技術的な面の事業を行う中で、技術職の職員が手薄ではないかという指摘を聞いている。各構成市からの職員だけで大事な業務がきちんとなされるのか懸念されるので、今後、執行当局で検討してしてほしいといった要望が出されました。

次に、去る10月15日に新聞報道がなされた本市の学校で起きた事案に係る市議会への報告に

については、被害生徒の人権や学校生徒全員の安全・安心な教育環境を守ることへの配慮や、発生以降、子供たちが動揺して元気がないということで、保護者や地域の方々から、外部への報告は控えてほしいといった強い要望が校長にあったこと、また、県教育委員会が学校職員等の懲戒処分の公表基準に基づいて、生徒の人権に配慮した上での懲戒を発表しているなどの事情等を踏まえ、総合的に勘案した上で報告を控えたということです。

委員からの今後の防止対策についての質疑に対しては、教職員それぞれが人のことと思わずに、処分が出た段階で自分のこととしてとらえ、それを絶対にしないという教師としての矜持をしっかり持っていくということ、学校長は責任を持って職員のさまざまな動き等に気を配り、何かあったときには個別の指導を繰り返していくということ、また、役割演技の演習等を取り入れた研修を行うなどを繰り返しやっていかなければならないと思っているとの説明がありました。

委員からは、今回のような事案については、行政上の問題として、報告ができる範囲で議会に対しても報告すべきだと思うという意見や、学校で起こった事案については、子供たちを守っていく上でこれからは大事であり、今後の対策として、これ以上被害が出ないように対策を十分に行ってほしいといった要望が出されました。

次に、子ども医療費助成に関し、市民への周知については、広報紙でも広く制度を周知しており、また、子供が出生した場合や市外からの転入の場合には、その手続の際に、窓口で個別に周知を図っているということであり、今後、さらに効果的な周知の方法を検討していきたいということです。

子ども医療費助成の現物給付化については、医療機関との協力体制整備が必要であること、また、現物給付化することにより国保の国庫負担分についてペナルティーがあることなどから難しい状況にあるが、このペナルティーについては、今後の地方創生で少子化対策に反するのではないかとということで、地方六団体から国へ要望し、国でも現在、ペナルティー部分についての検討がなされているということです。

委員からは、子ども医療費の現物給付化についての要望が多いので、ぜひ前向きに検討してほしいという要望がありました。

審査の過程においては、ただいま報告しましたことのほか、過疎債に関すること、辺地対策事業債に関すること、危険空き家等解体撤去事業に関することなどについて質疑・意見等が出されたほか、悪臭問題などの事案について、地域住民の声を吸い上げるためにも、市政を語る会等でも、行政のほうから意見を投げかけていくということも必要ではないかといった意見や、桑茶の取り組みに関し、販路を確保し販売力を上げていくために、何らかのサービス事業を見つけるなど、行政も協力して進めてほしいといった要望がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第13号平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,385万6,000円を追加し、予算総額を46億8,462万6,000円にしようとするもので、歳出について、退職被保険者等に係る療養給付費、療養費及び高額療養費に不足が生じる見込みであることから、それぞれ増額しようとするものです。

今回の退職被保険者に係る各給付費等の伸びについては、特に100万円を超す医療費の方が出てきたことによるものであるということですが、退職分の100万円を超えるレセプトの件数は、平成25・26年度は9件で1,000万円程度であったものが、平成27年度は3月から10月診療分の8カ月分だけで13件で2,700万円と、高額な方がふえている状況であり、今後の歳出の見込みについては、不足が生じないよう今までの月の支払いの一番高いところの療養給付費と高額療養費で見込んでいくということです。

歳入欠陥補填収入の見込みについては、平成26年度から平成27年度にかけて、一般被保険者

の1人当たりの医療費が伸びており、当初見込んでいた単年度の赤字額がふえると予想しているが、国・県支出金が現在まだ不明確な点があることから、2月ぐらいにならないと最終的な単年度収支について言及することはできないということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第14号平成27年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ22万1,000円を減額し、予算総額を24億0,422万円にしようとするものです。

補正の主な内容は、平成27年度給付実績見込みの変動に伴う居宅介護サービス給付費の減、介護予防サービス計画給付費の増のほか、介護予防事業として新たに実施するてげてげ広場事業に係る経費であります。

てげてげ広場事業については、てんとうむし体操をはじめ、さまざまな活動を自主的に実践するてげてげ広場を創設し、心身機能と活動、参加促進といった各要素にバランスよくアプローチすることにより、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進、地域における見守り及び高齢者同士の支え合いの仕組みづくりを推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備を図ろうとするものであるということです。

運営方法については、当初の5回程度は、市の地域包括支援センターの保健師や社会福祉士などが運営に参画し、公民館との協働により運営していき、6回目以降は公民館の自主運営に移行して、サロンの内容等は基本的には自主的に公民館で決定してもらうこととし、市は定期的な体力測定等の評価、理学療法士等による相談・助言等といったものに関与していきたいと考えているということです。

委員からは、てげてげ広場事業は高齢者元気度アップ・ポイント事業等の対象としているということであり、ポイントアップについて高齢者がすごく興味を持っているので、継続して実施してほしいという要望がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第15号平成27年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,186万9,000円を減額し、予算総額を7億4,315万円にしようとするもので、当初予算より6.5%の減となります。

補正予算の主な内容は、処理施設管理費の修繕料の増及び委託料の減、下水道整備費の委託料不用額の減と交付金内示額の減に伴う工事請負費の減などです。

下水道整備費の委託料については、3号最終沈殿池汚泥掻寄機の改築更新と中央監視制御施設の電気設備の工事での入札執行残及び不用額等により3,400万円程度の減となり、また、松之尾中継ポンプ場の長寿命化計画策定についても、入札執行残により160万円程度の減となったということです。

下水道事業の企業会計への移行について、現在、固定資産等の調査・整理、工事台帳並びに機械設備等の拾い出しの作業を行っており、法適用化の基本的方針については現在検討中とのことです。県内の3万人以上の都市についても、来年度からそれに向けての委託等を進めるという情報もあるので、委託する場合の作業の手順並びに問題・課題等を情報収集し、整理しながら、今年度あたりにはある程度の方向性が見出せたらということで検討をしているということです。

委員からは、終末処理場の臭気対策について、周辺の商店の方々は、臭気による集客への影響を懸念しているため、その対策に一生懸命取り組んでほしいという要望がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第16号平成27年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費等の減額を行うほか、金山浄水場急速ろ過池更新事業の工事費の設計書見直し及び条件付一般競争入札による執行残に伴い、建設改良費を減額し、あわせて企業債についても減額を行うものです。

金山浄水場急速ろ過池更新事業については、平成25年度に提出のあった実施設計書の見直しを行い、管材の変更や急速ろ過池のポンプの更新を先延ばしして現在あるポンプを使用することなどのほか、実勢に応じた見積書を作成したことにより約1億円近く減額できたこと、また入札執行残で4,000万円程度減になり、合計で約1億4,000万円程度の減額になっているということです。

このことに関し、委員からは、今回の事業費節減の努力に対し感謝したい。今後も常日ごろから設備の保守について特に注意し、運営してほしいという要望がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第12号から第16号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号から第82号までの5件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則125条の規定を適用して、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成27年第6回定例会を閉会いたします。

午前10時26分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明
及び各委員から出された意見・要望

平成27年 第6回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
①清水 和弘	新広域ごみ焼却施設建設について	1 推薦地決定時の留意事項並びに注意事項について 2 本市の新広域ごみ焼却施設建設推薦地の決定に至るまでの経緯について 3 本市に建設した場合、住民へのメリット、デメリットについて 4 内鍋清掃センター廃止によって、今後想定される本市財政への影響について 5 本市の浄水場周辺地域に焼却施設が稼働された場合の住民への健康被害の影響について 6 施設でトラブル等が発生した場合、住民生活への影響が考えられる。その際の責任の取り方について	市 長 副市長 課 長
②立石 幸徳	環太平洋経済連携協定（TPP）について	1 10月5日の交渉大筋合意を受け、本市地場産業（カツオ漁業、水産加工業、畜産、お茶、花、焼酎など）への影響をどのように試算し、対応策を検討しているのか	市 長 副市長 課 長
	教育問題について	1 本市の小学校、中学校の学力向上に市全体として取り組んでいる具体的な対策は何か 2 本市小・中学校のいじめの実態と対策について 3 本市小・中学校の体罰防止について	市 長 副市長 教育長 課 長
	安心・安全なまちづくりに ついて	1 学校への登下校時の安全対策はどのようになっているのか	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
③城森 史明	本市の高校支援及び連携について	<p>2 桜山小学校前道路から鹿児島交通鹿籠バス停方向に出る交差点について、周辺住民から交差点改良の要望が出ている。今のままで支障はないのか</p> <p>3 「10月から11月にかけて、本市内交差点付近における歩行者、自転車、二輪車がかかわる重傷事故が相次いでいる」との警察署交通課の広報紙が出ている。その原因と対策について</p> <p>1 本市には、枕崎高校と鹿児島水産高校の2つの高校が存在する。水産高校は県内唯一の水産高校であり、どちらかという鹿児島県の高校という意味合いがあるが、枕崎高校は枕崎市の高校ではなかろうか。 その枕高において、昨年度から入学希望者が極端に減少してきている。地方創生の面においても、本市の活性化の点においても、大きな問題だと思うが、どのようにとらえているか</p> <p>2 南薩地区においては、現時点での高校の統廃合の例はない。南薩地区における高校の統廃合について、県はどのように考えているかという情報があるのか。本市の見解はどうか</p> <p>3 高校の存在は、地方都市においては活性化のためには欠かすことのできないものである。なので、県内の自治体では、県の管轄ではあるものの、自治体に存在する高校に対しさまざまな支援を打ち出している。 枕高における入学希望者が減少している状況から、本市も何らかの支援をすべき時期だと思うがどうか</p> <p>4 県内で唯一の水産高校があるのは、本市が水産業が盛んなまちだからであろう。地方創生の推進のためにも、今後一層水産高校との連携を強めるべきではないかと思うが、どのように考えているか</p>	市長 副市長 教育長 課長
	焼酎で乾杯条	1 薩摩酒造は、本市における最も大きい民間企業で	市長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
	例について	<p>あり、その影響は市の財政、観光、農業、雇用等、はかり知れないものがある。現在、焼酎業界は、宮崎の焼酎メーカーの一人勝ちの状況であり、県内の焼酎メーカーは残念ながらじり貧の状況である。そのあおりからか、サツマイモ農家からも、今年の焼酎原料のサツマイモが4割減産という悲鳴の声が上がっている。この辺の状況をどのように考えているか</p> <p>2 政務調査で滋賀県の甲賀市に行った。「甲賀市甲賀の茶及び甲賀の地酒を信楽焼の器でもてなす条例」というユニークな、郷土愛の強い条例を制定したとの紹介を受けた。このような条例や焼酎乾杯条例について、県内の事例をどのように把握しているか</p> <p>3 本市の地方創生の推進にも大きな影響を及ぼすものであり、一民間企業の問題にとらえるべきでなく、行政のできる範囲で支援をすべきではないか。その一環として「地元本格焼酎で乾杯を推進する条例」を制定し、本市経済を盛り上げるべきだと思うが、どのように考えるか</p>	副市長 課 長
	ごみ処理施設 (焼却施設) について	<p>1 ごみ焼却施設がなくなれば、市民に不便を来す。雇用も失われるという声もある。ごみ焼却施設のメリット及びデメリットは何か</p> <p>2 候補地が5カ所上がっているとのことだが、場所の概略はどうか</p> <p>3 本件については、桜山校区の竹中区に近い、市の浄水場に近いなどということで、私の地元桜山校区ではさまざまな賛否両論の声が上がっている。候補地の立地適正や環境影響についての安全性について検証し、確信を持って現在の候補地に決めたことと思う。住民の不安を払拭するために、自信と責任を持って住民に説明すべきではないか</p>	市 長 副市長 課 長
④禰占 通男	ふるさと回帰	1 ふるさと回帰支援センターの活用について、本市	市 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
	<p>支援センターについて</p> <p>TPPについて</p>	<p>の取り組みは</p> <p>2 案内についてはどのような資料をお願いしているのか</p> <p>3 「かごしま移住・交流セミナーin東京」への本市の参加はなされたのか</p> <p>1 TPPの大筋合意について、本市の産業への影響について</p> <p>2 水産業はどのように対応するのか</p> <p>3 農業についてはどのように対応するのか（畜産、米、麦、茶、野菜類（青果物）、果樹、カンショ）</p> <p>4 林業についてはどのように対応するのか</p> <p>5 他の各産業の対策は</p> <p>6 協定発効の時期についてはどのように解しているのか</p>	<p>副市長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p>
⑤永野慶一郎	ふるさと納税について	<p>1 ふるさと納税の返礼事業がスタートするが、本市への納税額はどれくらいを見込んでいるのか</p> <p>2 返礼品の受付・発送業務はどうなっているのか</p> <p>3 返礼品の商品は何種類ぐらいあるのか</p> <p>4 返礼品の周知方法は</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
	<p data-bbox="379 495 560 562">マイナンバー制度について</p> <p data-bbox="379 1048 560 1115">駅・駅周辺の活用について</p>	<p data-bbox="592 219 975 248">5 返礼品の申し込み方法は</p> <p data-bbox="592 338 1182 367">6 枕崎市民の他市町村への納税額は幾らか</p> <p data-bbox="592 495 1182 524">1 セキュリティ対策はどうなっているのか</p> <p data-bbox="592 613 1238 642">2 取扱部署はどこか。それを取り扱う職員数は</p> <p data-bbox="592 732 1123 761">3 取扱者の教育・管理はどうするのか</p> <p data-bbox="592 851 1299 918">4 マイナンバーについての市民への周知・説明はどうなっているのか</p> <p data-bbox="592 1048 1299 1115">1 駅を拠点とした観光事業の進捗状況はどうなっているのか</p> <p data-bbox="592 1205 1299 1317">2 駅前広場でのイベントが何度か開催されているが、今後開催されるイベントへ向けての改善点は何か</p> <p data-bbox="592 1406 1270 1435">3 いぶたまからの関連事業は計画していないのか</p> <p data-bbox="592 1525 1299 1592">4 パワースポット等、観光客へ向けての目玉になる取り組みは考えているのか</p> <p data-bbox="592 1682 1299 1749">5 駅前広場を利用してイベント等を開催する団体等への助成制度はあるのか</p>	<p data-bbox="1326 495 1422 607">市 長 副市長 課 長</p> <p data-bbox="1326 1048 1422 1160">市 長 副市長 課 長</p>
⑥豊留 榮子	T P P 交渉大筋合意について	<p data-bbox="592 1877 1299 2033">1 日米を含む12カ国が交渉をしてきたT P P（環太平洋連携協定）の大筋合意が明らかになり、2カ月後の25日に「総合的なT P P 関連政策大綱」が決定されたが、このことについて市長の見解を</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
	子供の就学援助について	<p>2 本市における農林水産物全体で、関税撤廃の対象になるのは何品目になるのか</p> <p>3 影響を受ける農家数、水産関係者数は</p> <p>4 品目ごとの影響額及び本市における全体の影響額はどのようになるのか</p> <p>5 主要品目のほかにも、乳製品、薬価、自動車部品、生命保険等々が影響を受けるとされているが、本市への影響はどのようなものか</p> <p>6 TPPに対する反対運動は、農林漁業団体、医療関係者、労働組合、消費者団体、自治体も参加する地域ぐるみの闘いが展開され、大きく広がりました。 本市においても、市長は住民の暮らしを守る立場から政府に対して「TPP交渉大筋合意撤回」の意見を上げていく考えはないか</p> <p>1 憲法26条は「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」、第2項で「義務教育は、これを無償とする」として、授業料、教科書代は無償となっています。 しかし、給食代や教材、部活にかかる費用などは自己負担で、収入ぎりぎりで生活している家庭にとっては、教育費が家計を圧迫している。 子供の就学援助制度の周知を徹底し、申請しやすいようにすべきではないか</p> <p>2 子育てについて、貧困対策にとどまらず、憲法の立場で義務教育完全無償化の実現に向けて取り組む考えはないか</p> <p>3 入学準備金などは入学前に支給するなどの配慮はできないか</p>	市長 副市長 教育長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
	<p data-bbox="384 651 555 723">交通事故対策 について</p> <p data-bbox="384 969 555 1041">害虫駆除につ いて</p>	<p data-bbox="595 219 1299 331">4 国が補助を出す項目に平成22年度から生徒会費やP T A会費、クラブ活動費が支援の対象となったが、その後適用されているのか</p> <p data-bbox="595 421 1299 533">5 少子化が進む中で、本市が就学援助の充実に力を入れ子育てしやすいまちづくりに取り組むべきだと思うが、市長の見解は</p> <p data-bbox="595 656 1299 846">1 別府の西之原住宅から別府小学校へ向かう畑の中の道路だが、カーブが多く危険である。 自転車に乗った子供と自動車がぶつかるという事故が起きた。前方が見えにくいカーブの場所にミラーを取りつけてほしい</p> <p data-bbox="595 969 1299 1126">1 別府西町の住民がヤスデの大量発生に悲鳴を上げている。朝晩、家の周辺を見回り薬剤をまき、駆除に精を出しているが一向に減る様子がない。何とかしてほしい</p> <p data-bbox="595 1216 1299 1283">2 大量に発生するところには薬剤への補助を拡大できないか</p> <p data-bbox="595 1373 1299 1395">3 市内全域のヤスデ発生の状況はいかがか</p>	<p data-bbox="1331 656 1425 768">市 長 副市長 課 長</p> <p data-bbox="1331 969 1425 1081">市 長 副市長 課 長</p>

平成27年第6回定例会予算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第78号平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,554万5,000円を減額し、予算総額を111億5,800万円にしようとするもので、当初予算額に対し2.5%の伸びとなる。
- ・ 地方債の補正は、過疎対策事業ほか6事業の変更によるものである。
- ・ 補正予算の主なものは、障害児通所支援事業、施設型給付費、農地中間管理事業、特用作物振興対策事業補助、中学校教師用指導書等購入などである。
なお、今回は、社会資本整備総合交付金事業関係の国庫補助金交付決定額の減に伴う影響が最も大きいと見られ、減額補正となっている。
- ・ 補正財源については、県支出金2,615万7,000円、繰越金2,240万8,000円、財産収入91万6,000円、諸収入21万3,000円の増、国庫支出金7,683万9,000円、市債6,840万円の減で措置した。
- ・ 社会資本整備総合交付金事業関係の減額については、毎年、要望した額に対し満額の決定はなされていない。本年度が特に減額が大きかった要因は、公園の施設の長寿命化、都市公園の安全・安心対策、立神通線改良改築工事などの新規事業がふえたことによるものである。
立神通線改良改築工事は、約5,000万円の要望に対し約2,000万円の交付決定となった。公園施設の長寿命化では、国体に向けた体育館の床改修等で約5,000万円を要望したが、国体関連については、県のほうで来年度以降、平準化しながら予算をつけたいというようなこともあり、内示がなされなかった。さらに、都市公園の安全・安心対策で、塩浜公園と水尻公園のトイレを計画していたが、満額つかなかったため塩浜公園のトイレのみ実施することになっている。
道路舗装修繕工事等は、昨年度は約4,000万円の減額であったが、本年度は約2,000万円を減額されている。
- ・ 社会資本整備総合交付金事業は、国庫支出金を充当した残りは過疎債を100%充当する計画で進めていたが、国庫支出金の減により工事請負費等が当初の計画より減額となったことにより、起債対象事業費として工事請負費等の2.75%以内と決められている事務費が、工事請負費が減額された分について起債対象にならずに一般財源で見なければならぬものが出てきた部分と、交付金対象ではあるが地方債対象ではない部分あり、一般財源の持ち出しが当初計画よりも大きくなっている。
- ・ 社会資本整備総合交付金事業の交付決定額が減額になった理由は、国の財政状況によるものだと思う。
減額になった分の事業は、来年度以降に先送りしていくことになり、水尻公園等は来年度以降の要望にそのままのせていく。
- ・ 今回、交付金が減額された分、今年度、どうしてもやらなければならないものは、過疎対策事業債を単独事業として振り向けて実施した分もあるが、すべてそうすると起債残高がふえ、財政状況的には悪い影響を与えてしまうことから、事業の進捗に当たっては、基本的には交付金事業充当を優先する方針で今後も臨んでいきたいと思っている。
- ・ 塩浜公園のグラウンドの状況が悪くグラウンド・ゴルフのための整備の要望があることに対し、公園の長寿命化計画の中では修繕の予定は今のところない。グラウンドの土を下から全部取り除き暗渠排水や芝生の張りかえなどを行えば補助の対象となるが、1億円以上の工事費となることから、長寿命化計画の中に入れていないため、部分的に補修工事を行っていくことに

なると考えている。

塩浜グラウンドは、グラウンド・ゴルフだけではなく、他のスポーツ種目などいろいろな使われ方があるので、整備は難しいと考えており、水尻公園が全面的に芝が張られていることから、いろんな大会が誘致できるように整備をしていく方向で考えている。

- ・ 水尻公園のトイレについては、現在、西側に古いトイレがあり改築を予定しているが、両側につくるのは不効率であることから、公園の中央より西側の水飲み場付近に1カ所整備したいと考えている。
- ・ 火之神海岸線の道路へ高潮等により海岸の石が打ち上がることへの対策については、堤防のかさ上げ等が考えられるが、漁港サイドの工事であり、また観光的な面に配慮するなど各方面の意見を伺いながら検討していく必要があると考えている。
- ・ また、火之神公園のつけ根の部分については、住民の方々の意見を聞いた上で、今後、県のほうで検討がされていくのではと考えている。
- ・ 海岸線の道路の拡幅については、カーブ付近の舗装と側溝の整備を行ったところであるが、現状で2車線の道路が不十分で混雑するという状況でもなく、今回ふたも整備され、安全な速度であれば危険性はないと思っており、急いで拡幅する必要があるとは考えていない。

火之神公園から立神病院前を通り栗野へ向かう道路については、幅員が狭くなっている箇所があり、また、ふたも設置されていないことから、順次、改良を行っていく必要があると考えている。

- ・ 山下集落の南方神社の下の市道が狭いので、安全面で拡幅等の改善はできないかということについては、拡幅するとなると民家がたくさんあることから難しいと考えている。また、速度規制については、警察と協議していかなければならないと思う。
- ・ 過疎債の減額については、当初予算では、一般会計で7億4,600万円、下水道事業会計で4,680万円の合計7億9,280万円を充当するとして計上していたが、社会資本整備総合交付金事業の国庫補助金の内示額が予算額より減となったことに伴い、その内示減を反映させて起債申請を行ったものであり、要求額に対し制限がかかっている減というものではない。
- ・ 過疎債の申請に当たっては、事業進捗の関係で今年度を実施したほうがよいものについては、財政負担を考慮しながら過疎対策事業債を単独事業として、かつ、付与して実施することにして申請したところである。

具体的には、塩浜公園トイレの外構工事、街路3・6・12号線交差点改良事業の用地補償などを単独事業として、一般会計で6億8,380万円、下水道事業会計で3,420万円の合計7億1,800万円について、5月に起債申請を行い、その後7月に、国から全国規模で過疎対策事業債の要望額が地方債計画額を上回っており、全国で11.5%程度の減額が必要であるので、ほかの地方債への振替で調整してほしいとの通知があり、枕崎市で申請額からすると7,770万円の減額、率にして10.8%減となる6億4,030万円の同意予定額通知があったところである。

他の地方債との振替については、考えられる中で最も交付税措置率の高い地方債の充当できるものから振りかえることとして、下水道会計の分は、交付税措置率が約40%である公共下水道事業債を、橋梁補修事業については、交付税措置率が約20%である公共事業等債を充てることとして、ほかの事業を執行状況により調整した上で、残りは衛生管理組合の汚泥再生処理施設整備事業により調整を行ったところである。

その後9月に2次要望があり、9月補正で計上した2,000万円の市道整備事業を追加するとともに、橋梁補修事業についても再度継ぎ足し単独事業としての舗装工事分もあわせて要望したところである。

- ・ 辺地対策事業債についても、過疎対策事業債と同様に全国規模で調整がされており、国から同意があった額に合わせてある。

- ・ 辺地対策事業の計画期間は、平成29年度までとなっている。
- ・ 南薩地区衛生管理組合の負担金の減額は、組合の平成26年度決算で繰越金が確定したことと、資源ごみの売却がふえたことによるものである。
- ・ 循環型社会形成推進交付金の交付対象は、離島等特別な地域を除き、人口5万人以上または面積400キロ平米以上の地域とされている。
- ・ ダイオキシンの人に対する影響について、環境省のダイオキシンに係るパンフレットの中に示されている内容に、多量の暴露による動物実験をした場合には、発がん性や呼吸器障害、その他の障害が出るとまとめられている。ただ、人に対して同じような影響があるかどうかということについては、まだ詳しい報告がされていないことから、人に対する影響については、今後も研究していくということで報告がなされている。
ダイオキシンの毒性については、十分示されているし、そのことは十分認識しており、法の基準に沿って十分対処していく施設になるということで説明しているところである。
- ・ 平成14年に加世田を中心とする薩南衛生組合が内鍋清掃センターにごみを持ち込むようになったことについては、加世田、薩南地区で新たにごみ処理施設を建設する計画であったが、その計画がなかなか進まなくて、内鍋清掃センターへの搬入の依頼があり、受け入れることになったと聞いている。
- ・ ごみ焼却施設の煙突の高さは、大体60メートルから80メートル、高いところで100メートルであるようであるが、煙突からの飛灰はその高さによって2キロから4キロの範囲が影響があると示されていると聞いている。風向、風速などの気象条件もあり、どの程度の影響があるかということについては明確に調べてはいない。
ごみ焼却施設が建設されとした場合は、煙突からの飛灰の問題だけでなく、建設される地域の状況等に応じた建設の基準等に対応していかなければならないと考えている。
なお、煙突からの飛灰は、現在、完全ではないにしても、内鍋清掃センターも煙が出ないという状況になっており、新たに建設されとした場合の施設もそうでなくてはならないと考えている。
- ・ ごみ焼却施設の建設に関する住民用のパンフレットについては、南薩地区衛生管理組合において作成中であるが、具体的な説明内容等について事務局と協議をしていきたいと考えている。
- ・ ダイオキシンあるいは重金属は人体に影響があると思うが、基準については、動物への影響に対するさらに10分の1の基準を設けて規定しており、今の施設は、自主的にさらに厳しくして基準を設けている。煙突は、温度を下げて高いところから水蒸気を放出するため、高さが調節されている。
- ・ ダイオキシンが発生する大きな原因は、塩化ビニール、プラスチック類が燃えるときに、不完全燃焼した場合に発生するもので、炭素、水素、塩素などの成分が結合して毒性のある物質になるものと認識している。
- ・ 内鍋清掃センターに収集されるプラスチック、ビニール類は、広報紙などで、市民等へは資源ごみとして出していただくよう広報を行っている。燃えるごみの中にビニール系、プラスチック系が幾ら入っているかということは把握していない。
- ・ 南薩地区衛生管理組合では、新広域ごみ処理施設建設に当たって、各構成市の担当係長及び担当者で構成する作業部会を立ち上げており、今後、ごみの分別の仕方などさまざまな案件について協議を行っていく予定である。なお、幹事会は、各構成市の担当課長の会議である。
- ・ 中学校教師用指導書の購入については、小学校の場合は全教員が担任をしており、全教員が必要であるが、中学校の場合は教科担任制であり、教科担任が数人いる学校については教科ごとの1冊を共有するという考え方である。
- ・ 教師用指導書には、部活動の指導や生活指導に関しては記載されていない。

部活動の指導の手引等は県教育委員会から配付されている。例えば、部活の行き過ぎがないように1週間に1度は部活動は休むとか、子供たちの健康のことを考えて部活動の運営をしていくとかという内容の指導等のマニュアルはあるが、具体的な指導書としてのかたちのものはない。

- ・ 中学校の部活動の顧問は、校内の職員の中で、自分が得意とする種目を持っていればその先生にお願いしている。また、部活動がその学校に存在していれば、得意ではなくても、その種目を持つことも教育の一環としており、部活動を持ってくれる先生については、学校長としても非常にありがたいという気持ちでいると思う。
- ・ 学校の部活動の顧問は、学校規模によるが、大規模であれば顧問と部長、あるいは副顧問がいるが、小規模校であれば顧問が1人、あるいは足りなければ校長、教頭まで顧問になっているという状況がある。
- ・ 部活動の顧問に対する手当は、土日のみ4時間以上の指導があれば1日当たり3,000円の手当を支給しているということである。
- ・ 去る10月15日に県教委が減給処分をしたとの報道がなされた本市の学校で起きた事案に係る市議会への報告については、被害生徒の人権や学校生徒全員の安全・安心な教育環境を守ることへの配慮や、発生以降、子供たちが動揺して元気がないということで、保護者や地域の方々から、外部への報告は控えてほしいといった強い要望が校長にあったこと、また、県教育委員会が学校職員等の懲戒処分の公表基準に基づいて、生徒の人権に配慮した上での懲戒を発表しているなどの事情等を踏まえ、総合的に勘案した上で報告を控えたところである。
- ・ 教職員の懲戒処分は、任命権者である県教育委員会が行う。懲戒処分の根拠法令については、地方公務員法の規定を援用して、県教育委員会が懲戒処分の基準を定めていると聞いている。
- ・ 今回の件について、市教委としては、事故調査を独自で行い、その結果を県教委に報告し、県教委は事故調査を2度行っている。その後、本市として懲戒処分に値するという内申を県教育委員会が行うことで、県教育委員会が懲戒処分を行ったところである。
- ・ 教職員の服務監督権者は市教委である。
- ・ 学校で起こった事案については、例えば、児童生徒の人命にかかわる事案等が起こったときには公表していく、あるいは報告していく必要があると思うが、やはりそこに人権がかかわってくると、報告ができない部分もあると考えている。
- ・ 体罰等の防止対策については、教職員それぞれが人のことと思わずに、処分が出た段階で自分のこととしてとらえ、それを絶対にしないという教師としての矜持をしっかりと持っていくこと、学校長は責任を持って職員のさまざまな動き等に気を配り、何かあったときには個別の指導を繰り返していくということ、また、役割演技の演習等を取り入れた研修を行うなどを繰り返してやっていかなければならないと思っている。
- ・ 学校におけるユニバーサルデザインは、学校内にいろいろな子供たちがいる中で、特別支援学級に在籍する子供たちも平等に授業が受けられるようなシステムであると考えている。
また、通常学級においても、いろいろなタイプの子供がおり、言葉による説明では理解できない子供に対して図を使って説明したりするなどの方法をユニバーサルデザインの1つと考えている。
- ・ 本市では、本年11月17日に立神小学校で研究授業が行われ、その中でメインに掲げていたのがユニバーサルデザインによる算数科の授業であり、子供たちをグループに分けて指導する中で、グループに適切な方法で教師が授業を進めるという方法をとっていたが、こういった考えをもとに、本市でもユニバーサルデザインについては広めていくことができるのではないかと考えている。
- ・ 諸収入中、クリーン堆肥センター修繕負担に係る雑入については、クリーン堆肥センターの

二次発酵施設の壁が破損し、その修繕に伴い、修繕費の一部を農協が負担するものである。

- ・ クリーン堆肥センターからの悪臭については、二次発酵施設の壁の破損によることもあったのではないかと思うが、直接、地域住民からの悪臭に対する苦情は、最近はないところである。
- ・ 子ども医療費助成については、広報紙でも広く制度を周知しており、また、子供が出生した場合や市外からの転入の場合には、その手続の際に、窓口で個別に周知を図っている。今後、さらに効果的な周知の方法を検討していきたいと思う。
- ・ 子ども医療費助成の現物給付化は、医療機関との協力体制整備が必要であること、また、現物給付化することにより国保の国庫負担分についてペナルティーがあることなどから難しい状況にある。このペナルティーについては、今後の地方創生で少子化対策に反するのではないかということで、地方六団体から国へ要望し、国でも現在、ペナルティー部分についての検討がなされているということで、ペナルティー部分がなくなれば現物給付化も容易になってくるのではないかという見込みである。
- ・ 子ども医療費助成については、保険適用部分にしか適用されない。インフルエンザ予防接種は保険適用外であり、子ども医療費助成の対象とはなっていない。
- ・ 日中一時支援事業は、障害者等を介護する家族が緊急な用事等で介護ができないという事情が生じた場合に、一時的に預けてサービス給付を受ける事業である。
- ・ 障害通所支援事業は、自治体が小規模な通園の場を設けて、心身に障害のある幼児に対して通園の方法により指導を行い、障害幼児の早期療育を推進することを目的に行っているものであり、平成26年度の状況では、南九州市のあおぞら療育支援センター、南さつま市の金峰町にあるH A S療育支援センター、坊津町にある清原療育支援センターなどを利用しており、本市のいるかの教室も対象施設となっている。なお、南薩養護学校は、県の設置した施設であり、この事業の対象とはなっていない。

対象児童数は、平成26年度では、児童発達支援として、あおぞらが18名、清原が17名、いるかの教室が3名となっている。放課後デイサービスは、あおぞらが3名、清原が6名、市内のいるかの教室が17名利用している。

- ・ 障害児の放課後デイサービスの費用は1割負担となっているが、利用者負担軽減対策事業により実質無料となっている。

サービスの利用については、事前に利用希望者が市に申請してもらい、利用の支給決定を受けて施設を利用することになる。その後、毎月、事業所から利用実績報告が上がってくるという流れである。

- ・ ふれあいとゆりの道づくり事業は、国道226号の立神通りの明治蔵から西側のほうの歩道を県営事業でカラー舗装を行っており、事業費は800万円で、そのうち10%が市の負担金となっている。
- ・ 特用作物振興対策事業補助に係る桑茶研究会への参加は4名のお茶農家であり、木口屋方面の耕作放棄地などを利用して、合計で約65アールの耕作面積を予定している。
- ・ 桑茶の取り組みについては、お茶農家が、ここ数年価格がよくないことから、新たな特産作物として試験的に今回取り組もうというものである。

桑茶の販売については、最近の安全志向により、中国からの輸入を国内産に切りかえたいという意向で、ある業者から桑茶研究会に対し売買の打診があるなどの状況もあり、桑茶づくりを進めていく中で販路の確保はできていくのではないかと考えている。

- ・ 危険空き家等解体撤去事業に関し、A判定とされた危険空家等は、平成24年11月の実態調査から本年の11月末現在までで延べ43棟である。このうち、平成25年度に6棟、平成26年度に7棟、平成27年度についても現時点で8棟が解体される見込みである。
- ・ 住宅の管理については、一義的には所有者の責任によるものである。責任を全うされていな

い住宅の中で、老朽化に伴い危険性がある空家のほか、環境問題などいろんな問題での空家等もあると思うが、この危険空き家等解体撤去事業は危険空家を解体するときの補助であり、害虫など環境問題等を原因とする空家については、現時点では啓発を図っていくしかないと思っている。

○委員からの意見・要望

- ・ 平成14年に薩南衛生組合が内鍋清掃センターへごみを持ち込むようになったのは、新たにごみ処理施設の計画が進まなくなったこともあるが、直接的には当時の施設がダイオキシン類対策特別措置法の条件をクリアできなかったからであり、ダイオキシンの規制というのは、それほど厳しいものがある。
- ・ 煙突の高さとその灰が飛ぶ距離さえ押さえられていないことについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に、廃棄物関係の施設をつくる場合は周辺地域の環境に配慮するよう規定しているが、ごみ焼却施設建設に当たって、周辺環境等に係る当局の認識不足が心配される。住民への理解を深めるための努力もされているようであるが、ごみ焼却施設に対するきちっとした対応がなされるようにしてほしい。
- ・ 南薩地区衛生管理組合が技術的な面の事業を行う中で、技術職の職員が手薄ではないかという指摘を聞いている。各構成市からの職員だけで大事な業務がきちんとなされるのか懸念されるので、今後、執行当局で検討してほしい。
- ・ 学校で起こった体罰等の事案については、行政上の問題として、報告ができる範囲で議会に対しても報告すべきだと思う。
- ・ 学校で起こった事案については、子供たちを守っていく上でこれからが大事であり、今後の対策として、これ以上被害が出ないように対策を十分に行ってほしい。
- ・ 12月に青少年育成懇談会といったものが各学校で設けられていると思うので、その中で、今の状況についてできる範囲で報告をしてもらえれば、部活動等における事案等への対策をとることができるのではないかと思う。
- ・ 現在、学校の教職員で市外から通勤されている方が多いが、本市に住んでもらって、放課後や休みの状況など、日ごろから児童・生徒と向き合っつき合うべきだと思う。そういった要望が相当数上がっているようであるので、対策を講じてほしい。
- ・ 悪臭問題などの事案について、地域住民の声を吸い上げるためにも、市政を語る会等でも、行政のほうから意見を投げかけていくということも必要だと思う。
- ・ 桑茶の取り組みに関し、その販路を確保し販売力を上げていくために、何らかのサービス事業を見つけるなど、行政も協力して進めてほしい。
- ・ 子ども医療費の現物給付化についての要望が多いので、ぜひ前向きに検討してほしい。

◎議案第79号平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,385万6,000円を追加し、予算総額を46億8,462万6,000円にしようとするもので、当初予算より5.8%の伸びとなる。
- ・ 歳出について、退職被保険者等に係る療養給付費、療養費及び高額療養費に不足が生じる見込みであることから、それぞれ5,790万3,000円、45万3,000円、1,550万円を増額しようとするものである。
- ・ 以上の財源として、療養給付費等交付金3,939万2,000円及び歳入欠陥補填収入3,446万4,000円の増で措置した。
- ・ 今回の退職被保険者に係る各給付費等の伸びについては、特に100万円を超す医療費の方が

出てきたことによるものである。そもそも退職被保険者等の療養給付費の予算額自体が小さく、高額な方が出るとすぐに予算をオーバーしてしまう状況にある。

退職分の100万円超レセプトの件数は、平成25・26年度は9件で1,000万円程度であったが、平成27年度は3月から10月診療分の8カ月分だけで13件で2,700万円と、高額な方がふえている状況である。

今後の歳出の見込みについては、不足が生じないように今までの月の支払いの一番高いところの療養給付費と高額療養費で見込んでいるが、10月分のレセプトで見ると昨年並みに落ちついてきおり、今回の補正でお願いしている部分より落ちてくると思われる。

- ・ 100万円を越す傷病の事例として、退職被保険者では、心臓病、心室細動、脳梗塞等がある。特に心臓病になると一月のレセプトだけで600万円を越す方も出てきている。また、脳梗塞でも200万円というような状況である。
- ・ 退職被保険者の療養給付費の精算の仕組みは、最終的に社会保険診療報酬支払基金からその全額が補てんされるため本市の国保財政に影響はないが、まだその額が未確定であることから、今回の補正では歳入欠陥補填収入で歳入面を組んだところである。
- ・ 療養諸費については、医療機関へ支払う枕崎市の負担分であり、退職被保険は3割が自己負担分、残り7割が市の負担分となっている。
- ・ 高額療養費については、所得に応じて毎月の自己負担の上限額が決まっており、100万円を越す方がふえるに伴い市の療養費の負担も当然ふえる。また、退職被保険者数についても、当初352名で見込んでいたが、現在390名おり、それらの要因等により療養諸費がふえたものと考えている。
- ・ 歳入欠陥補填収入の見込みについて、今回の退職被保険者の3,446万4,000円部分については、各保険者、協会けんぽから国保のほうに給付されるため本市国保財政に悪影響はないが、一般被保険者も平成26年度から平成27年度にかけて1人当たりの医療費が伸びており、当初見込んでいた単年度の赤字額がふえると予想している。ただし、歳入面で国・県支出金が現在まだ不明確な点があり、2月ぐらいにならないと最終的な単年度収支について言及することはできないところである。
- ・ 退職医療制度については、廃止され、現在いる方が65歳に到達した時点で一般被保険者のほうに変わるため新たに退職被保険者となる方はいない。

◎議案第80号平成27年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ22万1,000円を減額し、予算総額を24億0,422万円にしようとするもので、当初予算額より約5.5%の伸びとなる。
- ・ 補正の主な内容は、平成27年度の人事異動及び平成26年度の決算確定に伴う南薩介護保険事務組合負担金の減、平成27年度給付実績見込みの変動に伴う居宅介護サービス給付費の減並びに居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画給付費、介護予防サービス計画給付費及び高額医療合算介護サービス費の増のほか、介護予防事業として新たに実施する「てげてげ広場事業」に係る経費である。
- ・ 以上の財源として、支払基金交付金4万1,000円、国庫支出金3万7,000円、県支出金1万8,000円の増と繰入金31万7,000円の減で措置した。
- ・ てげてげ広場事業については、てんとうむし体操をはじめ、さまざまな活動を自主的に実践するてげてげ広場を創設し、心身機能と活動、参加促進といった各要素にバランスよくアプローチすることにより、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進、地域における見守り及び高齢者同士の支え合いの仕組みづくりを推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環

境整備を図ろうとするものである。

- ・ 対象者は、身体的な理由等により筋トレサロンに参加が困難な高齢者や、体操に特化しない語らいというようなサロンに参加を希望する高齢者等を予定している。
- ・ 事業の中身は、一つのツールとして、てんとうむし体操といういすに座ったまま、あるいはいすをつかんだままでの体操など、身体機能が低下した高齢者にも可能な軽度な体操を行うことにより、身体機能の維持・回復を図り、要支援、要介護状態への移行の防止につなげようとするものである。
- ・ 運営方法については、当初の5回程度は、市の地域包括支援センターの保健師や社会福祉士などが運営に参画し、公民館との協働により運営していき、6回目以降は公民館の自主運営に移行して、サロンの内容等は基本的には自主的に公民館で決定してもらうこととし、市は定期的な体力測定等の評価、理学療法士等による相談・助言等といったものに関与していきたいと考えている。

そのほかに、語らい等を通じて、心配事・悩み事の相談・解決、閉じこもりの防止等、高齢者がお互い支え合えるシステムの構築等につなげたいと考えている。

- ・ 今年度は、モデル事業として地区を選定して1カ所で実施する計画であり、事業費は14万9,000円を見込んでいる。

市としては、この事業を来年度以降さらに広げていきたいと考えている。

- ・ 予算額14万9,000円の経費の内訳は、てんとうむし体操で200グラム程度のおもりから個々の能力に応じてつけるおもりの購入費、その他必要な消耗品等の経費である。対象地区が平成28年度以降広がったときには、おもり等の必要な道具もふえるので、それに従って予算化していきたいと考えている。
- ・ 場所については、基本的には地域に身近な公民館が挙げられると思うが、公民館の施設自体を持たないところもあるので、そういった場合、地域のほうで適当な場所を確保していただくこともあり得ることから、公民館等としてあるところである。
- ・ 事故等が生じた場合のため、市が保険を掛けるということは想定していないが、例えば公民館の協働的な活動ということであれば公民館のほうで活動保険みたいなものを掛けていると思うので、その保険対象に当たるような事故であれば、救済されるのではないかと考えている
- ・ 空家をリフォームして、身近な場所に小さなコミュニティみたいなものをつくればということについては、地域の方々にとって集まりやすい身近な場所としては第一義的には公民館だろうと思うので、例えば公民館までが遠い場合については、この事業の目的である生活上の支え合いといった観点からも、お互いに乗り合わせるなど日常的な生活支援につなげていっていただければと思っており、空家の活用等については今のところ考えていない。
- ・ てげてげ広場の運営において、お茶代等に対する補助についての考え方については、地域みんなでの助け合いという事業目的からも、お互いに持ち寄るといったことで語らいの場を構築していただければなというふうに考えている。
- ・ 男性の高齢者の参加についての手だてについて、今年度取り組むモデル事業での男性参加者の割合等も見ながら、平成28年度に向けて周知や動機づけについての工夫をしていきたいと考えている。
- ・ 大きい集落で複数のグループが生じた場合には、気の合うもの同士が集まるというサロンとしての性格からも、例えば日を変えて実施するといった対応になるのではと考えている。
- ・ 居宅介護サービス給付費の中身について、居宅介護サービス給付費には、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションといった訪問系のサービス、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所といった通所型のサービス、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護といった入所系のサービスのほか、自宅で生活ができるように必要な

用具を貸与する福祉用具貸与といったものがある。

- ・ 新しい内閣改造の一億総活躍の一環の緊急対策に関し、介護離職の対策については、個々のケアプランの作成の中でその家庭の状況といったものは把握し、個々の事情についてはつかんでいるところであるが、本市でどういった取り組みが必要なのかということは、まだ具体的にはとらえていないので、今後検討をしていきたいと考えている。
- ・ 介護サービス計画給付費については、介護報酬の算定の中に特定事業所加算というのがあり、その加算を今回とった事業所があるということから増額になっている。
- ・ ケアプランについては、新規のときにまず1回つくり、認定期間中モニタリングを行う。具体的には、月に1回は訪問して、サービスを使ってどうか、サービスに過不足はないか、新たな問題は起きてないかということを確認をし、サービスの変更があれば当然プランの見直しを行っている。そして、認定更新の時点では、正式にプランの見直しをするということであり、そのようにサービスが有効に、適切に使われているかどうかを継続してモニタリングしていく必要があることから、毎月1回は居宅支援費の支給がある。
- ・ 居宅介護サービス給付費の減については、当初予算で見込んでいた給付見込みに対し、4月以降の利用実績を見たところ、今年度の利用実績が減る見込みであることから750万円の減額となったものであり、要介護や要支援から外れたということではない。

○委員からの意見・要望

- ・ てげてげ広場事業は、高齢者元気度アップ・ポイント事業、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業の対象としているということであるが、ポイントアップについて高齢者がすごく興味を持っているので、継続して実施してほしい。

◎議案第81号平成27年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,186万9,000円を減額し、予算総額を7億4,315万円にしようとするもので、当初予算額に対し6.5%の減となる。
- ・ 地方債の補正は、事業債の変更に伴うものである。
- ・ 補正予算の主な内容は、人事異動及び共済費財源率等の確定に伴う人件費の減、処理施設管理費の修繕料の増及び委託料の減、下水道整備費の委託料不用額の減と交付金内示額の減に伴う工事請負費の減、事業債の償還金利子確定に伴う公債費利子の減である。
- ・ 一般管理費が27万2,000円の減、処理施設管理費が191万8,000円の増、排水施設管理費が5万1,000円の減、下水道整備費が5,292万5,000円の減、公債費が53万9,000円の減である。
- ・ 以上の財源として、国庫補助金2,570万円、一般会計繰入金616万9,000円、事業債2,000万円の減で措置した。
- ・ 過疎対策事業債については、市全体分で一括申請しており、今回の国からの減額決定に伴い、交付税措置率の低い事業から優先して充当したため、下水道会計分については交付税措置率約40%の通常の公共下水道事業債に振りかえることとなり、4,680万円の減額となった。
- ・ 給料総額の影響額については、人事異動により平均年齢が低くなったことが大きく影響している。
- ・ 下水道整備費の委託料について、3号最終沈殿池汚泥掻寄機の改築更新と中央監視制御施設の電気設備の工事での入札執行残及び不用額等により、3,400万円程度の減となった。
松之尾中継ポンプ場の長寿命化計画策定についても、入札執行残により160万円程度の減となった。
- ・ 終末処理場の臭気対策として、建設時から水処理施設の池にふたの設置、周辺施設に植栽等

の設置、汚泥処理等に対しては活性炭の入れかえ工事等を行っている。

臭気検査等を年4回程度、簡易臭気測定器等で検査を行い、さらに環境担当部局の臭気検査も年1回実施した結果から異常値は出ていないが、汚泥棟周辺に対し悪臭がするとの指摘があるため、検討課題として、汚泥搬出時に臭気が漏れないように送風機を設置することや施設の改装、環境微生物等の与える影響についての調査研究、大潮になるとほかからの排水等が押し戻されたままの状況の現地調査など、さまざまな方面からアドバイス等をいただきながら臭気の改善に努めていきたい。

- ・ 臭気検査について、今年1月に環境部局が行った専門機関による悪臭検査の結果、臭気指数は10未満で基準内であった。5月の簡易式の測定器での検査では、悪臭防止法の検査基準である敷地境界においてゼロという数字であった。
- ・ 臭気の計測について、ことしは5月26日に検査を行い、それ以降に例年8月、11月、2月に季節に応じて、天候等を加味した中で臭気測定を行っている。現在、簡易式の臭気測定器が壊れ検査ができない状況あり、今年度も環境部局の正式の検査を行う予定である。
- ・ 活性炭は、平成25・26年度に汚泥処理等で入れかえ工事を行っている。
- ・ 下水道事業の企業会計への移行について、現在、固定資産等の調査・整理、工事台帳並びに機械設備等の拾い出しの作業を行っているが、法適用化の基本的方針については現在検討中である。

県内の3万人以上の都市についても、来年度からそれに向けての委託等を進めるという情報もあるので、委託する場合の作業の手順並びに問題・課題等の情報収集し、整理しながら、今年度あたりにはある程度の方向性が見出せたらということで検討をしている。

○委員からの意見・要望

- ・ 下水道事業の企業会計への移行の方向性については、3月定例会で明確に説明できるようにしてほしい。
- ・ 終末処理場の周辺の商店の方々は、臭気による集客への影響を懸念しているので、臭気対策について、一生懸命取り組んでいただきたい。

◎議案第82号平成27年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 業務の予定量について、主要な建設改良事業の金山浄水場急速ろ過池更新事業の工事費の設計書見直し及び条件付一般競争入札による執行残に伴い補正するものである。
- ・ 収益的支出の営業費用は、人事異動に伴う人件費等の減額に伴い補正するものである。
- ・ 営業外費用は、工事請負費減に伴い、仮受消費税と仮払消費税の差額が拡大するため、消費税及び地方消費税を増額するものである。
- ・ 資本的収入の負担金は、県道枕崎知覧線道路拡幅工事に伴い、歩道内に消火栓を1基増設するため増額するものである。
- ・ 企業債は、金山浄水場急速ろ過池更新工事において、平成27年度分の事業費減に伴い減額するもので、あわせて起債限度額についても、減額するものである。
- ・ 資本的支出の建設改良費は、金山浄水場急速ろ過池更新事業の工事費の設計書見直し及び条件付一般競争入札による執行残に伴い減額するものである。
- ・ 職員給与費は、平成27年4月1日付の定期異動により、職員数14名のうち再任用職員が1名含まれることから、人件費等を減額するものである。
- ・ 金山浄水場急速ろ過池更新事業については、平成27年度当初予算で7,814万9,000円、28年度分の債務負担行為が6億6,919万円の合計で7億4,733万9,000円計上していたが、平成25

年度に提出のあった実施設計書の見直しを行い、現在ある急速ろ過池のポンプを使用することや、現在の実勢に応じた見積書を作成したことにより約1億円近く減額できたこと、また入札執行残で4,000万円程度減になり、合計で約1億4,000万円程度の減額になっている。

平成28年度分の債務負担行為については、今後変更契約の可能性もあり、現時点で減額は行っていない。

- 債務負担行為の見通しとして、平成27年度分の契約額が2,143万8,000円、平成28年度分が5億7,975万4,800円の合計で6億0,119万2,800円になり、現時点での減額は約8,860万円程度になると予定している。
- 平成25年度に設計業者から受け取った実施設計書について、本年4月に中身を吟味し、工事費の設計額を抑え見積もるよう指示した結果、今回の設計額の値になったところである。
- 設計書は9月末に仕上がり、10月14日に条件付一般競争入札で公告を行っている。
- 当初の計画との変更部分については、管材の変更、使用可能なポンプの更新を先延ばししたこと、工期中の交通誘導員の削減、残土処理の経費見直し及び安全さくの設置等の削減等を行ったものである。
- 水中ポンプが故障した場合、修理等はほぼ不可能であるため、新規に交換したほうが費用的にも効果があると考えている。
- 水中ポンプの耐用年数は15年であるが、電気機械設備の保守点検の絶縁抵抗等の結果により、使用不可能と判断した場合は、交換を行っている。

○委員からの意見・要望

- 今回の急速ろ過池更新事業の事業費節減の努力に対し感謝したい。今後も常日ごろから設備の保守について特に注意し、運営していただきたい。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 新屋敷 幸 隆

枕崎市議会議員 吉 松 幸 夫

枕崎市議会議員 茅 野 勲